

西 条 市
高 齢 者 福 祉 計 画
第7期介護保険事業計画

2018年度～2020年度

2018年3月

西 条 市



はじめに

我が国では、総人口に占める65歳以上の高齢者の比率が27%を超え、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。

高齢者人口は、2042年にピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれていますが、総人口が減少する中で高齢者が増加する事により高齢化率は上昇を続け、2065年には38.4%に達し、国民のおよそ2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上になると推計されています。



本市においても、平成29年の高齢化率は30.9%と、全国平均を上回っている状況です。

このような超高齢社会の中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるよう、医療・介護・住まい・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進していく必要があります。

本市では、平成27年3月に策定した「西条市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」において、高齢者の自立支援・生活支援・生きがい対策等を目的とした事業を展開してきましたが、今後の社会情勢の変化や将来展望を踏まえ、新たに「西条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

今後は、この計画の基本理念である「活力ある高齢者像の構築」「高齢者の尊厳の確保と自立支援」「共に支え合う地域社会の形成」を目指した施策を展開することで、私たちが暮らすこの西条に「住んでみたい」「住み続けたい」と思っただけのまちづくりを推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、様々な視点からご審議をいただきました介護保険事業計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

西条市長 玉井 敏久

西条市 高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

目 次

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と法的位置づけ	3
3	計画の期間	5
4	計画策定の方法	6
5	本計画のポイント	8
第2章	西条市の高齢者を取り巻く状況	11
1	高齢者の状況	11
2	介護保険制度を取り巻く状況	16
3	本計画期間における高齢者の状況	21
4	高齢者福祉と介護保険事業に関する調査結果概要	25
第3章	基本構想	45
1	基本理念	45
2	基本的政策目標	47
3	「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて	51
4	日常生活圏域の設定	54
5	施策の体系図	56
第4章	社会参加と生きがいづくり	57
1	働く機会の充実	57
2	生涯学習と余暇活動の充実	58
3	社会活動への参加促進	59
4	老人クラブ活動の充実	63
5	健康づくりの推進	64

第5章	高齢者の自立支援	65
1	介護予防・日常生活支援総合事業	65
2	包括的支援事業	73
3	任意事業	85
第6章	高齢者福祉の推進	93
1	高齢者福祉サービス事業	93
第7章	高齢者の住まいと安心・安全の確保	101
1	多様な施設サービスの提供	101
2	住宅施策との連携	106
3	緊急・災害時の安全確保体制の整備	106
第8章	介護保険事業の推進	107
1	居宅サービス	108
2	地域密着型サービス	122
3	施設サービス	129
4	第1号被保険者の介護保険料	132
第9章	計画の推進と評価	143
1	市民・地域・行政等の連携	143
2	市民意識の啓発と地域福祉の推進	143
3	推進体制の整備	143
4	計画の点検・評価体制の整備	143
資 料	編	145
1	計画策定に至る経緯	145
2	西条市介護保険事業計画策定委員会設置規程	146
3	西条市介護保険事業計画策定委員会委員名簿	147



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

介護保険制度の創設から17年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超えて、全国で約500万人に達しています。介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

一方、2025年にはいわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、わが国の高齢化は今後さらに進展し、医療や介護の需要も増大すると考えられています。こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となります。国はこれを、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる2025年までに構築することを地方自治体等に求めています。

(2) 計画策定の趣旨

西条市の平成24年以降の総人口は少しずつ減少する傾向が続いています。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少に対して、高齢者人口（65歳以上）は継続的に増加の傾向となっているため、高齢化率は上昇を続け、平成28年には30.2%と30%を超え、平成29年10月時点で30.9%となっています（住民基本台帳による数値）。

高齢化率の上昇と併せて、何らかの支援について配慮が必要と考えられる高齢一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯も増加傾向にあり、要介護・要支援認定を受けている高齢者について認知症の日常生活自立度を見ると、生活上の支援が必要となる「Ⅱa」以上の人が認定者の56.0%を占める状態（平成29年4月1日時点）です。また、介護保険サービスの利用者数（受給者数）も年々増加しており、この傾向は今後も続く予想されます。

西条市において、介護や支援が必要になる高齢者がこれからも確実に増えると想定される一方、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化して

おり、市の各種高齢者施策は高齢者を取り巻く社会環境の変化に対応する形で常に進化することが必要と考えられます。

高齢者が、元気でいきいきとした生活を続けるためには、高齢者自身が生きがいを持ち続けることができるよう、健康づくりや介護予防に心がけ、また地域における支援の担い手としても活動していくことが重要です。

それを実現する仕組みとして全国的に求められている「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、西条市では、平成27年3月に「西条市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下、前計画といいます。）を策定しました。

前計画により、市では要介護状態にある高齢者には可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るための適切なサービスを提供し、元気で日常生活を送っている高齢者には現在の健康を維持し、将来、要介護状態に陥らないための健康づくりや介護予防サービスを提供するなど、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するための施策を推進してきたところです。

今回の「西条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下、本計画といいます。）は、調査等により把握した市の高齢者を取り巻く状況や、すでに超高齢社会を迎えた市の諸課題に対応するため、前計画で取り組んできた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図るため策定するものです。

2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、西条市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

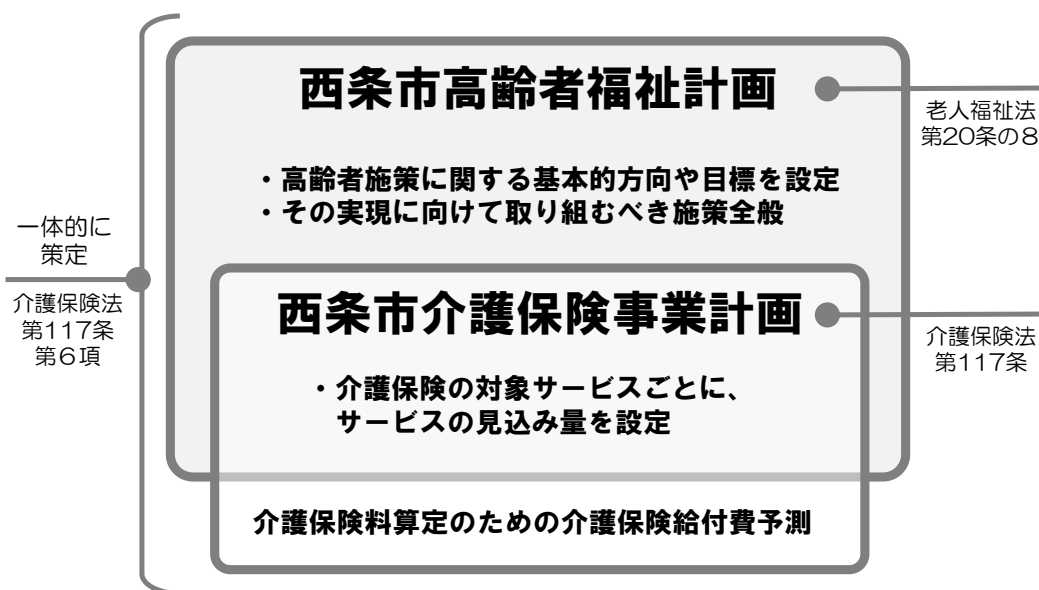
(1) 高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置づけられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

(2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



(3) 他の計画との整合

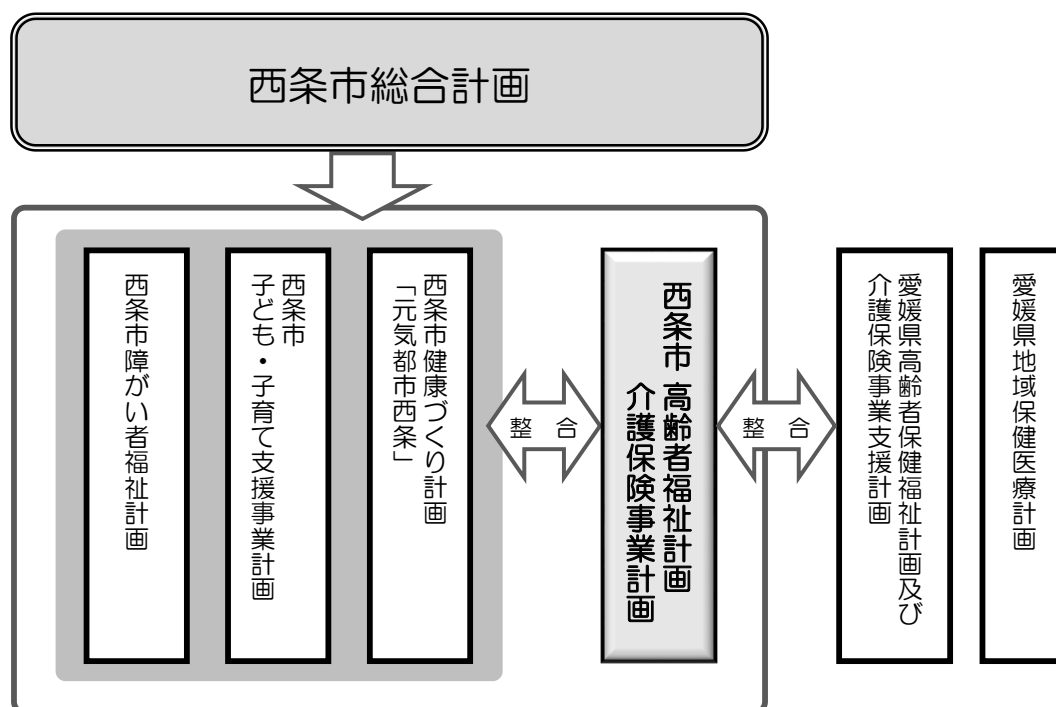
本計画は、「西条市総合計画」を上位とする部門別計画として位置づけます。

本計画で深化・推進を目指す地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアがまず念頭に置かれているものではありませんが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子ども、子育て家庭に対する支援等にも応用できるなど、福祉施策全体に関連性の深い概念です。

本計画は、このように地域共生社会の実現に向けた取組を内包する計画であることから、「西条市健康づくり計画（元気都市西条）」「西条市障がい者福祉計画」など、関連する他の計画と整合を図りながら策定します。

また、国の基本指針、県の「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」「愛媛県地域保健医療計画」とも整合を図っています。

▼各計画の関係

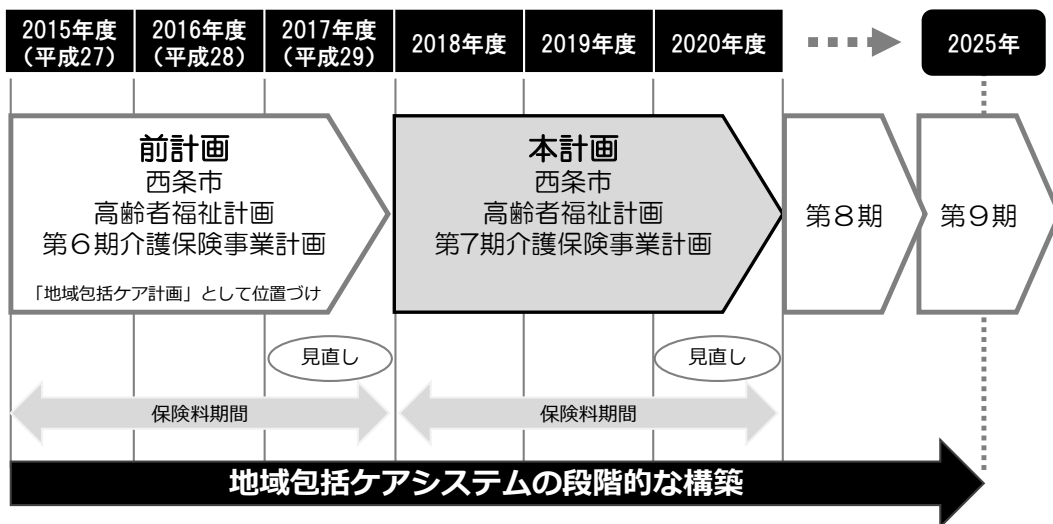


3 計画の期間

本計画は、2018年度を初年度とし、2020年度を目標年度とする3か年の計画です。また、2025年に向けて西条市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築するための、深化・推進の一段階と位置づけます。

計画の最終年度にあたる2020年度には本計画を見直して次期計画の策定を行います。

▼計画期間



4 計画策定の方法

(1) 市民調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者に対する生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進の観点から高齢者の状況やニーズを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、要介護・要支援認定を受けている方の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するため、「在宅介護実態調査」を実施しました。

<調査の概要>

① 調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内にお住まい（平成29年4月1日現在）の65歳以上で、「要介護認定を受けていない方」又は「要支援1・2認定を受けている方」
在宅介護実態調査	市内にお住まい（平成29年4月1日現在）の65歳以上で、「要介護・要支援認定を受け、在宅で生活をしている方」

② 調査時期 平成29年6月22日～8月14日

③ 調査方法 郵送配布・郵送回収

④ 配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	5,343 票	3,414 票	63.9%
在宅介護実態調査	1,186 票	531 票	44.8%

(2) 介護保険事業計画策定委員会の設置

計画の策定に際しては、被保険者である市民の意見が反映されるように、市民代表、学識経験者、医療関係者、福祉関係者等で構成する「介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の検討、審議を行いました。

(3) 行政内部の調整

事業等に係る庁内の連携を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるため、庁内の関係各課と細部の検討、調整等を行いました。



(4) パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見や要望を、本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

意見募集期間	2018 年 1 月 9 日（火）～2 月 8 日（木）
資料公表先	市ホームページへの掲載、市役所保健福祉部高齢介護課等での閲覧及び配布
意見等提出方法	高齢介護課が指定する場所への書面の提出／郵便／ファクシミリ／電子メール
意見提出数	0 件（0 名） 意見提出はありませんでした。

5 本計画のポイント

本計画を構成するうちの一つ、介護保険事業計画について、国の指針による第7期計画策定におけるポイントは以下のとおりです。

ただし、国の指針は全国統一のものであるため、西条市においては、以下を鑑みつつ高齢者人口の推移や今後の予測、日常生活圏域ごとの状況など市の実情・特徴に合わせた計画策定が求められます。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけられており、団塊の世代が75歳以上となる2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。本計画は、2025年に向けて、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とする必要があります。

(2) 2025年度を見据えた計画の作成

本計画期間中の取組を基礎として、2025年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや保険料水準を推計し、それを踏まえた中長期的な視野に立って、第7期から第9期計画における段階的な充実の方針とその中での第7期計画の位置づけを明らかにし、第7期計画の具体的な取組内容やその目標を設定する必要があります。

(3) 医療計画との整合性の確保

本計画では、高度急性期から在宅医療・介護までのサービス提供体制の一体的な確保を図るため、県が作成する医療計画、介護保険事業支援計画との整合性をこれまで以上に確保することが必要となります。さらに、医療計画の一部として作成される「地域医療構想」と、本計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保する必要があります。

(4) 認知症高齢者への対応、介護離職ゼロへ向けた取組など

市町村は、新オレンジプランに基づき、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される仕組みを構築することや、介護離職ゼロへの取組として施設・居住系サービスの整備、介護サービス基盤の整備に伴う人材の確保及び資質の向上を図ることが重要とされています。



(5) 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

保険者である市町村においては、以下の①～④を繰り返し、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが必要とされています。

- ① それぞれの地域の実態把握・課題分析を実施
- ② 実態調査・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成
- ③ 計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供等、自立支援や介護予防への様々な取組を推進
- ④ 取組の実績を評価し、計画について必要な見直しを実施

(6) 前計画の実施状況の確認、評価及び把握

本計画の作成にあたって、前計画の実施状況について実績値等を踏まえながら、計画値との比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理することが重要です。

また地域の現状とともに給付状況の特徴等を把握し、保険者としての取組と要因を整理することが重要となります。

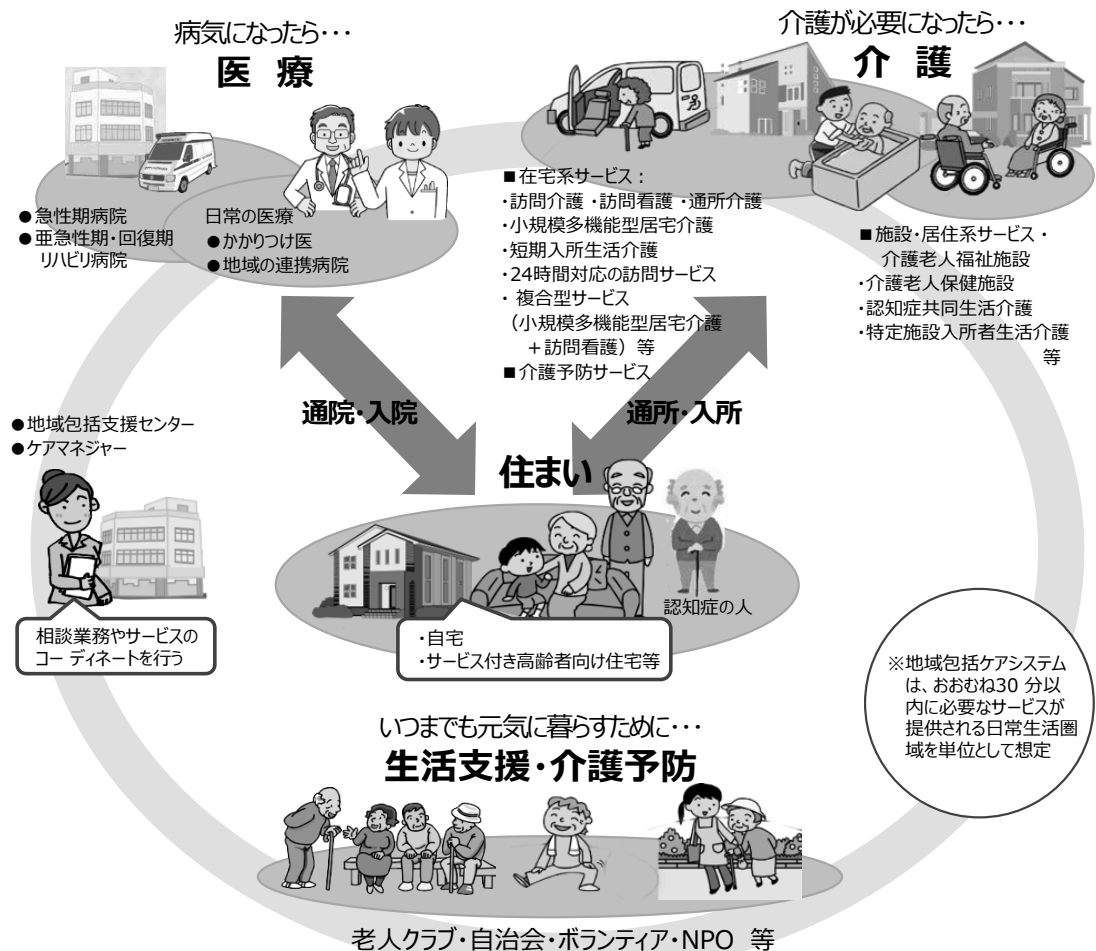
さらに地域密着型サービスの特性、サービス内容、利便性等の周知等や、サービスの利用状況の把握に積極的に取り組むことが求められています。

(7) 地域包括ケアシステムの全体像

本計画で深化・推進を目指す「地域包括ケアシステム」は、保険者である西条市が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要なものです。

健康な高齢者がいつまでも元気で暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要になった場合には介護保険により提供される施設・居住系あるいは在宅で受けられるサービス、もし重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように図る医療と介護の連携など、住まい・医療・介護・予防・生活支援が各地域で一体的に提供される高齢者支援の社会的な仕組み、それが西条市の目指す地域包括ケアシステムです。

▼地域包括ケアシステムのイメージ



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より

第2章 西条市の高齢者を取り巻く状況

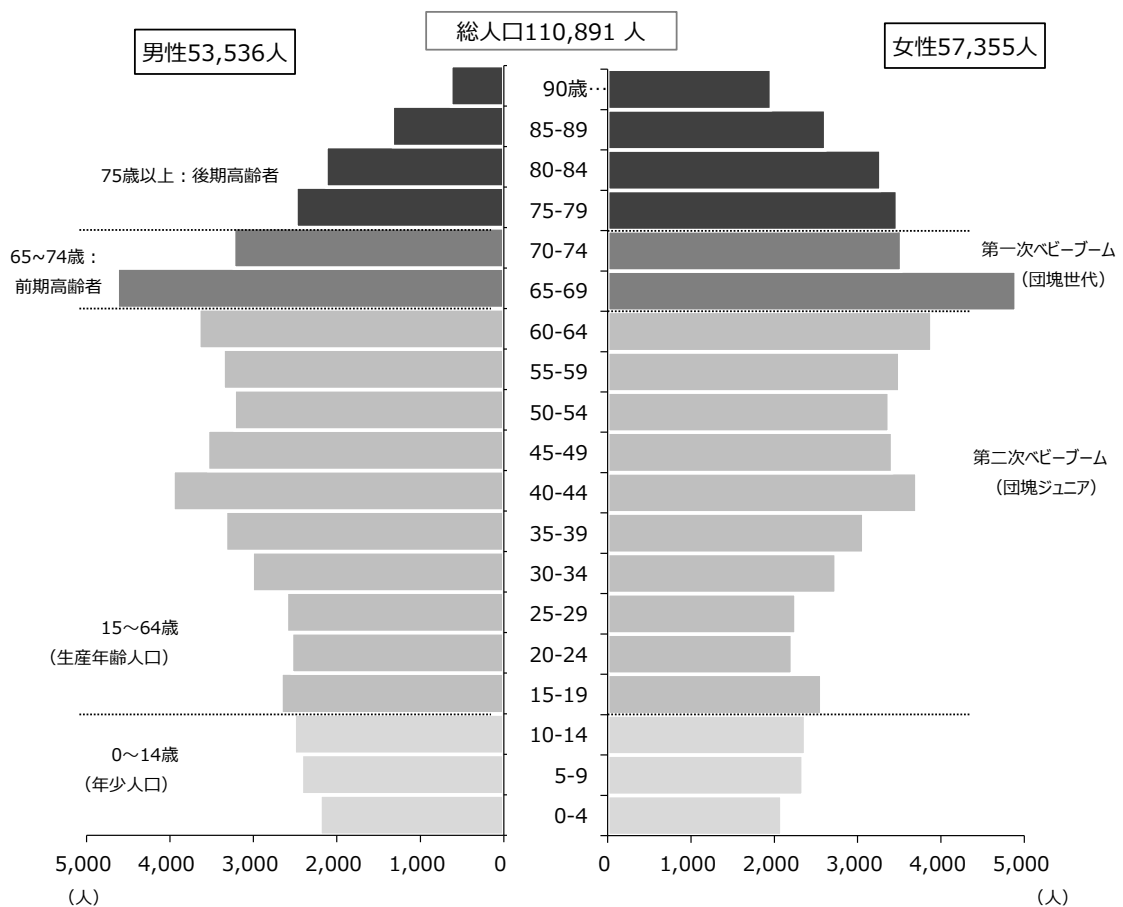
1 高齢者の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の人口は、平成29年10月1日現在、男性が53,536人、女性が57,355人、計110,891人となっています。年齢別人口を見ると、団塊の世代が大きなピークを示し、生産年齢人口の中では団塊ジュニア世代も一つのピークを形成していることが分かります。

現在、国が注視している課題、後期高齢者が増加する2025年、さらに団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年への対応については、西条市でもほぼ同じ状況で求められることになると考えられます。

▼西条市の人口ピラミッド



出典：住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

(2) 人口の推移

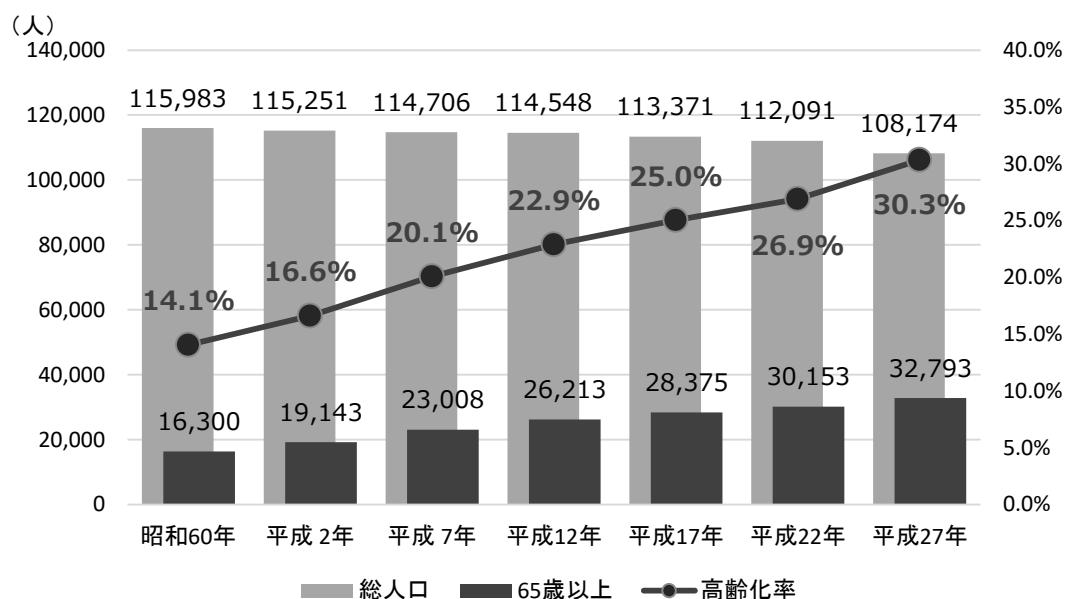
① 長期的な推移

本市の人口の推移を国勢調査から長期的に見ると、昭和60年以降、継続的に総人口が減少してきたことが分かります。平成22～27年の減少の割合はそれまでよりも大きくなりました。高齢化率は平成22まで全国及び愛媛県よりも高い水準で推移し、平成27年度調査時で30%を超えました。

▼ 人口の推移

区分	総人口	65歳以上				高齢化率		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	西条市	愛媛県	全国
昭和60年	115,983	24,309 21.0%	75,371 65.0%	16,300 14.1%	6,875 5.9%	14.1%	12.9%	10.3%
平成2年	115,251	21,330 18.5%	74,721 64.8%	19,143 16.6%	8,115 7.0%	16.6%	15.4%	12.0%
平成7年	114,706	19,065 16.6%	72,621 63.3%	23,008 20.1%	9,511 8.3%	20.1%	18.5%	14.5%
平成12年	114,548	17,354 15.1%	70,852 61.9%	26,213 22.9%	11,500 10.0%	22.9%	21.4%	17.3%
平成17年	113,371	16,199 14.3%	68,784 60.7%	28,375 25.0%	14,368 12.7%	25.0%	24.0%	20.2%
平成22年	112,091	15,356 13.7%	66,582 59.4%	30,153 26.9%	16,477 14.7%	26.9%	26.5%	23.1%
平成27年	108,174	13,857 12.8%	60,473 55.9%	32,793 30.3%	17,211 15.9%	30.3%	30.6%	26.6%

▼ 総人口と高齢者人口の推移

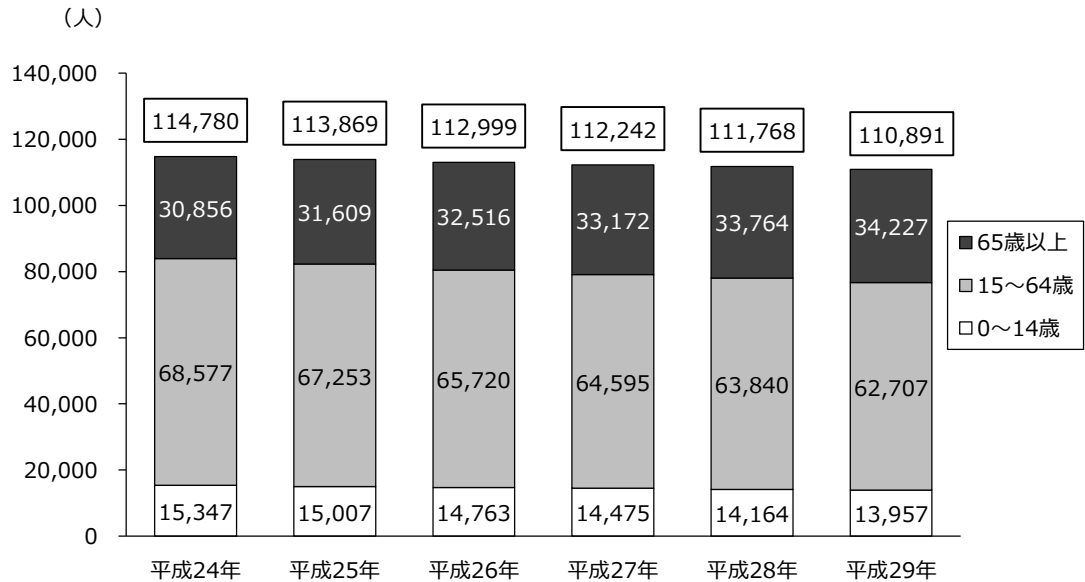




②年齢3区分別人口

近年の人口の推移を年齢区分別に見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が継続的に減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は継続的に増加しています。

▼年齢3区分別人口の推移

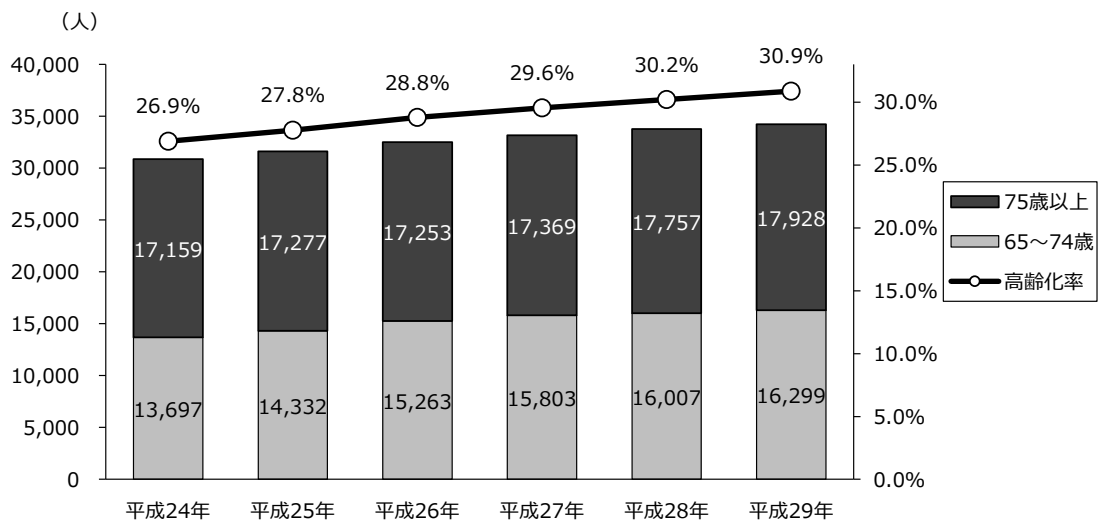


出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

③高齢者人口の内訳

高齢者人口は、後期高齢者（75歳以上）よりも前期高齢者（65～74歳）の増加の割合の方が大きくなっています。

▼高齢者人口・高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(3) 高齢者のいる世帯の推移

西条市の平成29年10月現在の一般世帯は50,514世帯、高齢者のいる世帯は24,327世帯で一般世帯に占める割合は48.2%となっています。

世帯構成の内訳の推移を見ると、近年、高齢一人暮らし世帯及び高齢夫婦のみの世帯が増加を続け、高齢者のいる世帯に占める割合も増加しています。

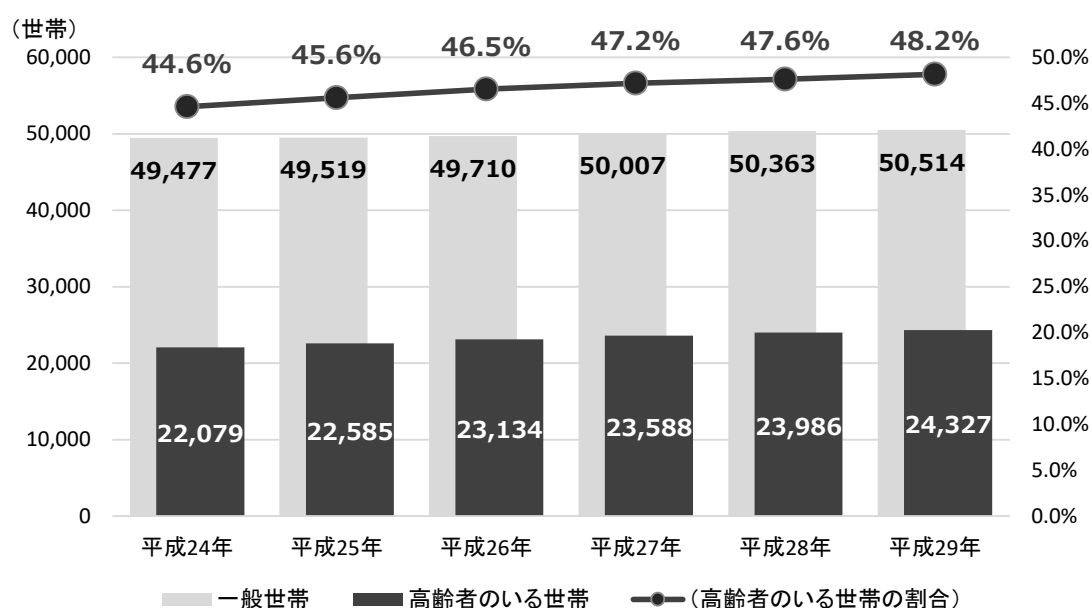
▼ 高齢者のいる世帯の推移

(単位：世帯)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
一般世帯	49,477	49,519	49,710	50,007	50,363	50,514
高齢者のいる世帯	22,079	22,585	23,134	23,588	23,986	24,327
(高齢者のいる世帯の割合)	44.6%	45.6%	46.5%	47.2%	47.6%	48.2%
高齢一人暮らし世帯	8,491	8,795	9,173	9,528	9,869	10,159
(一人暮らしの割合)	38.5%	38.9%	39.7%	40.4%	41.1%	41.8%
高齢夫婦のみの世帯	5,860	6,038	6,255	6,386	6,542	6,641
(高齢夫婦のみの割合)	26.5%	26.7%	27.0%	27.1%	27.3%	27.3%
同居世帯	7,728	7,752	7,706	7,674	7,575	7,527
(同居世帯の割合)	35.0%	34.3%	33.3%	32.5%	31.6%	30.9%

出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

▼ 一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合の推移



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）



(4) 認知症自立度

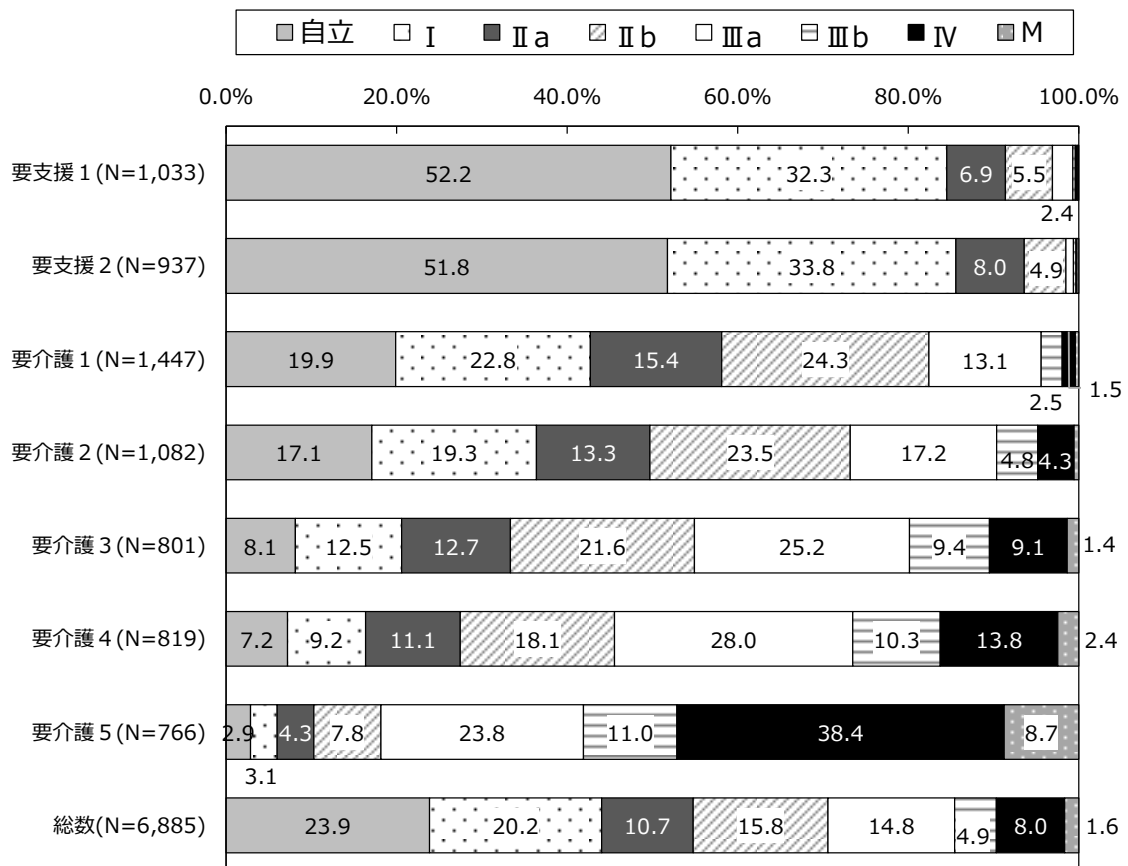
平成29年4月1日時点で要介護・要支援認定を受けている高齢者について認知症の日常生活自立度を見ると、何らかの支援が必要とされる「Ⅱa」以上の人は全体の6,885人のうち3,853人で56.0%となっています。また、認定度別に見ると、要介護度が上がるほど自立度の低い方が多くなっています。

▼ 認知症高齢者の日常生活自立度（認定度別、第2号保険者含む）

(単位：人)

	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	合 計
要支援1	539	334	71	57	25	3	3	1	1,033
要支援2	485	317	75	46	8	3	1	2	937
要介護1	288	330	223	352	190	36	22	6	1,447
要介護2	185	209	144	254	186	52	46	6	1,082
要介護3	65	100	102	173	202	75	73	11	801
要介護4	59	75	91	148	229	84	113	20	819
要介護5	22	24	33	60	182	84	294	67	766
総 数	1,643	1,389	739	1,090	1,022	337	552	113	6,885

▼ 認知症高齢者の日常生活自立度の割合



出典：市データ（平成29年4月1日時点）

2 介護保険制度を取り巻く状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

① 認定者数の推移

平成29年9月時点の要支援・要介護認定者数は6,897人で、うち、第1号被保険者の認定者数は6,734人となっています。

第1号被保険者の認定率は平成25年から26年にかけて一旦下降しました。この時期、西条市で大きな人口集団（コーホート）である、いわゆる「団塊の世代」が65歳に到達して高齢化率は上昇したものの、認定率の低い元気な高齢者が増えたことで結果的に認定率が微減になったと考えられます。

しかし、この状況も長くは続かず、平成27年以降は認定率が微増の傾向となっています。将来的には後期高齢者の増加に伴い認定者数がさらに増加すると見込まれます。

▼ 認定者数の推移

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号被保険者数	30,870	31,603	32,511	33,109	33,455	33,800
要支援・要介護認定者	6,005	6,298	6,421	6,638	6,835	6,897
うち第1号被保険者	5,854	6,133	6,276	6,483	6,665	6,734
うち第2号被保険者	151	165	145	155	170	163
認定率 (第1号被保険者)	19.0%	19.4%	19.3%	19.6%	19.9%	19.9%
要支援・要介護認定者 (第1号被保険者)	5,854	6,133	6,276	6,483	6,665	6,734
要支援1	782	889	1,035	952	987	1,009
要支援2	696	738	774	824	888	924
要介護1	1,087	1,207	1,222	1,394	1,438	1,422
要介護2	969	969	1,024	1,012	1,050	1,068
要介護3	736	761	707	793	766	802
要介護4	707	722	715	729	772	768
要介護5	877	847	799	779	764	741

出典：平成24～26年度：介護保険事業状況報告、住民基本台帳

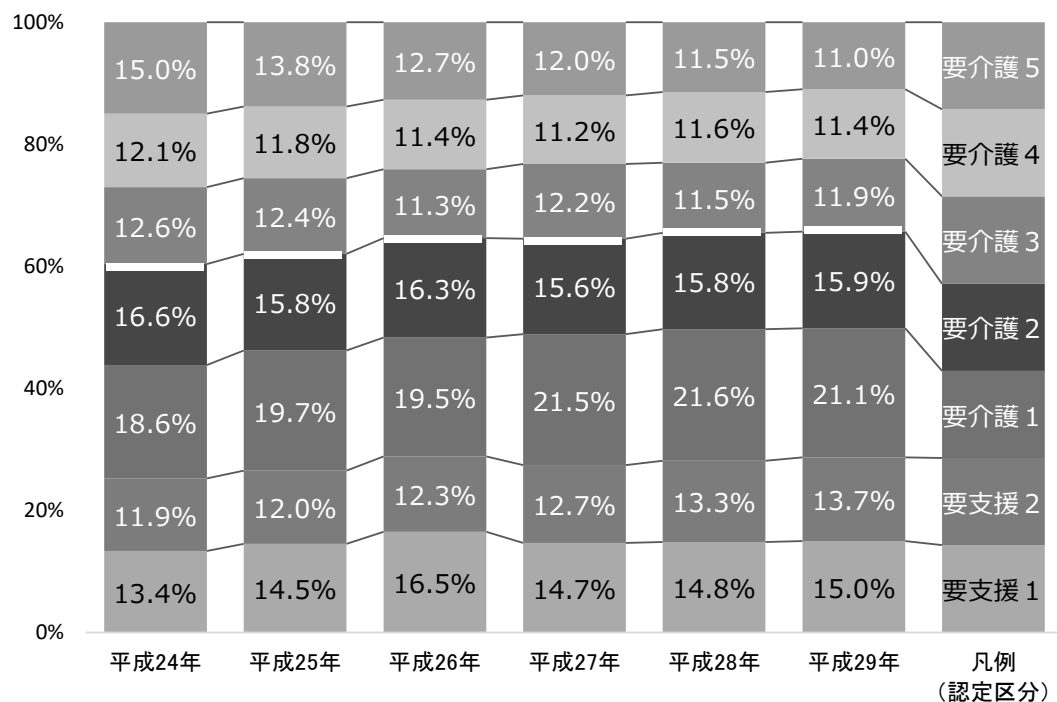
出典：平成27～29年度：地域包括ケア「見える化」システムより取得



②認定度別構成比の推移

認定度別に見ると、要支援1～要介護2までの軽度認定者の割合が、平成24年の60.4%に対し平成29年では65.7%となっています。年による増減はあるものの、近年においては少しずつ重度化が抑制されていることがうかがえます。

▼要介護度別構成比の推移



軽度認定者と中・重度認定者の割合を見ると、要支援1～要介護2までの軽度認定者の割合が、平成24年の60.4%に対し平成29年では65.7%となっています。年による増減はあるものの、近年においては少しずつ重度化が抑制されていることがうかがえます。

▼軽度認定者と中・重度認定者の割合の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1～要介護2（人）	3,534	3,803	4,055	4,182	4,363	4,423
↳認定者全体に占める割合	60.4%	62.0%	64.6%	64.5%	65.5%	65.7%
要介護3～5（人）	2,320	2,330	2,221	2,301	2,302	2,311
↳認定者全体に占める割合	39.6%	38.0%	35.4%	35.5%	34.5%	34.3%

出典：平成24～26年度：介護保険事業状況報告、住民基本台帳

出典：平成27～29年度：地域包括ケア「見える化」システムより取得

(2) 介護サービス受給者数の推移

①介護サービスの利用者数

介護サービスの受給者数は、要支援・要介護認定者数の増加傾向に伴い増加傾向となっています。

サービスの種類別に見ると、居宅サービスは平成27年から28年にかけて増加しましたが、平成28年から29年にかけては横ばいとなっています。施設サービスは年により増減がありますが、総じて若干の減少傾向にあります。

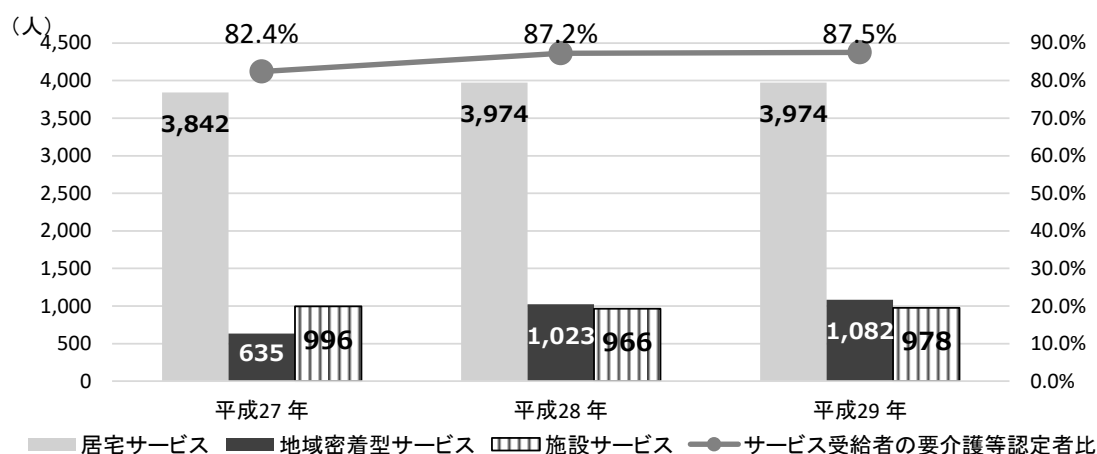
地域密着型サービスは、平成28年度から定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行したため、平成28年度に利用者数が前年度比で約61%の増加となっています。

要支援・要介護認定者に対するサービス利用の割合は平成29年で87.5%となっており、認定を受けているにも関わらずサービスを利用していない、いわゆるサービス未利用者は12.5%となっています。

▼居宅、施設、地域密着型サービス受給者数の推移

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
居宅サービス	3,842	3,974	3,974
高齢者人口比	11.6%	11.8%	11.8%
要介護等認定者比	57.9%	58.1%	57.6%
地域密着型サービス	635	1,023	1,082
高齢者人口比	1.9%	3.0%	3.2%
要介護等認定者比	9.6%	15.0%	15.7%
施設サービス	996	966	978
高齢者人口比	3.0%	2.9%	2.9%
要介護等認定者比	15.0%	14.1%	14.2%
サービス受給者計	5,473	5,963	6,034
高齢者人口比	16.5%	17.7%	17.9%
要介護等認定者比	82.4%	87.2%	87.5%

出典：介護保険事業状況報告（各年9月現在）





(3) 給付費等の推移

平成27年度から平成29年度の介護サービス給付費の対計画比を見ると、訪問入浴介護、認知症対応型通所介護では実績が計画値を大きく上回っています。地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護は平成28年度のサービス開始に伴い、同年度より給付が発生しています。

介護予防サービス給付費では、訪問看護、短期入所生活介護、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護で対計画比が大きくなっています。

▼介護サービス給付費

(単位：千円)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度(見込み)		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
(1) 居宅サービス	3,283,354	3,309,692	100.8%	3,191,809	3,090,999	96.8%	3,392,497	3,258,535	96.1%
訪問介護	510,140	469,674	92.1%	551,314	477,642	86.6%	596,681	498,026	83.5%
訪問入浴介護	25,901	37,474	144.7%	25,547	38,589	151.1%	19,148	34,143	178.3%
訪問看護	66,761	64,178	96.1%	75,235	72,721	96.7%	85,746	80,933	94.4%
訪問リハビリテーション	30,885	29,591	95.8%	29,790	30,110	101.1%	32,816	25,992	79.2%
居宅療養管理指導	16,150	12,984	80.4%	17,549	10,424	59.4%	19,249	13,572	70.5%
通所介護	1,322,551	1,376,668	104.1%	1,123,754	1,079,794	96.1%	1,200,000	1,111,084	92.6%
通所リハビリテーション	449,791	453,558	100.8%	473,891	456,362	96.3%	503,162	463,123	92.0%
短期入所生活介護	286,013	278,659	97.4%	301,802	341,670	113.2%	321,052	398,744	124.2%
短期入所療養介護(老健)	114,745	95,702	83.4%	120,203	91,351	76.0%	127,266	100,859	79.3%
短期入所療養介護(病院等)	0	8,305	-	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	219,152	228,395	104.2%	231,844	246,653	106.4%	246,477	263,349	106.8%
特定福祉用具購入費	11,879	9,770	82.2%	11,880	8,604	72.4%	11,900	7,385	62.1%
住宅改修費	29,584	28,245	95.5%	29,584	23,568	79.7%	29,584	20,809	70.3%
特定施設入居者生活介護	199,802	216,489	108.4%	199,416	213,509	107.1%	199,416	240,518	120.6%
(2) 地域密着型サービス	1,610,049	1,627,633	101.1%	1,936,014	2,028,029	104.8%	2,085,846	2,169,007	104.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	2,859	-	0	4,489	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所介護	33,581	51,080	152.1%	28,408	54,905	193.3%	24,569	62,669	255.1%
小規模多機能型居宅介護	359,036	376,738	104.9%	396,171	425,611	107.4%	428,927	452,030	105.4%
認知症対応型共同生活介護	905,398	866,044	95.7%	903,649	876,791	97.0%	1,004,460	926,537	92.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	274,954	281,759	102.5%	274,423	284,362	103.6%	274,423	287,832	104.9%
看護小規模多機能型居宅介護	37,080	52,014	140.3%	36,878	67,906	184.1%	36,866	73,807	200.2%
地域密着型通所介護	-	-	-	296,485	315,595	106.4%	316,601	361,642	114.2%
(3) 施設サービス	3,217,412	3,130,236	97.3%	3,231,254	3,036,304	94.0%	3,231,254	3,138,858	97.1%
介護老人福祉施設	1,509,417	1,495,460	99.1%	1,526,558	1,521,073	99.6%	1,526,558	1,600,558	104.8%
介護老人保健施設	1,335,947	1,327,571	99.4%	1,333,366	1,323,537	99.3%	1,333,366	1,342,711	100.7%
介護療養型医療施設	372,048	307,205	82.6%	371,330	191,694	51.6%	371,330	195,589	52.7%
(4) 居宅介護支援	382,105	426,437	111.6%	400,374	434,203	108.4%	418,103	443,074	106.0%
合計	8,492,920	8,493,999	100.0%	8,759,451	8,589,534	98.1%	9,127,700	9,009,474	98.7%

出典：介護保険事業状況報告

※端数処理のため合計が一致しない場合があります。

▼介護予防サービス給付費

(単位：千円)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度(見込み)		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
(1)介護予防サービス	444,300	384,386	86.5%	467,552	399,664	85.5%	199,563	389,044	194.9%
介護予防訪問介護	106,685	105,121	98.5%	103,910	103,660	99.8%		90,341	—
介護予防訪問入浴介護	269	171	63.5%	285	0	0.0%	190	0	0.0%
介護予防訪問看護	6,461	8,897	137.7%	8,576	10,557	123.1%	11,794	9,118	77.3%
介護予防訪問リハビリテーション	5,920	4,024	68.0%	6,582	3,989	60.6%	7,204	5,800	80.5%
介護予防居宅療養管理指導	1,843	1,374	74.6%	2,181	1,431	65.6%	2,573	1,499	58.3%
介護予防通所介護	177,626	155,760	87.7%	185,174	158,186	85.4%		146,342	—
介護予防通所リハビリテーション	67,408	41,159	61.1%	77,840	46,561	59.8%	89,329	50,635	56.7%
介護予防短期入所生活介護	3,305	4,397	133.0%	3,493	4,404	126.1%	3,516	4,643	132.1%
介護予防短期入所療養介護(老健)	1,778	663	37.3%	2,258	698	30.9%	2,807	803	28.6%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	—	72	—	—	—	—	—	—	—
介護予防福祉用具貸与	34,262	36,621	106.9%	38,538	40,581	105.3%	43,435	45,769	105.4%
特定介護予防福祉用具購入費	4,364	3,535	81.0%	4,364	3,423	78.4%	4,364	7,344	168.3%
介護予防住宅改修	20,009	13,709	68.5%	20,009	16,213	81.0%	20,009	18,553	92.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	14,370	8,883	61.8%	14,342	9,961	69.5%	14,342	8,196	57.1%
(2)地域密着型介護予防サービス	7,830	12,599	160.9%	7,161	15,606	217.9%	7,525	19,040	253.0%
介護予防認知症対応型通所介護	827	904	109.3%	1,315	1,203	91.5%	1,936	1,020	52.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,003	10,762	153.7%	5,846	11,438	195.7%	5,589	15,063	269.5%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	932	—	0	2,964	—	0	2,958	—
(3)介護予防支援	57,290	60,319	105.3%	58,558	62,843	107.3%	60,273	62,797	104.2%
合計	509,420	457,304	89.8%	533,271	478,113	89.7%	267,361	470,880	176.1%

出典：介護保険事業状況報告

※端数処理のため合計が一致しない場合があります。

▼標準給付費

(単位：千円)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度(見込み)			合計(第6期)		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
介護・介護予防サービス給付費	9,002,340	8,951,302	99.4%	9,292,722	9,067,648	97.6%	9,395,061	9,480,354	100.9%	27,690,123	27,499,304	99.3%
特定入所者介護サービス等給付費	409,342	426,069	104.1%	392,350	385,122	98.2%	394,996	361,663	91.6%	1,196,688	1,172,854	98.0%
高額介護サービス費等給付費	235,816	199,560	84.6%	246,791	213,932	86.7%	258,314	233,434	90.4%	740,921	646,926	87.3%
高額医療合算介護サービス費等給付費	35,534	29,760	83.8%	39,373	31,990	81.2%	43,662	34,881	79.9%	118,569	96,631	81.5%
算定対象審査支払手数料	11,885	11,556	97.2%	12,359	11,549	93.4%	12,940	11,753	90.8%	37,184	34,858	93.7%
標準給付費(合計)	9,694,917	9,618,247	99.2%	9,983,595	9,710,241	97.3%	10,104,973	10,122,085	100.2%	29,783,485	29,450,573	98.9%

※計画：前計画、実績：介護保険事業状況報告、増減率：実績／計画

※端数処理のため合計が一致しない場合があります。

3 本計画期間における高齢者の状況

(1) 人口の推計

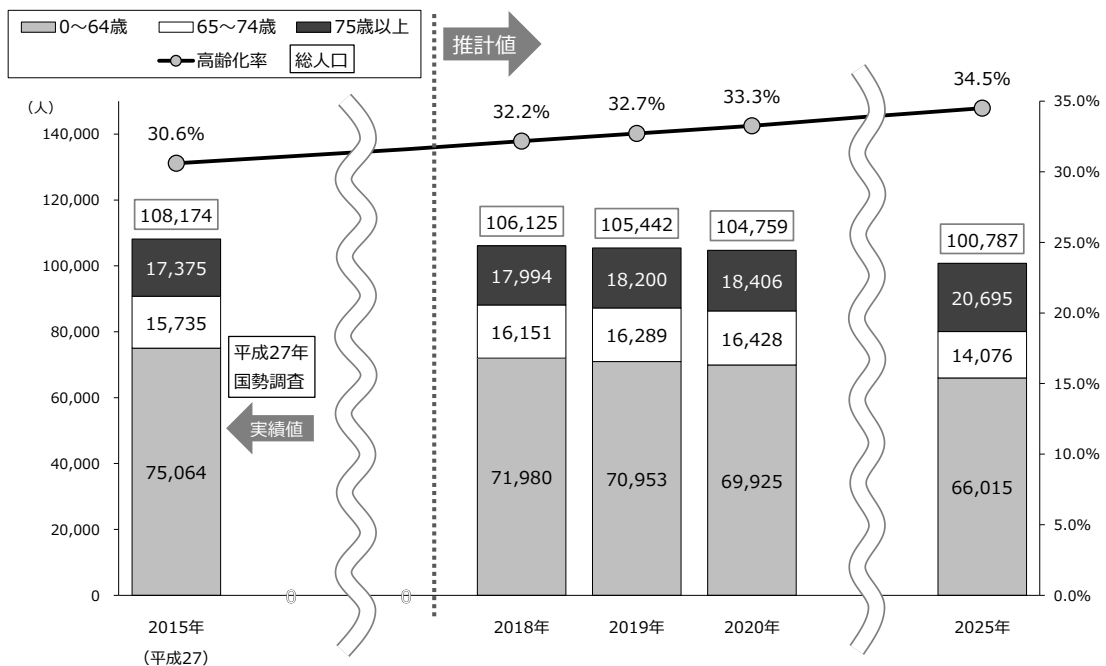
人口推計は、平成27年国勢調査の人口を起点として厚生労働省老健局介護保険計画課が試算した第7期将来推計用の推計人口を採用しており、当該推計ではコーホート要因法※を使用しています。

総人口は今後減少傾向が続き、2015（平成27）年の実績108,174人から、2020年には104,759人、2025年には100,787人になると予測されます。

一方、65歳以上の高齢者人口は2015（平成27）年の33,110人から、2020年には34,834人と増加しますが、その後減少に転じ、2025年には34,772人になるものと見込まれます。

年少人口・生産年齢人口の減少が続くことと相まって、本市の高齢化率は上昇を続け、2020年には33.3%、2025年には34.5%に達するものと推計されます。

▼人口の推計



出典：厚生労働省提供データ

※コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

将来の要支援・要介護認定者数の推計にあたっては、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、人口推計をもとにしながら要支援・要介護認定者数を推計しました。

第1号被保険者の認定者数は、本計画期間となる2018年度から2020年度の間、7,060人から7,770人と710人の増加を見込んでいます。

なお、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年には8,638人、第1号被保険者における認定率は24.8%と見込んでいます。

▼ 要支援・要介護認定者数の推計

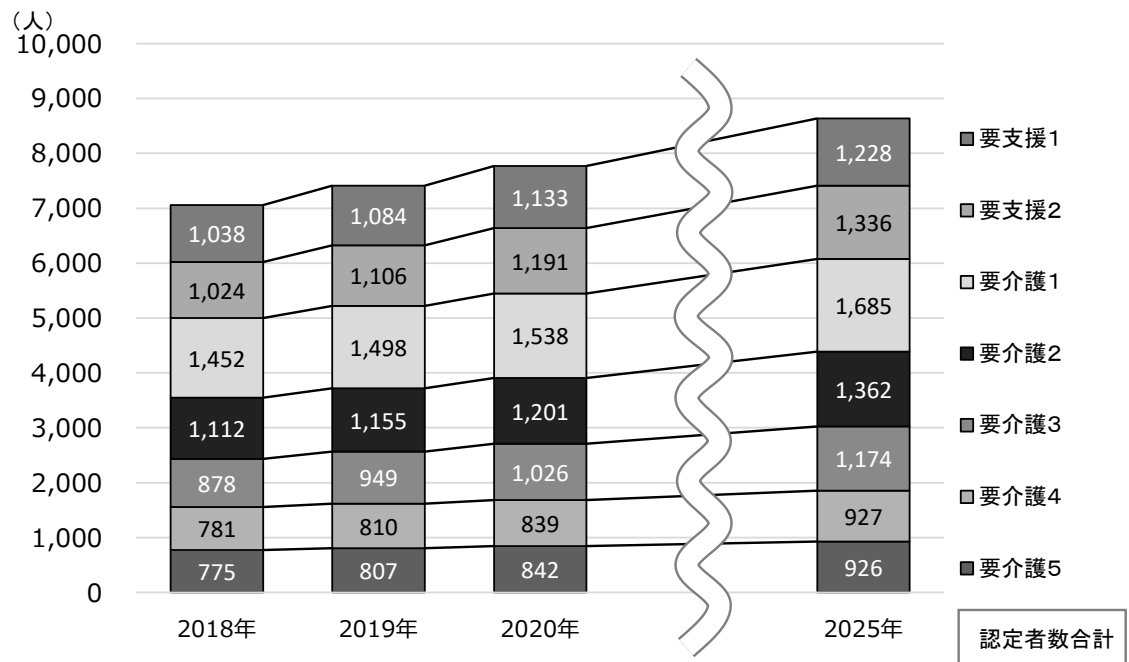
(単位：人)

区分	実績 2016年度 (平成28)	推計			
		本計画期間			2025年度
		2018年度	2019年度	2020年度	
第1号被保険者数	33,455	34,145	34,489	34,834	34,772
認定者数(第1号被保険者)	6,665	7,060	7,409	7,770	8,638
要支援1	987	1,038	1,084	1,133	1,228
要支援2	888	1,024	1,106	1,191	1,336
要介護1	1,438	1,452	1,498	1,538	1,685
要介護2	1,050	1,112	1,155	1,201	1,362
要介護3	766	878	949	1,026	1,174
要介護4	772	781	810	839	927
要介護5	764	775	807	842	926
第1号被保険者認定率	19.9%	20.7%	21.5%	22.3%	24.8%
認定者数全体	6,835	7,239	7,609	8,001	8,883

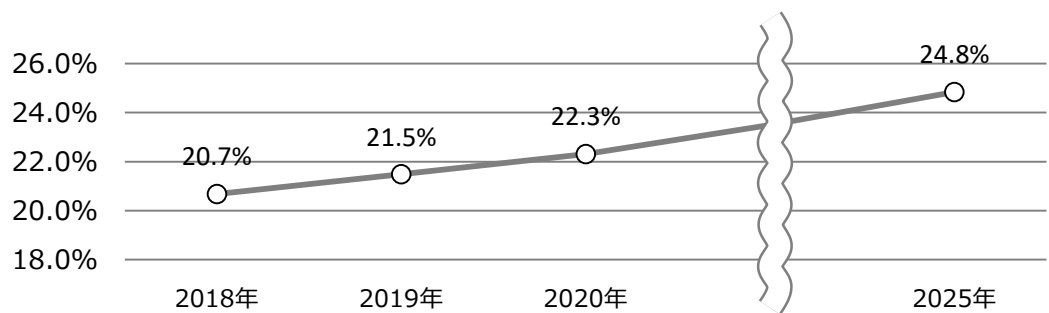
出典：地域包括ケア「見える化」システムにより推計



▼ 要支援・要介護度別認定者数の予測



▼ 第1号被保険者における認定率の予測



出典：地域包括ケア「見える化」システムにより推計

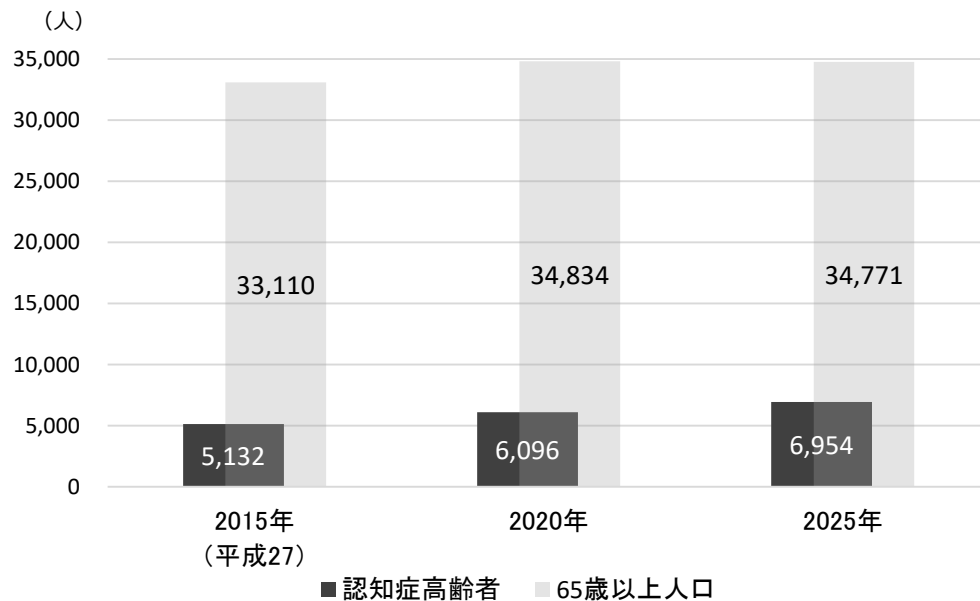
(3) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者への対応や施策、地域資源の活用などを検討する上で、今後の認知症高齢者数を予測することが重要です。

西条市の認知症高齢者数（65歳以上）は2020年に6,096人、2025年には6,954人になると予想されます。

ただし、下記は全国の推計による推定有病率の割合を、西条市の高齢者推計人口にあてはめたものであることには留意する必要があります。

▼ 認知症高齢者数の推計



出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（2014年度）」における認知症患者数と有病率の将来推計の推定有病率により推計

※各年齢層の認知症有病率が2012（平成24）年以降も上昇すると仮定した場合の推定有病率。厚生労働省の調査により報告された2012（平成24）年の認知症患者数で補正した場合のもの、2015（平成27）年15.5%、2020年17.5%、2025年20.0%）を採用。

4 高齢者福祉と介護保険事業に関する調査結果概要

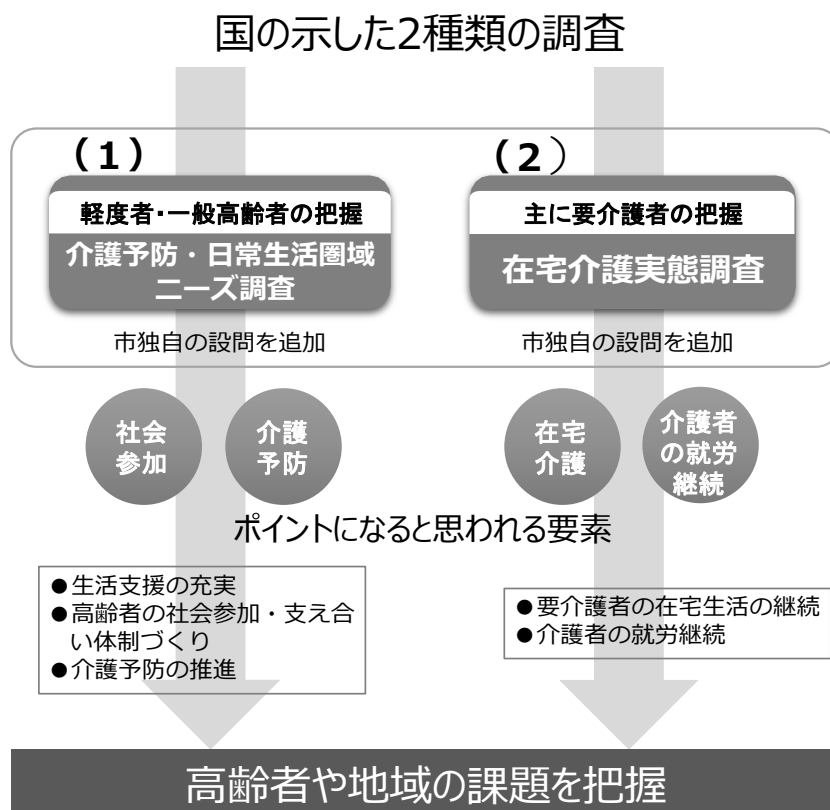
本計画策定にあたり、西条市では平成29年度に、高齢者や地域の課題をより的確に把握するための市民調査を行いました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、介護予防・日常生活支援総合事業の推進等へ向け、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進の観点から、社会資源の把握等を行うことを主な目的としたもので、国の提示による「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」に市独自の設問を追加して実施しました。

在宅介護実態調査

「在宅介護実態調査」は、要介護者の在宅生活の継続や、介護にあたっている主な介護者への支援に有効な介護サービスのあり方を検討することを主な目的としたもので、国の提示による「在宅介護実態調査」に市独自の設問を追加して実施しました。



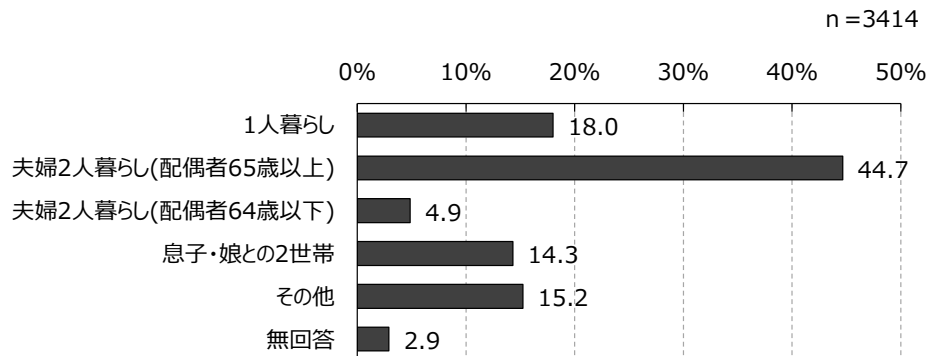
次頁以降に、調査結果の概要をまとめます。

(1) 介護予防・日常生活圏域二一ス調査

① 家族構成、介護・介助の状況

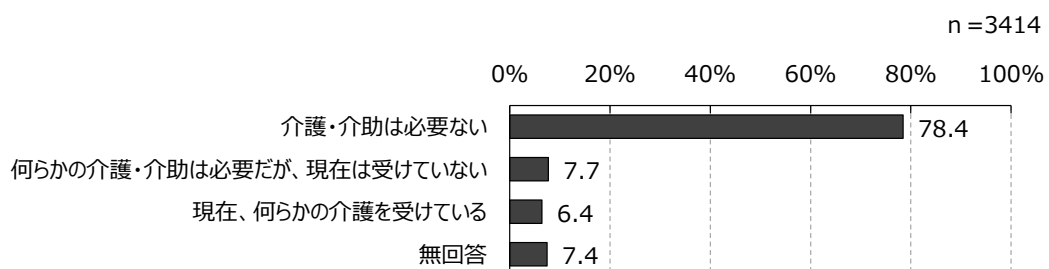
家族構成は、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 44.7%で最も多く、次いで「1 人暮らし」が 18.0%、「その他」が 15.2%、「息子・娘との 2 世帯」が 14.3%、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 64 歳以下）」が 4.9%となっています。

▼ 家族構成



介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が 78.4%で最も多く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 7.7%、「現在、何らかの介護を受けている」が 6.4%となっています。

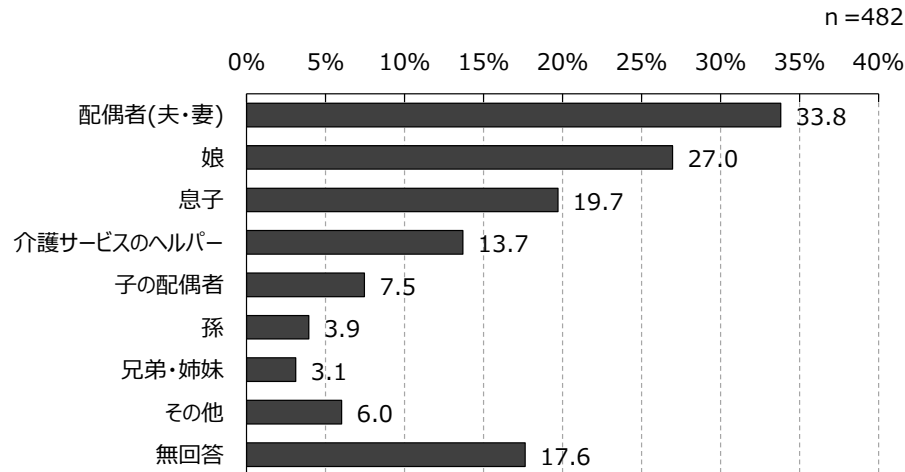
▼ 介護・介助の必要性





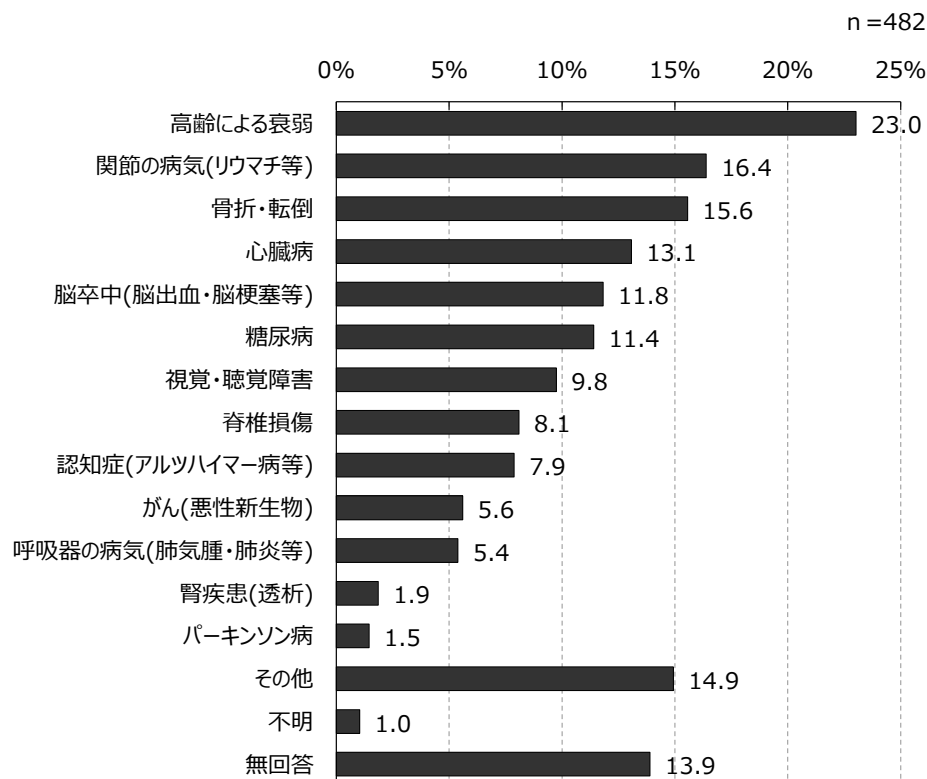
何らかの介護・介助を受けている、あるいは必要、とした方の主な介護・介助者は、「配偶者(夫・妻)」が 33.8%で最も多く、次いで「娘」が 27.0%、「息子」が 19.7%、「介護サービスのヘルパー」が 13.7%、「子の配偶者」が 7.5%となっています。

▼主な介護・介助者 (MA)



介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が 23.0%で最も多く、次いで「関節の病気(リウマチ等)」が 16.4%、「骨折・転倒」が 15.6%、「その他」が 14.9%、「心臓病」が 13.1%となっています。

▼介護・介助が必要になった主な原因 (MA)



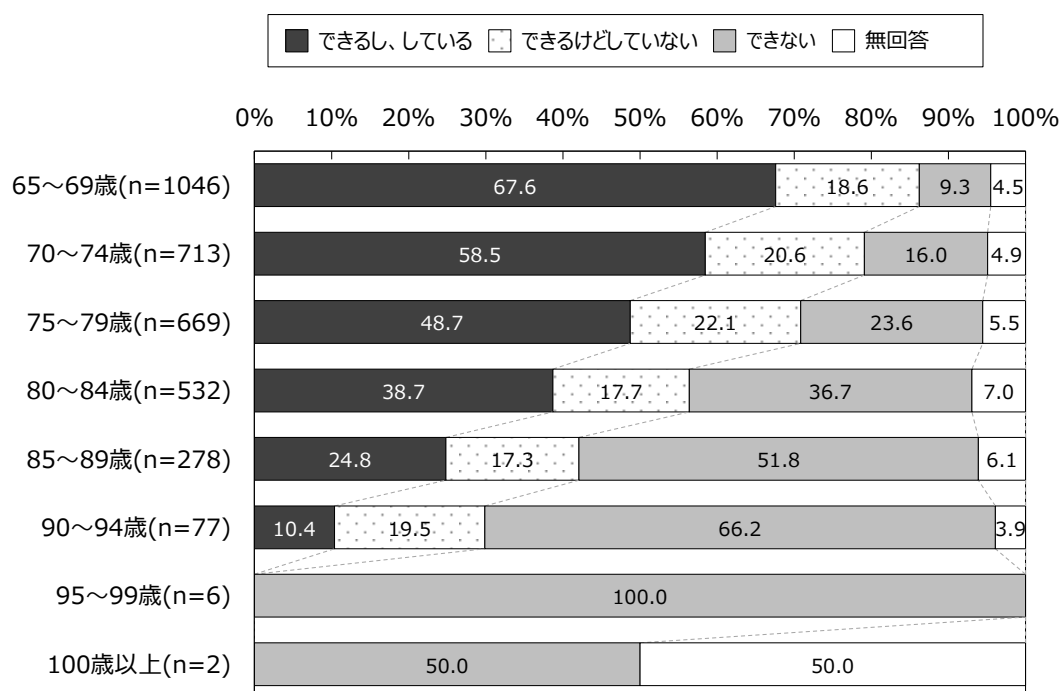
状況と課題：老老介護・1人暮らしの動向を注視する必要がある

現在は介護・介助を必要としない人が多数です。しかし、高齢による衰弱、関節の病気、骨折・転倒、心臓病、などにより介護・介助が必要になった場合、44.7%（夫婦 2 人暮らしで配偶者 65 歳以上）の人はいわゆる老老介護の状況になる可能性が高いと考えられます。また、現在 18.0%となっている「1 人暮らし」高齢者の今後の増加の可能性も注視していく必要があります。

②介護予防の観点

運動器機能の低下に関する代表的な設問「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」を年齢別に見ると、高齢になるにつれて「できるし、している」との回答が減り、「できない」との回答が増えています。

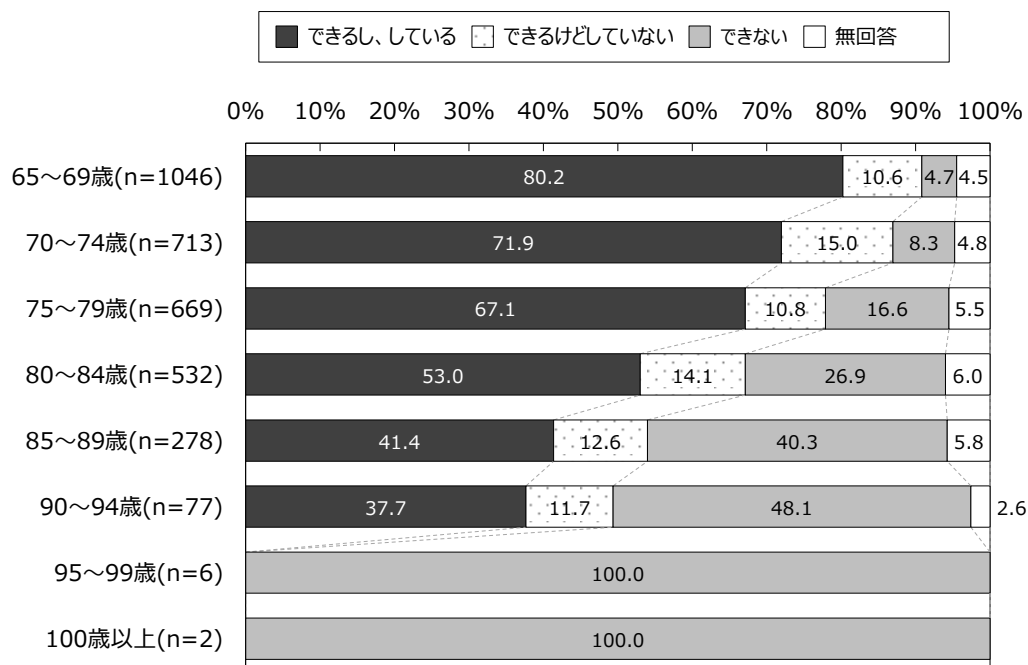
▼年齢別×階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか





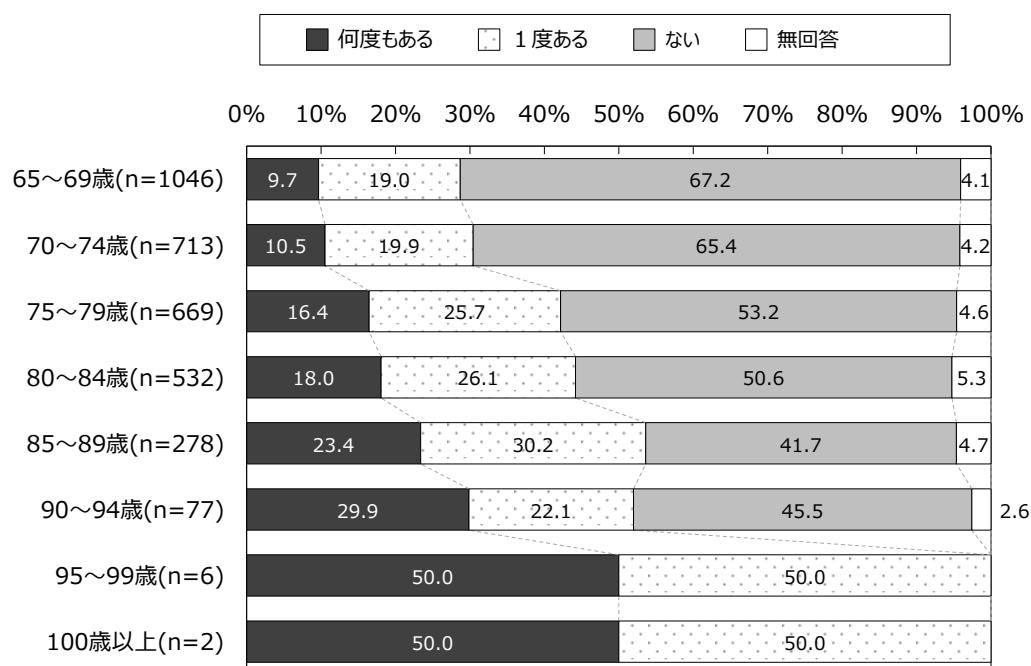
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますかを年齢別に見ると、高齢になるにつれて「できるし、している」との回答が減り、「できない」との回答が増えています。

▼年齢別×椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか



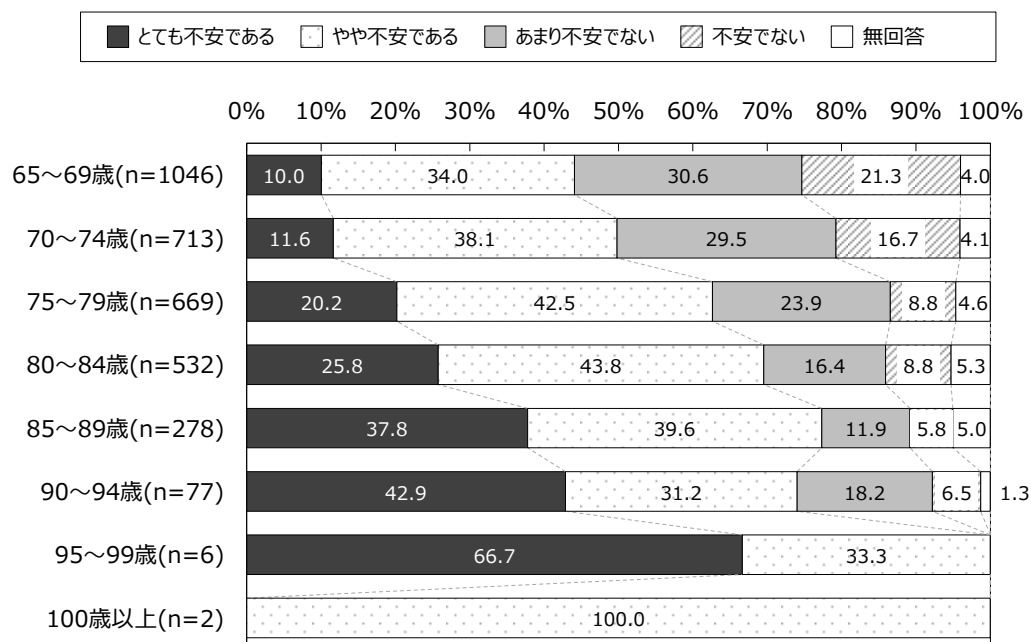
転倒リスクに関する設問「過去1年間に転んだ経験がありますか」を年齢別に見ると、おおむね高齢になるにつれて「何度もある」との回答が増えています。

▼年齢別×過去1年間に転んだ経験がありますか



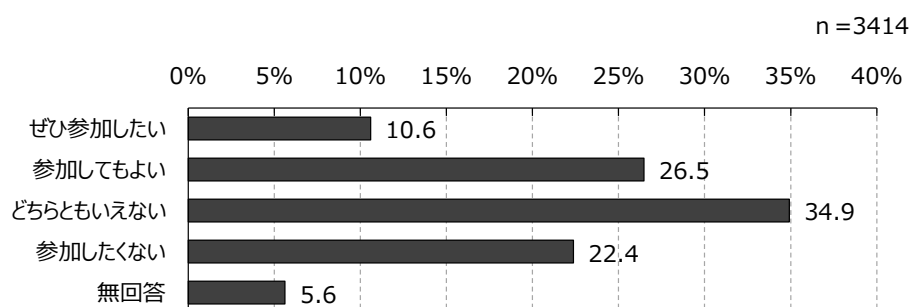
転倒に対する不安感を年齢別に見ると、高齢になるにつれて「とても不安である」との回答が増え、転倒への不安が大きくなっていることが分かります。

▼年齢別×転倒に対する不安は大きいですか



体調を維持したり、筋力をつけるための教室に参加したいかどうかでは、「どちらともいえない」が 34.9%で最も多く、次いで「参加してもよい」が 26.5%、「参加したくない」が 22.4%、「ぜひ参加したい」が 10.6%となっています。

▼体調を維持したり、筋力をつけるための教室への参加意向



状況と課題：介護予防の取組は少しでも早期に取り組む必要がある

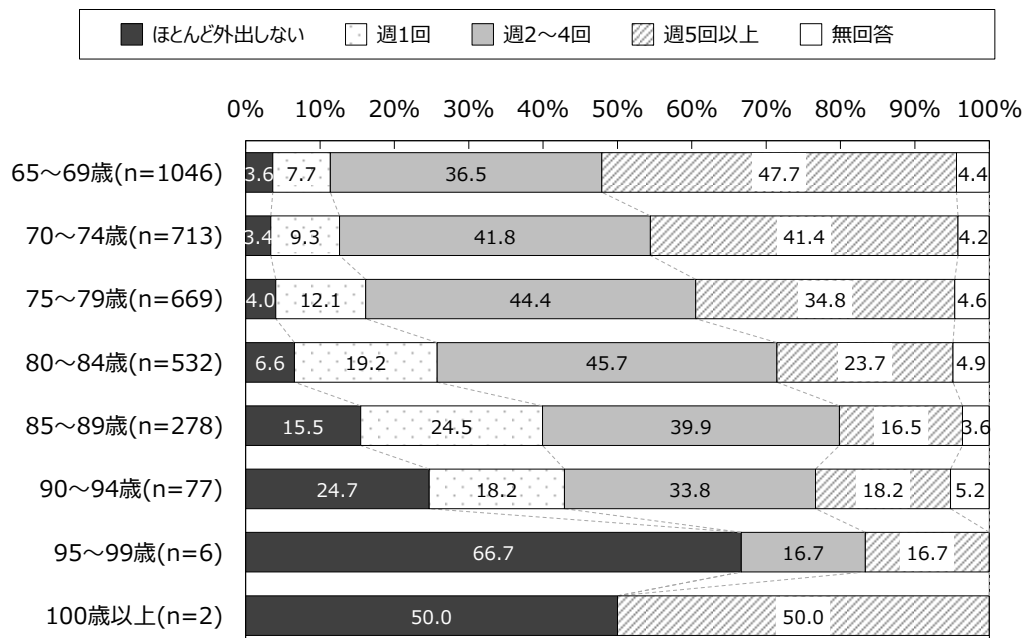
運動機能の維持や転倒予防につながるような、高齢者による介護予防のための自助的な取組は少しでも早い時期（前期高齢者のうちなど）から始めることが重要です。

西条市には「いきいき百歳体操教室」や、介護予防教室、高齢者つどいの場（高齢者カフェ）などの取組があり、これらをより活用していくことが大事ですが、体調を維持したり筋力をつけるための教室への参加意向では「どちらともいえない」が 34.9%で最も多くなっています。さらに「参加したくない」が 22.4%見られます。意向の決まっていない人、参加の意向のない人に対して、介護予防の必要性を感じるようになる前、切実になる前に始めようという案内・周知とともに、より楽しく参加できるような工夫、開催日程や場所の工夫などを検討していく必要があります。

③外出と移動手段

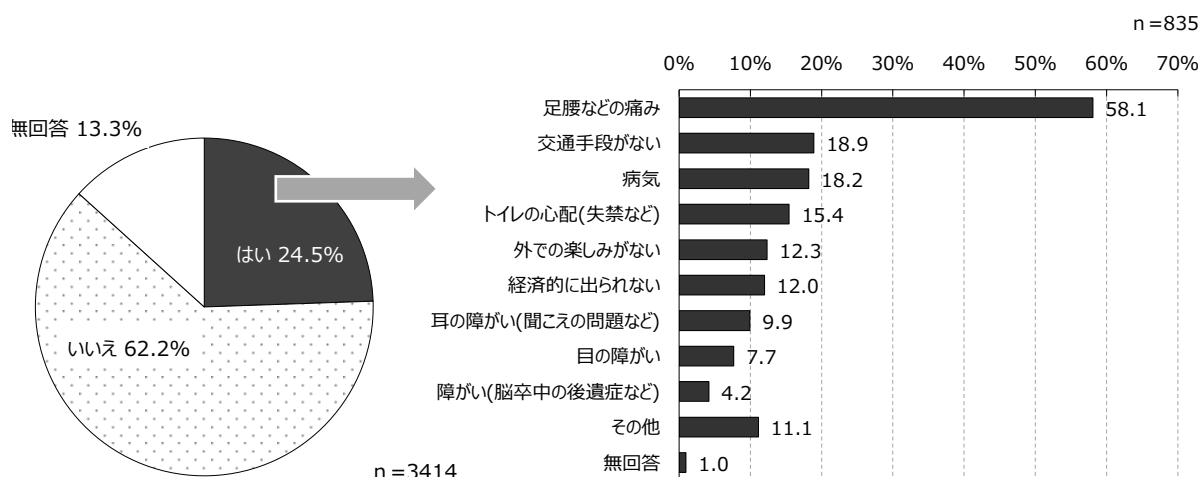
閉じこもり傾向に関する設問「週に1回以上は外出していますか」を年齢別に見ると、おおむね高齢になるにつれて「ほとんど外出しない」との回答が増え、「週5回以上」との回答が減っています。

▼年齢別×週に1回以上は外出していますか



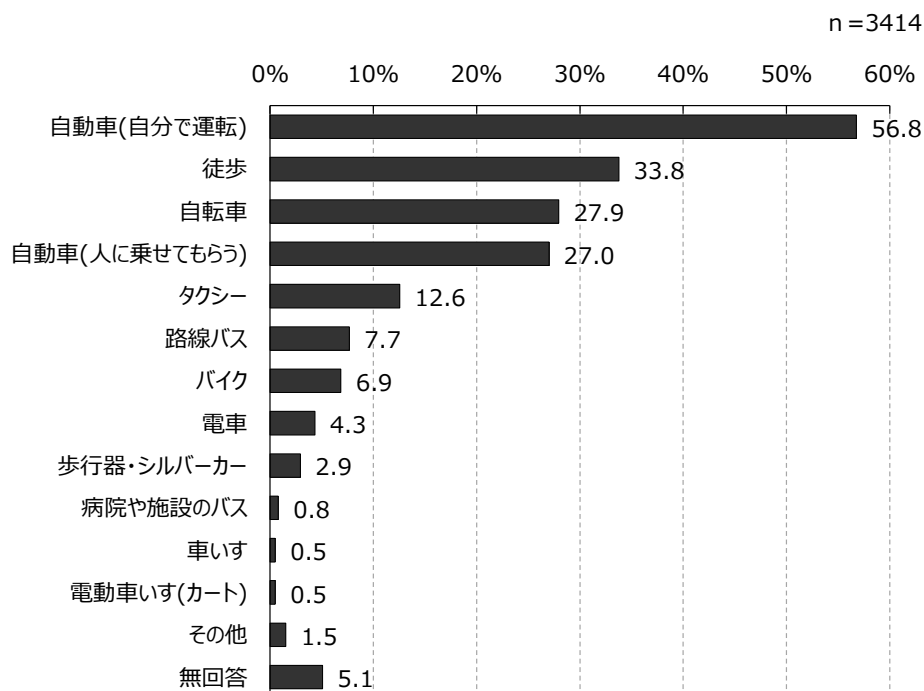
外出を控えているかどうかでは、「はい」が 24.5%、「いいえ」が 62.2%となっています。外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」が 58.1%で最も多く、次いで「交通手段がない」が 18.9%、「病気」が 18.2%、「トイレの心配(失禁など)」が 15.4%、「外での楽しみがない」が 12.3%となっています。

▼外出を控えているか 外出を控えている理由 (MA)



外出する際の移動手段は、「自動車(自分で運転)」が 56.8%で最も多く、次いで「徒歩」が 33.8%、「自転車」が 27.9%、「自動車(人に乗せてもらう)」が 27.0%、「タクシー」が 12.6%となっています。

▼外出する際の移動手段 (MA)



状況と課題：社会参加には、移動支援、機会創出など多方面からの配慮が必要

高齢者は歳を重ねるにつれて外出頻度が低くなる傾向にあることが分かりました。外出を控えている人の理由では身体的要因をあげた人が多くなっていますが、交通手段がないとの回答も 18.9%見られます。また「外での楽しみがない」とした 12.3%にも着目が必要と思われます。

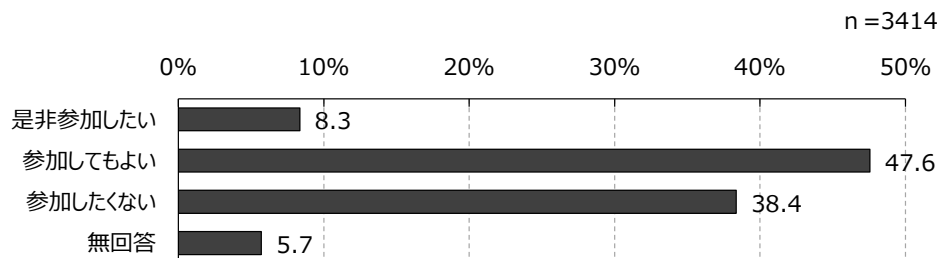
移動手段で車を運転する人は多く、高齢化に伴い運転が難しくなった場合に外出機会が減少してしまうことが懸念されます。

社会的な孤立を防ぎ、他者との交流の起点ともいえる外出については、高齢者が外に出やすくなる移動支援、環境、居場所づくり、楽しみづくりなど多方面からの検討が必要です。

④住民主体の活動への参加意向

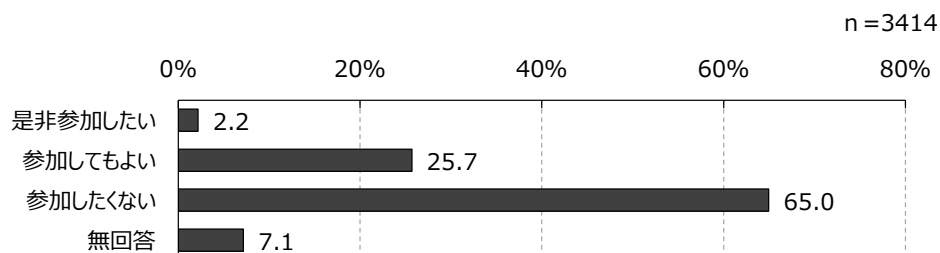
地域住民主体の健康づくりや趣味等のグループ活動への、参加者としての参加意向では、「参加してもよい」が 47.6%で最も多く、次いで「参加したくない」が 38.4%、「是非参加したい」が 8.3%となっています。

▼住民主体の地域づくり活動への（参加者としての）参加意向



企画・運営（お世話役）としての参加意向では、「参加したくない」が 65.0%で最も多く、次いで「参加してもよい」が 25.7%、「是非参加したい」が 2.2%となっています。

▼住民主体の地域づくり活動への（企画・運営役としての）参加意向



状況と課題：社会参加の意向はあるが、リーダーづくりには息の長い支援が必要

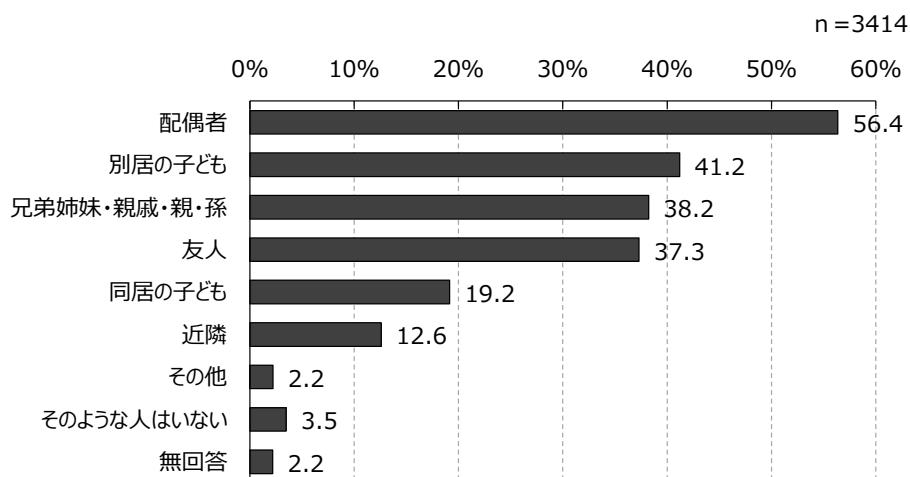
参加者としての参加意向は「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると過半数を超えますが、企画・運営（お世話役）としての参加意向ではそれが逆転し、参加意向が低くなっています。

住民主体の活動は、始めから活動の中心になることを求められると、負担感から活動そのものを敬遠してしまうおそれもあります。活動が知られ、足を運ぶ人ができ、輪が広がり、いずれそこからお世話役が生まれ育つというように、段階を経て活動が活性化していくような息の長い支援が求められます。

⑤地域での相談先や支え合い

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 56.4%で最も多く、次いで「別居の子ども」が 41.2%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 38.2%、「友人」が 37.3%、「同居の子ども」が 19.2%となっています。

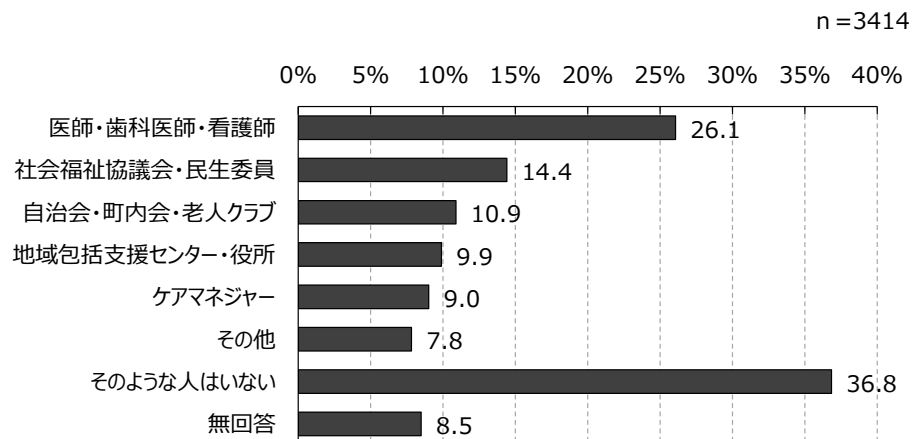
▼心配事や愚痴を聞いてくれる人（MA）





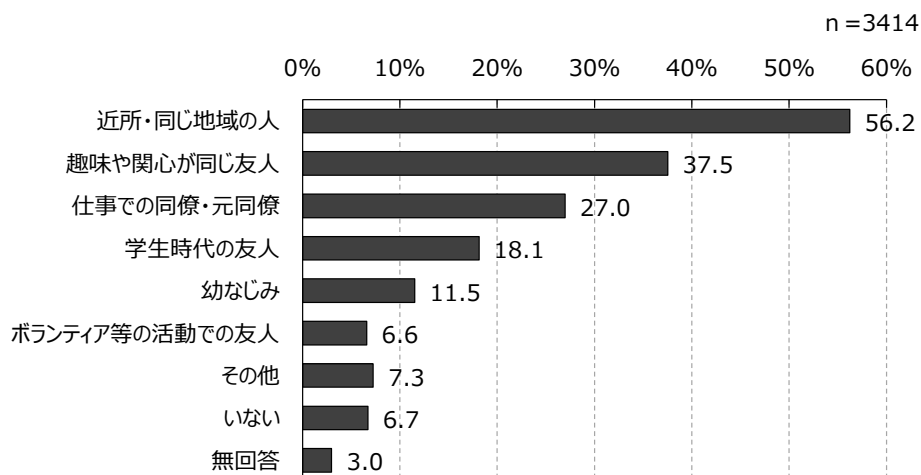
家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 26.1%、「社会福祉協議会・民生委員」が 14.4%、「自治会・町内会・老人クラブ」が 10.9%、「地域包括支援センター・役所」が 9.9%。「そのような人はいない」が 36.8%で最も多くなっています。

▼家族や友人・知人以外の相談先



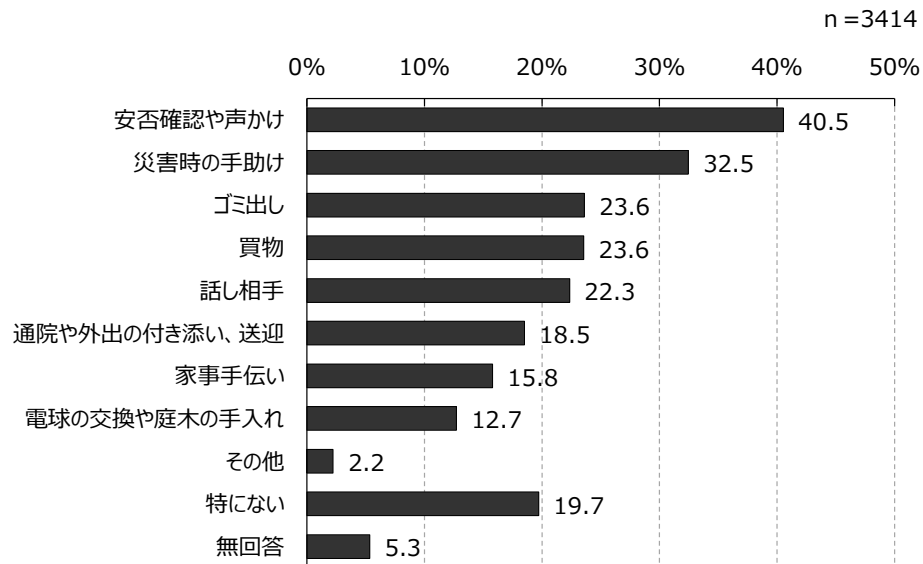
よく会う友人・知人は、「近所・同じ地域の人」が 56.2%で最も多く、次いで「趣味や関心と同じ友人」が 37.5%、「仕事での同僚・元同僚」が 27.0%、「学生時代の友人」が 18.1%、「幼なじみ」が 11.5%となっています。

▼よく会う友人・知人 (MA)



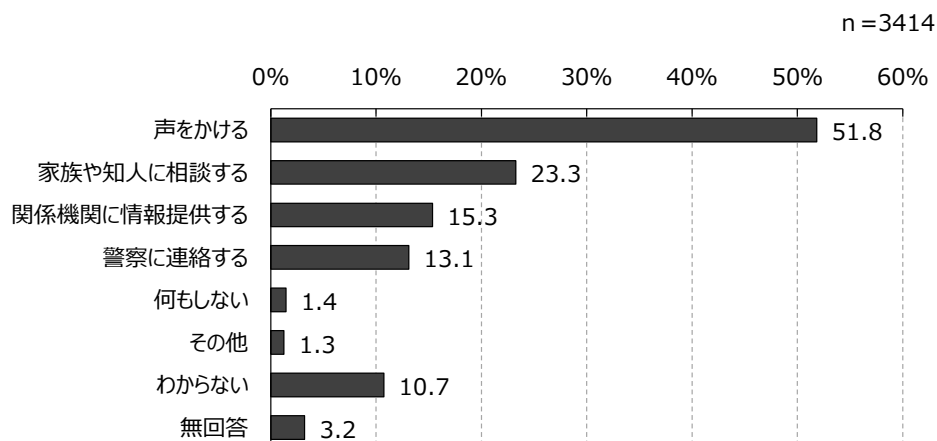
日常生活が不自由になった場合、近所や地域の人にしてもらえると助かると思うことは、「安否確認や声かけ」が 40.5%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が 32.5%、「ゴミ出し」及び「買物」が 23.6%、「話し相手」が 22.3%となっています。

▼近所や地域の人にしてもらえると助かると思うこと (MA)



認知症と思われる方がいて、困っている様子であった場合は、「声をかける」が 51.8%で最も多く、「家族や知人に相談する」が 23.3%、「関係機関に情報提供する」が 15.3%、「警察に連絡する」が 13.1%。「わからない」との回答は 10.7%となっています。

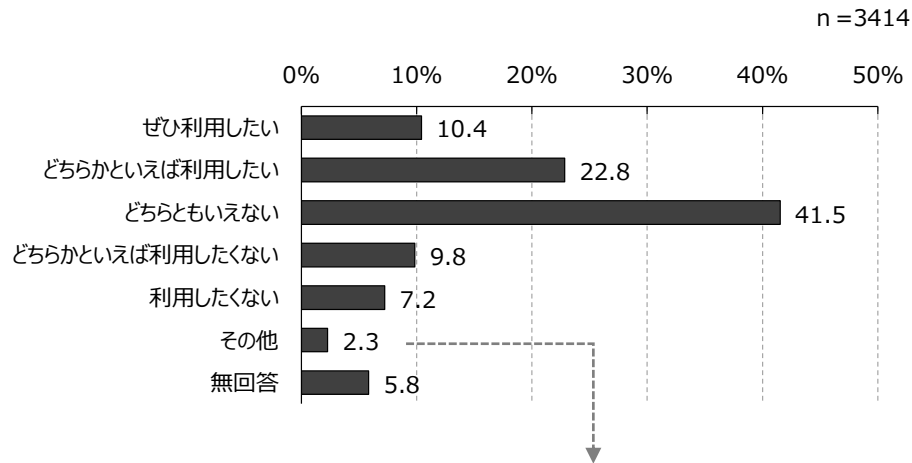
▼認知症と思われる方への対応 (MA)





高齢者ファミリー・サポート・センター（仮称）※のような仕組みができた場合、援助を受ける側として利用したいと思うかでは、「どちらともいえない」が41.5%で最も多く、「どちらかといえば利用したい」が22.8%、「ぜひ利用したい」が10.4%。

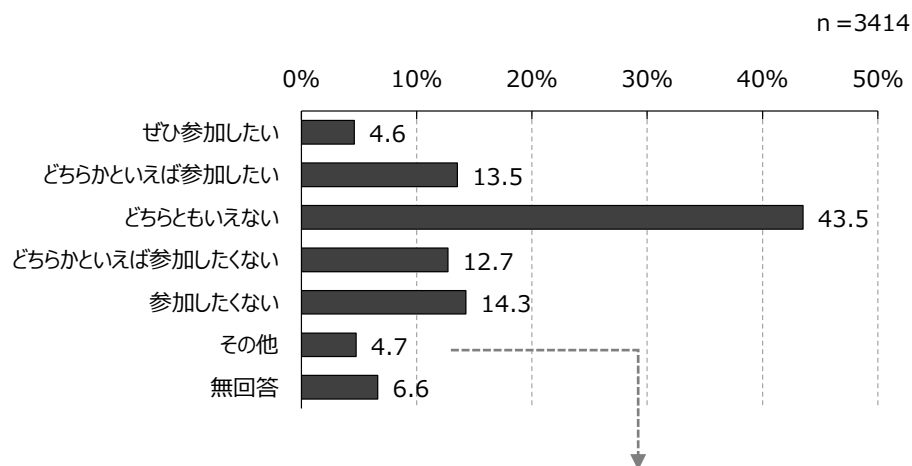
▼高齢者ファミリー・サポート・センター（仮称）の利用意向



【「その他」の主な内容】独居状態になってみないと分からない／お金がいかほどか？／今の所考えてない／様子を見てから／配偶者が元気なときは利用しない。1人になればぜひ利用したい／将来的には考えたい／仕組みの内容が不明なので判断できない／今ある制度を利用します／報酬の金額によって利用したいかも 等

高齢者ファミリー・サポート・センター（仮称）ができれば、援助を行う側として参加したいと思うかでは、「どちらともいえない」が43.5%で最も多く、次いで「参加したくない」が14.3%、「どちらかといえば参加したい」が13.5%となっています。

▼高齢者ファミリー・サポート・センター（仮称）の援助側としての参加意向



【「その他」の主な内容】できない／援助を受けたい側です／仕事が忙しく参加できない／参加したくても体力に自信がない／高齢のためできません／自分の趣味がいかせることなら／援助の程度、内容による／実際にそうになったら考える 等

※「高齢者ファミリー・サポート・センター」という仕組みは、現在西条市にはありません。今回、質問のために仮の呼び名をつけたものです。

状況と課題：互助・共助・公助の相互補完の仕組みづくりが重要

心配事などの相談先は配偶者が最も多く3位まで親族ですが、4位に僅差で「友人」があげられています。家族や友人・知人以外の相談相手では「医師・歯科医師・看護師」「社会福祉協議会・民生委員」に続き「自治会・町内会・老人クラブ」があげられています。注目したいのは相談先等における「友人」や「自治会・町内会・老人クラブ」の存在です。よく会う友人・知人では、「近所・同じ地域の人」が最も多くなりました。

近所や地域の人への手助けの期待は「安否確認や声かけ」「災害時の手助け」「ゴミ出し」「買物」「話し相手」と、日常的なことを中心に、もしもの場合の手助けまでが上位にあげられており、認知症と思われる方を見かけた場合は過半数が「声をかける」としています。

西条市には支え合いの下地となる地域の互助的な働きがごく自然に存在していると思われます。また、地域への期待感も小さくありません。その働きと公的なサービスが連携して高齢者を支えるためには、地域課題の把握と解決を図る地域ケア会議などの一層の充実が大切です。

「高齢者ファミリー・サポート・センター（仮称）」は、地域において「支援を受けたい人」と「支援を提供できる人」を結びつける仕組みです。利用意向では利用したい側が多く、支援する側としての参加意向では参加したくない側が多くなりました。しかし「その他」の内容を見ると否定的な意見はなく、多数の「どちらともいえない」を含め、詳細が分かるまでの態度保留と見られます。西条市が持っている地域での支え合いのポテンシャルをいかせるような展開の検討が重要です。

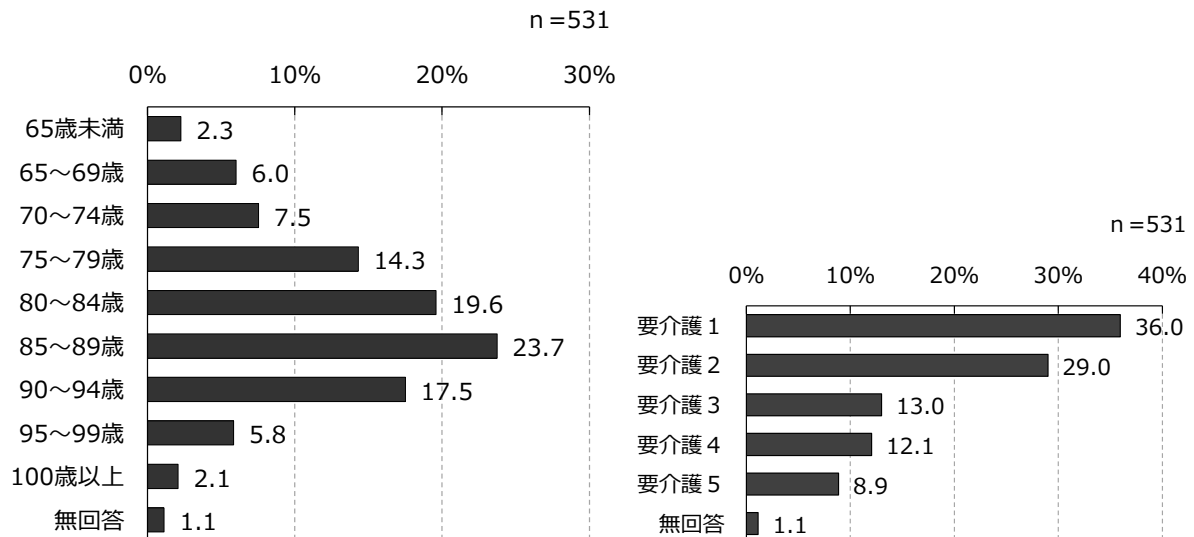


(2) 在宅介護実態調査

①在宅介護の介護者の状況

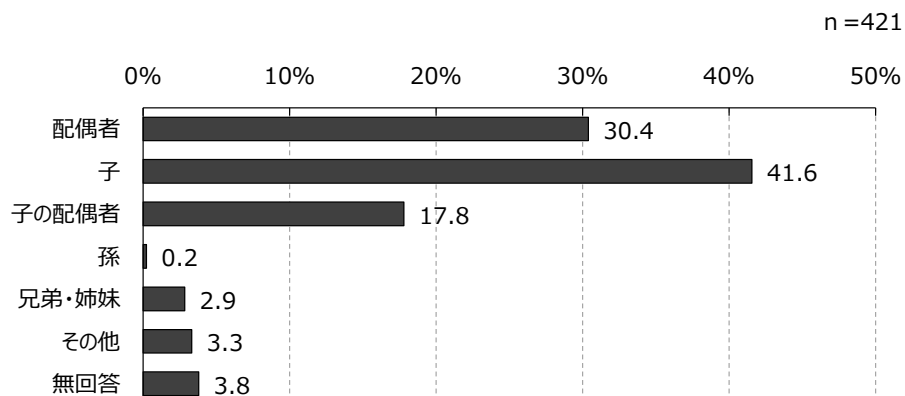
現在、在宅で介護を受けている人の年齢は、「85～89 歳」が 23.7%で最も多く、「80～84 歳」が 19.6%「90～94 歳」が 17.5%。要介護状態区分では要介護1と2の軽度者が 65.0%となっています。

▼介護者を受けている人の年齢と要介護状態区分



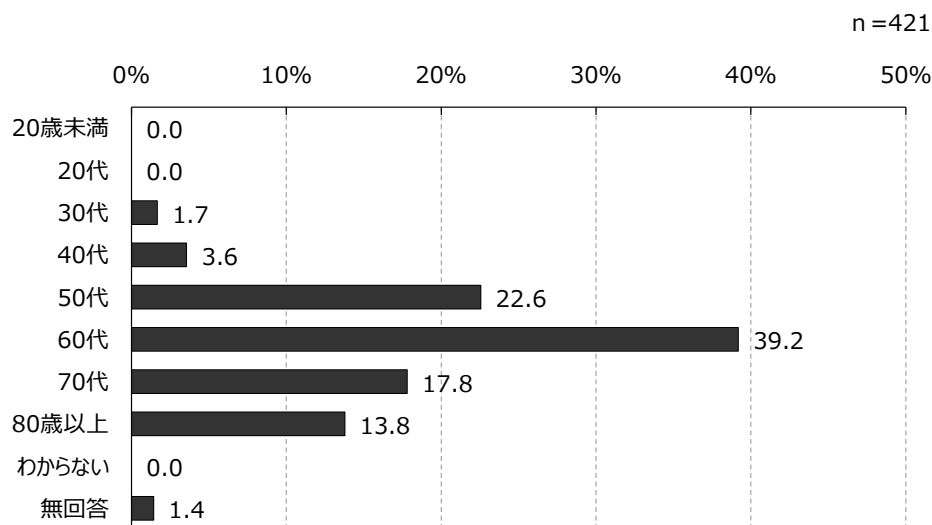
主な介護者の、本人との続柄は、「子」が 41.6%で最も多く、次いで「配偶者」が 30.4%、「子の配偶者」が 17.8%、「その他」が 3.3%、「兄弟・姉妹」が 2.9%となっています。

▼主な介護者の、本人との続柄



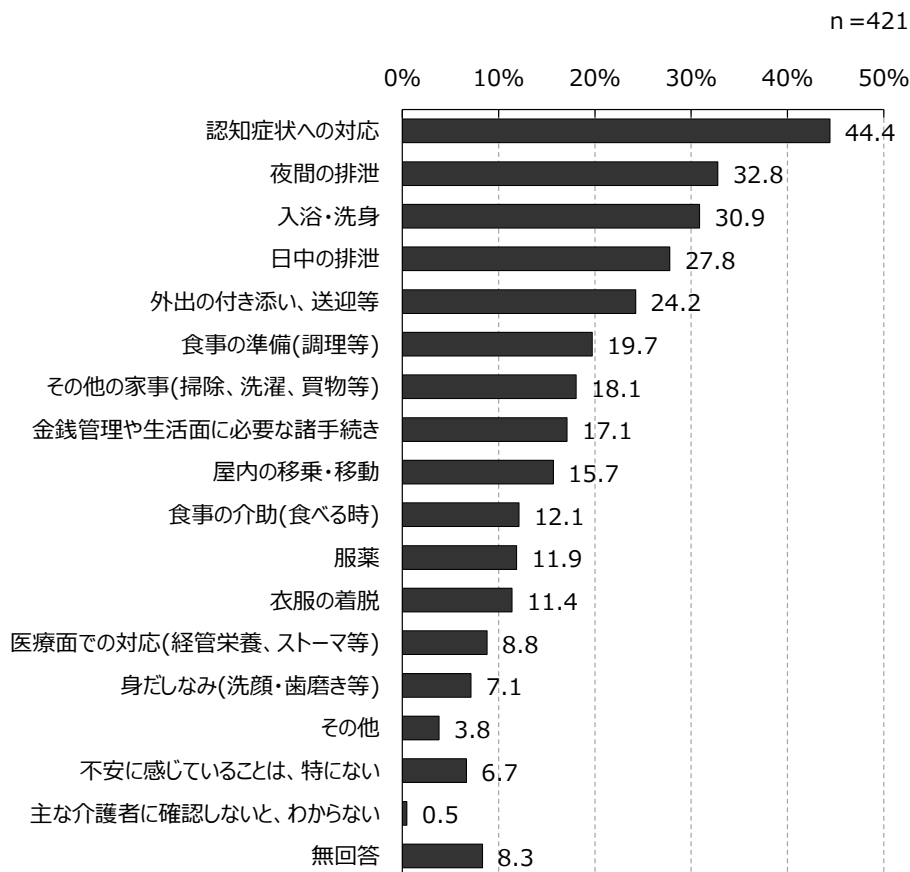
主な介護者の年齢は、「60代」が39.2%で最も多く、次いで「50代」が22.6%、「70代」が17.8%、「80歳以上」が13.8%、「40代」が3.6%となっています。

▼主な介護者の年齢



現在の生活を継続していくにあたって主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が44.4%で最も多く、次いで「夜間の排泄」が32.8%、「入浴・洗身」が30.9%、「日中の排泄」が27.8%、「外出の付き添い、送迎等」が24.2%となっています。

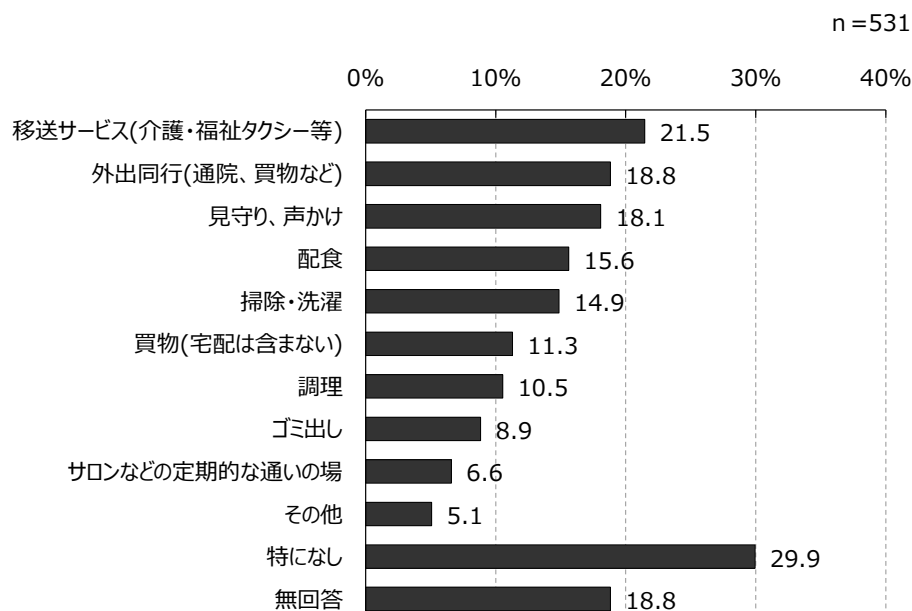
▼主な介護者が不安に感じる介護等 (MA)





在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 21.5%、「外出同行（通院、買物など）」が 18.8%、「見守り、声かけ」が 18.1%、「配食」が 15.6%となっています。また、「特になし」との回答が 29.9%と最も多くなっています。

▼在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（MA）



状況と課題：老老介護の進行も見越した介護者への支援が重要

要介護認定者の在宅介護において、主な介護者は「子」と「配偶者」が多く、「子の配偶者」が続いています。主な介護者の年齢は 60 歳以上がほぼ 7 割以上を占めています。介護を受けている人は 80 歳以上が 7 割弱であり、介護者が子の世代であっても老老介護の状況が多くなっていることがうかがえます。

現在のところは在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて「特になし」が多くなっていますが、介護を受ける人の状況ではなく介護をしている家族の側の状況変化等で必要な支援・サービスが生じてくる可能性は十分に考えられます。

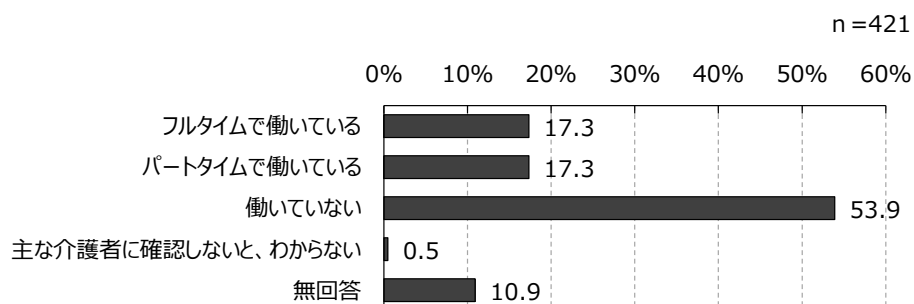
主な介護者が不安に感じる介護等は「認知症状の対応」が最も多く「夜間の排泄」が続いており、介護者がなかなか気の休まらない状況にあることも考えられます。

介護者の身体的な負担や、介護等に係る精神的な疲れに対する支援は、介護を受けている人の重度化防止とともに、引き続き重要なテーマになると思われます。

②介護者と就労

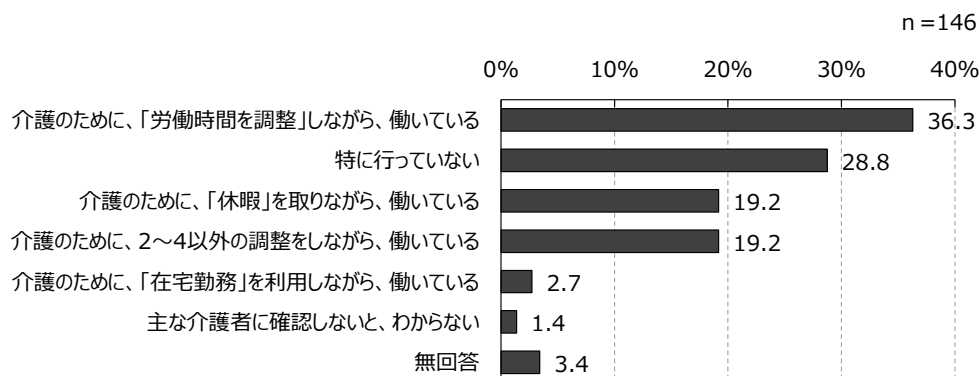
主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が 53.9%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」及び「パートタイムで働いている」が 17.3%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が 0.5%となっています。

▼主な介護者の現在の勤務形態



就労している主な介護者の、働き方の調整等は、「労働時間を調整しながら」が 36.3%で最も多く、「特に行っていない」が 28.8%、「休暇を取りながら」「労働時間の短縮、休暇、在宅勤務以外の調整をしながら」が 19.2%となっています。

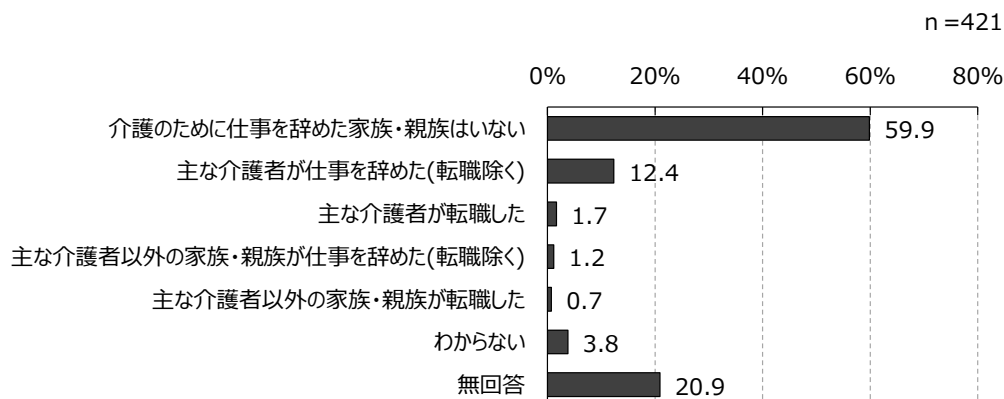
▼就労している主な介護者の仕事の調整 (MA)





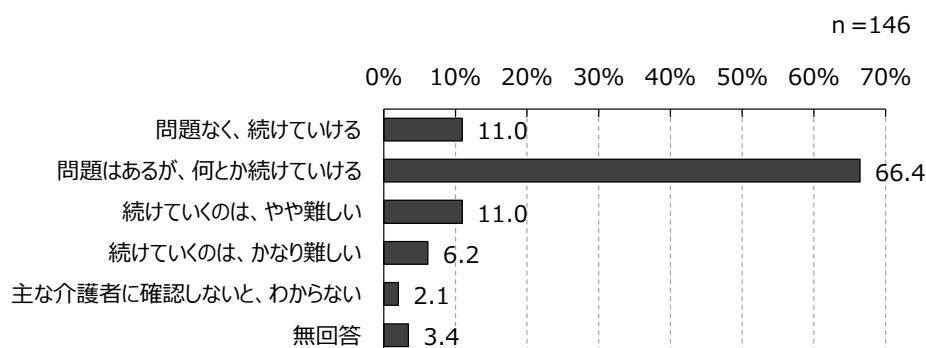
介護のために仕事を辞めた家族・親族については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 59.9%で最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が 12.4%、「主な介護者が転職した」が 1.7%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が 1.2%となっています。

▼介護のために仕事を辞めた家族・親族（MA）



就労している主な介護者の仕事と介護の両立は、「問題はあるが、何とか続けていける」が 66.4%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」及び「続けていくのは、やや難しい」が 11.0%、「続けていくのは、かなり難しい」が 6.2%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が 2.1%となっています。

▼今後も働きながら介護を続けていけそうか



状況と課題：就労しながらの在宅継続が可能、ただし今後に備える必要がある

主な介護者は 60 代以上が多いのですが、何らかの形（フルタイムないしパートタイム）で就労している人が合わせて 34.6%となっています。

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 59.9%と多数で、働いている介護者の多くが仕事との両立を「問題なく」「問題はあるが、何とか」続けていける（合わせて 77.4%）としています。ただし、続けていくことについて、「やや」「かなり」難しいとの回答が 17.2%存在します。

介護のために仕事を離れる人をなくす、いわゆる「介護離職ゼロ」へ向けた取組を進めることが国の方針であり、現在の西条市では比較的望ましい状況が維持されているともいえますが、今後、要介護者の増加や介護者の高齢化が進むと考えられる中では、働いている介護者が、「介護サービスの利用ができない」ことを理由に離職することにならぬよう、支援を考えていく必要があります。

第3章 基本構想

1 基本理念

西条市では、高齢化が進むとともに、要介護等認定者数の増加やそれに伴う給付費の増大など、高齢者を取り巻く状況が変化してきています。また、元気な高齢者の社会参加や認知症高齢者への対応、一人暮らし高齢者への支援など、様々な課題が顕在化してきています。

市では、前計画において、介護保険サービスや保健・福祉のサービスを中心とした高齢者の自立支援・生活支援・生きがい対策等を目的とした事業を展開してきましたが、今後はその方向性を継承しながら、後期高齢者が大きく増加すると見込まれる2025年までの動向を見据えた、中長期的な視点に立った施策展開が求められます。

超高齢社会を迎えた今、高齢者が地域で自立した生活を継続できるよう、高齢者一人ひとりの生活実態に即した保健福祉サービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた社会参加を支援することが必要です。また、今後、高齢期を迎える世代も含め、高齢者や地域の関係団体、行政の協働のもと、全ての市民が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう取り組むことが必要です。

前計画で掲げた基本理念「活力ある高齢者像の構築」「高齢者の尊厳の確保と自立支援」「共に支え合う地域社会の形成」は、これら今後も求められる施策の方向性に合致していることから、本計画においても引き続き基本理念として継承していくこととします。

基本理念

活力ある高齢者像の構築

高齢者の尊厳の確保と自立支援

共に支え合う地域社会の形成

(1) 活力ある高齢者像の構築

明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自らが、地域社会を構成する重要な一員として豊かな経験や知識をいかし、積極的な役割を果たしていくことが重要です。

地域包括ケアシステムを支える「自助」「互助」の視点から、高齢者の積極的な社会参加活動や生涯学習活動を支援し、健康でいきいきとした高齢者像を求め、誰もが長生きしてよかったといえる長寿社会の実現に努めます。

(2) 高齢者の尊厳の確保と自立支援

高齢者一人ひとりが持っている豊かな経験、知識、技術などが十分に発揮でき、生きがいと誇りを持って自立した生活が送れるよう、生きがい対策や生活支援対策の充実を図ります。

また、高齢者が寝たきりなどの要介護状態になっても、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者等の財産や権利が守られ、いつまでも自分らしく、尊厳を保ちながら地域社会で暮らすことができるような生活環境の整備に努めます。

(3) 共に支え合う地域社会の形成

多くの高齢者は、長年生活し、慣れ親しんだ地域で暮らし続けることを望んでいます。たとえ要介護や要支援の状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、介護保険サービスや介護保険外の保健・福祉サービスのみならず、地域住民やボランティアなど多様な主体によるインフォーマルなサービスも含めた総合的なサービス提供体制を整備する必要があります。

そこでは、地域全体で高齢者やその家族を支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても、状況に応じ分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まります。

このため、高齢者が生活する身近な地域において市民が共に支え合い共に生きる「地域共生社会」を実現するべく、支援のネットワークづくりや地域活動の拠点づくりなど、高齢者を支える地域社会の形成に努めます。

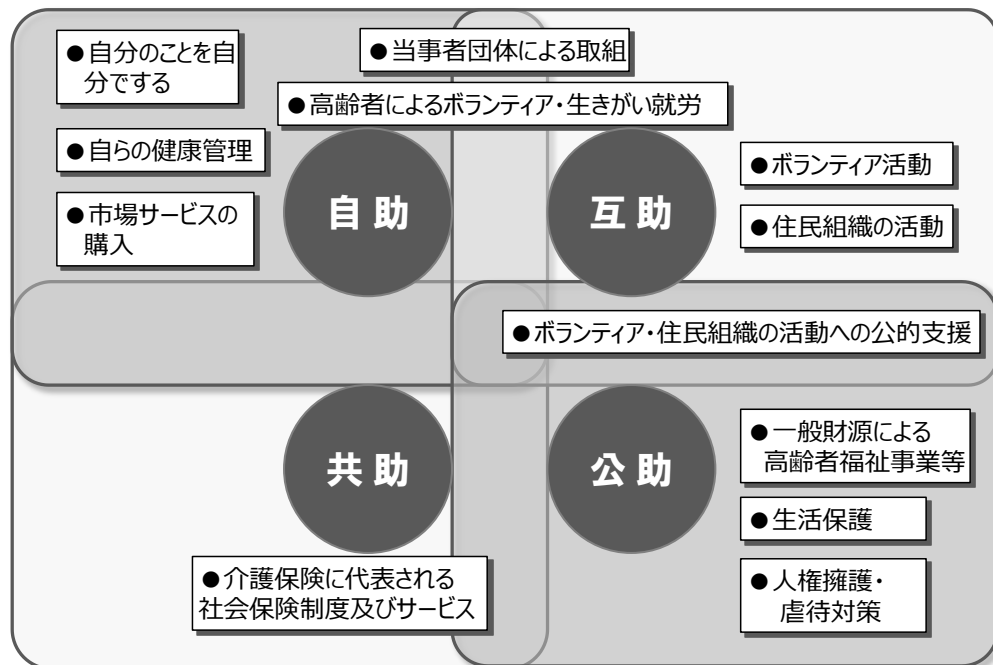
2 基本的政策目標

本計画で深化・推進を図る「地域包括ケアシステム」には、それを支える四つの視点があります。

高齢者自らの行動に基づく【自助】、必ずしも制度によらず自発的にお互いを支え合う【互助】、介護保険などリスクを共有する被保険者が費用を負担し合う【共助】、税により公が費用を負担する【公助】です。

これらは互いに重なる領域を持つものではありませんが、基本的政策目標の設定にあたり、それぞれどの視点にあたるものかを付しながら整理しました。

▼「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム



出典：地域包括ケア研究会報告書（厚生労働省平成 25 年 3 月）より作成

(1) 社会参加と生きがいづくり

現在、西条市で最大の人口集団（コーホート）を占める年齢層は65～69歳です。一方、平成29年3月に厚生労働省が公表した第22回生命表によると、日本人の平均寿命は男性80.75歳、女性86.99歳で過去最高を更新したことが分かりました。

【自助】

市の高齢者が、この先も長く、自分らしく、地域で幸せに過ごしていくためには、高齢者自身が高齢期を余生として捉えるのではなく、第2の現役時代として前向きに捉え、いきいきと過ごすための様々な取組を実践していく必要があります。

【自助・互助】

そして、高齢者の生きがいづくりの素地になるものとして最も期待され、介護予防などに対しても効果があると考えられているのが、高齢者の地域における社会参加活動です。そこでは、高齢者をサービスの受け手としてのみ捉えるのではなく、これまでに培った豊富な経験や知識、技術をもって地域社会を支える一員として捉え、高齢者の元気な力をいかしていく視点が大切になってきます。

【自助・互助・公助】

本計画では、高齢者が持つ豊かな特性をいかした就業、生涯学習、老人クラブ活動やボランティア等の社会活動への主体的な参加を積極的に支援し、地域の一員として社会に貢献できる基盤づくりを進めます。

【共助・公助】

超高齢社会の中、できるだけ多くの高齢者が元気でいられるような支援が必要です。「西条市健康づくり計画（元気都市西条）」に基づき、一人ひとりが、自分の健康に責任を持ち、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組めるよう、その重要性を広く啓発するとともに、同計画と連携した保健事業や介護予防事業の取組を進めます。

政策目標：社会参加と生きがいづくり

以上の視点から、高齢者自身による自助的な取組を支え、高齢者の能力を地域にいかす環境づくりなどを目指し、「社会参加と生きがいづくり」を政策目標に掲げています。

(2) 高齢者の自立支援

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、介護が必要な高齢者の急増が見込まれる2025年までの間に、介護保険サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの深化・推進を図らなければなりません。

【共助・公助】

今後予想される一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、在宅での医療ニーズの高まりなどを踏まえ、高齢者が尊厳のある生活を継続できるよう、地域密着型サービス、居宅サービス、医療と介護の連携体制の充実に努めます。市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減など利用者支援に取り組みます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」における介護予防・生活支援サービスでは、すでに前期から開始している「スマイルサポート教室（通所型サービスC）」、平成30年4月から開始する「訪問型サービスA」など、本市の特性に応じた事業の創出を引き続き図ります。

生活支援サービスについては、高齢者のニーズを把握し、サービス提供の担い手を確保しながら、地域の支援ニーズとサービスの提供活動のマッチングを行う生活支援コーディネーターが前期より活動を開始しており、生活支援体制整備をさらに進めます。

また、福祉関係団体、民生児童委員などの関係機関や団体のみならず、ボランティア、NPO、民間企業等も含めた多様なサービス主体による多様な生活支援サービスの確保に努めます。

一般介護予防事業として、全ての高齢者を対象に、市内高齢者の状況把握や介護予防に対する意識づくり、介護予防ケアマネジメントの適切な実行に努めます。

【互助・公助】

認知症の予防から早期発見・診断・対応、認知症高齢者や家族に対する各種サービス提供等の支援まで、認知症の人や介護者への支援を包括的に実施できる体制の充実を図るとともに、認知症サポーターの養成やキャラバンメイトの育成など、認知症を支える地域づくりにも継続して取り組みます。

政策目標：高齢者の自立支援

以上の視点から、高齢者の自立支援と重度化防止を目指し、「高齢者の自立支援」を政策目標に掲げています。

(3) 地域福祉の推進

地域包括ケアシステムでは、保健・医療・福祉のサービス提供を担う関係各機関が連携を取りながら、互いのサービスの提供や、助言、情報が得られる体制を整備する必要があります。その中心的な役割を果たすのが、地域包括支援センターです。

【自助・互助・公助】

ボランティアなどによる市民の自発的な活動は、無償、有償を問わず、地域における福祉活動の大きな力になっています。アンケート調査では、地域住民主体の健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向が見られます。また、相談先や手助けへの期待でも、地域での互助的な働きが西条市において伸びていく可能性がうかがえます。これら、地域における支え合いの力をさらに大きなものとするため支援します。

【共助・公助】

地域包括支援センターが全ての高齢者や家族の総合相談窓口となり、関係機関や地域の人々が連携した見守りや支え合い等のネットワーク化を図って、一人ひとりに合ったサービス提供のためのマネジメントを行います。

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、高齢者の虐待や一人暮らし高齢者の孤立を防ぎ、すでに前期において活動を開始している「認知症初期集中支援チーム」など認知症高齢者の増加に対応する施策を展開するとともに、地域における支え合いを推進します。

政策目標：地域福祉の推進

以上の視点から、高齢者にとって最も身近な存在である地域の支え合い機能を育て、制度や機関・団体の枠組みを超えて包括的に高齢者を支援できる仕組みづくりを目指し、「地域福祉の推進」を政策目標に掲げています。



3 「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて

地域包括ケアシステムは、保険者である西条市（行政）のみならず、高齢者福祉や介護、医療に関わるあらゆる事業者・団体、地域住民による活動、さらには将来の市を支える世代が協調・協働して構築していくものとなります。

本計画において重視する、地域包括ケアシステムの深化・推進に関わる要素と今後の方向性をまとめます。

（１）地域包括ケアの推進

■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目標に平成19年西条市直営で1か所設置されました。介護保険サービスだけでなく介護保険以外のサービスも利用しながら総合的に支援する身近な機関です。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、権利擁護相談や虐待相談、介護サービス等、高齢者やその家族、地域住民の総合相談事業の充実を図ります。また、要介護状態にならないための介護予防事業の実施、介護支援専門員への相談支援等、包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアプランの作成等を行い、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供できるよう、地域における福祉・医療・保健など関係機関と連携し、ネットワークづくりに努めます。

また、2018年4月から、「西条市地域包括支援センターサブセンター西部」を設置し、効果的・効率的に事業を実施していきます。

■在宅介護支援センター

地域包括支援センターのランチ的機能として、市内9か所に設置されています。

在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者及びその家族を対象に相談窓口機能を中心とし、高齢者の支援（相談・見守り・訪問・実態把握・虚弱高齢者の発見等）や必要に応じて、関係機関と連絡調整を行い、地域包括支援センターと連携を図りながら高齢者の生活を支援します。また、介護予防教室や処遇困難事例等についても地域包括支援センターと連携・協力していきます。

■関係機関の連携

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するためには、高齢者のニーズや状態に応じた切れ目ないサービスが必要です。地域包括支援センターを中心に地域における福祉、医療、保健等の情報共有・連携がスムーズに行えるよう地域ケア会議や、ケース検討会を開催し、関係機関の連携や調整を行い高齢者の支援をしていきます。

(2) 参加と協働による地域福祉活動の推進

■地域福祉活動の支援

これからの超高齢社会を支えていくためには、身近な地域において高齢者の生活を支える地域福祉が非常に重要となります。地域福祉活動を推進するためには、地域の住民や諸団体並びにその他のボランティア団体によるボランティア活動の充実が必要となってくることから、活動の支援と団体の育成に努めます。

■社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会は、地域住民をはじめ、様々な地域の関係団体のほか、自治体や社会福祉事業者など幅広い地域福祉関係者を構成員とし、市民主体による福祉活動への支援やボランティア活動の推進、福祉教育、まちづくり等に公共的な立場から取り組んでいます。

今後は、要援護者のニーズも多様化することが予想され、画一的ではなく一人ひとりに合ったサービスが提供できるよう、住民ニーズに立脚した地域福祉活動を一層推進していくとともに、介護保険サービスと連携したインフォーマルサービスの一層の提供促進が求められています。

社会福祉を支える中核としての役割を担うため、事業の企画及び運営の両面から、その機能強化を支援していきます。

(3) 地域における支え合いの推進

住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにするため、高齢者の虐待や一人暮らし高齢者の孤立を防ぎ、地域における支え合いを推進します。

■高齢者ネットワーク事業

一人暮らし高齢者や健康に何らかの不安がある虚弱高齢者等を地域住民や民生委員などが支え合い、高齢者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

高齢者の安否確認を行いながら、地域ごとに見守り推進員を設置し、民生委員等との連携により地域支援体制を確立します。

■緊急通報装置設置事業

心臓病等により健康上不安がある一人暮らし高齢者に対し、緊急通報システム機器を貸与し、在宅生活が安心して送れるように支援します。

■ひまわり郵便事業

80歳以上の見守りが必要な一人暮らし高齢者を対象に、市の福祉サービス等の高齢者に役立つ情報を郵送し、高齢者の在宅生活に役立つように支援します。

(4) 福祉教育・広報活動の推進

高齢化が進む中で、市民が高齢社会に対する理解を深めるとともに、自らの問題として取り組む意識が持てるよう、あらゆる機会を利用して啓発活動を進めていく必要があります。

高齢者本人や介護家族等に対しては、実情に応じたサービスが適切に提供できるようにするため、適切な情報提供等、広報活動を充実させていきます。

4 日常生活圏域の設定

(1) 圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位としても想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

西条市では第5期の介護保険事業計画において、基本的に旧市町単位とし、人口、サービス事業者の分布等も勘案して市内を以下の5区域に分け、日常生活圏域として設定しました。

- ①西条東（玉津・飯岡・大町）
- ②西条中（西条・神拝・神戸・橘・禎瑞）
- ③西条西・小松（氷見・小松）
- ④東 予
- ⑤丹 原

日常生活圏域の設定の考え方は継続されていることから、本計画においても、前計画と同様に5区域の日常生活圏域設定とし、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

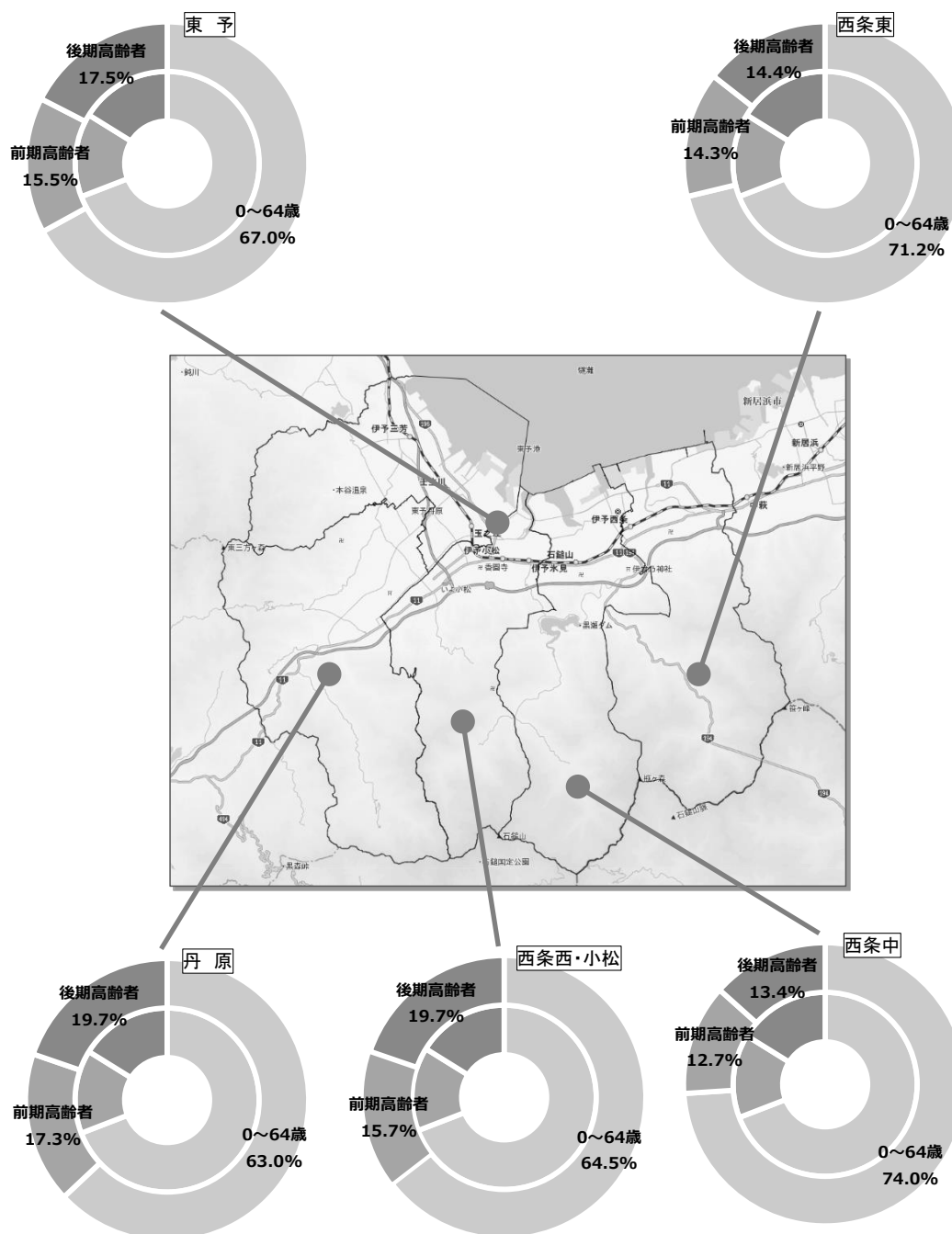
(2) 各圏域の概要

(人)						
圏域名	人口	前期 高齢者数	後期 高齢者数	高齢化率	要介護等 認定者数	サービス 利用者数※
西条東	26,100	3,743	3,764	28.8%	1,462	1,172
西条中	29,390	3,720	3,932	26.0%	1,431	1,140
西条西・小松	12,709	1,997	2,510	35.5%	1,064	887
東 予	30,588	4,752	5,338	33.0%	2,056	1,701
丹 原	12,078	2,087	2,383	37.0%	915	759
合 計	110,865	16,299	17,927	30.9%	6,928	5,659

出典：住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

※サービス利用者数は平成29年4月～9月に1度でも利用したことのある人の数

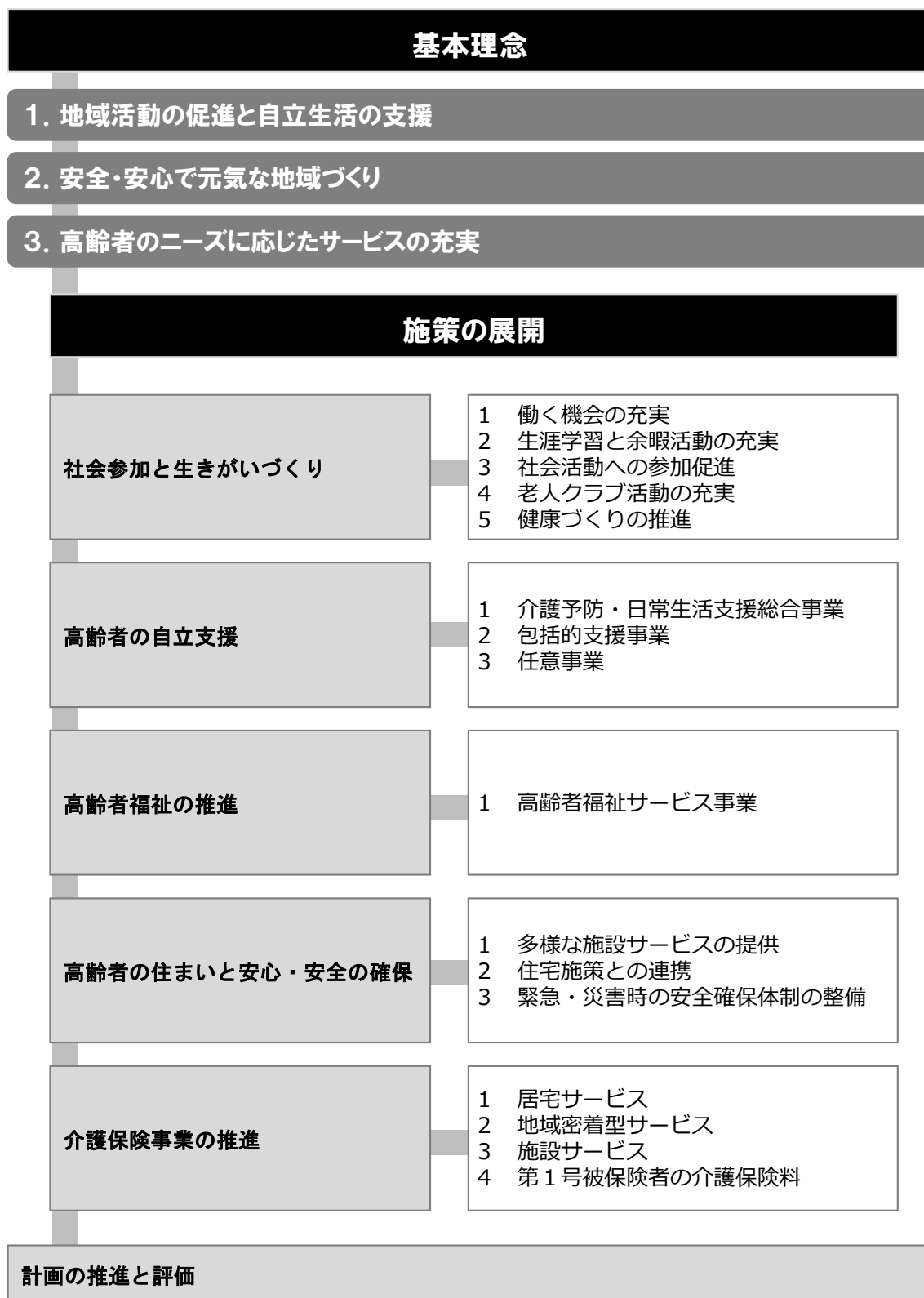
▼日常生活圏域ごとの高齢者人口の割合



※内側の円は市全域の割合です。

出典：住民基本台帳（平成 29 年 10 月 1 日現在）

5 施策の体系図





第4章 社会参加と生きがづくり

1 働く機会の充実

(1) シルバー人材センターへの支援

■事業の概要

定年退職後等における60歳以上の高齢者の就業ニーズが多様化する中、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を確保し、これを提供することにより、高齢者が働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ることを目的とするシルバー人材センター事業を支援するものです。働く意欲のある高齢者が、その能力によって社会の担い手として生きがいを持って活動ができるよう、シルバー人材センターへ運営費補助金を交付し、その活動の充実を図っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
会員数（人）	736	743	770
受託件数（件）	6,069	5,747	5,496
契約金額（千円）	402,958	380,870	378,792

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
会員数（人）	800	840	880
受託件数（件）（派遣含む）	5,400	5,700	6,000
契約金額（千円）（派遣含む）	382,000	398,000	414,000

■課題・実施の方針

高齢者が働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ることを目的とするシルバー人材センター事業を引き続き積極的に支援するとともに、シルバー人材センターの機能強化に努めます。

2 生涯学習と余暇活動の充実

(1) 生涯学習体制の推進

■事業の概要

パソコン教室、長寿いきがい演芸会等を開催することにより高齢者の趣味・生きがい活動の促進を図っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
高齢者パソコン教室実施回数(回)	10	10	10
高齢者パソコン教室参加人員(人)	142	142	142
文化伝承・軽スポーツ等活動事業 実施地区(件)	50	50	50
文化伝承・軽スポーツ等活動事業 参加人員(人)	970	970	970

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
高齢者パソコン教室実施回数(回)	10	10	10
高齢者パソコン教室参加人員(人)	142	142	142
文化伝承・軽スポーツ等活動事業 実施地区(件)	50	50	50
文化伝承・軽スポーツ等活動事業 参加人員(人)	970	970	970

■課題・実施の方針

市民が生涯のそれぞれの時期において、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、生涯学習に関する様々な情報の提供を充実していきます。

高齢者が元気でいきいと生活するとともに、住みよい地域社会づくりに取り組むための学習と仲間づくりを目的とする講座の充実や、自主グループ活動の奨励、各種イベントなどを実施していきます。

3 社会活動への参加促進

(1) 高齢者タクシー利用助成事業

■事業の概要

75歳以上の在宅高齢者で、世帯に所得税が課税されていない者に対し、タクシーを利用する際に基本料金の助成が受けられる利用券を交付することにより、交通手段の確保と社会参加の促進を図っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
交付者数（人）	4,450	4,564	4,398
延交付枚数（枚）	47,134	48,382	46,636
延利用枚数（枚）	29,654	30,972	29,798

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
交付者数（人）	4,700	4,750	4,800
延交付枚数（枚）	50,300	50,900	51,400
延利用枚数（枚）	32,700	33,100	33,500

■課題・実施の方針

高齢者の外出意欲を高めるため、低所得者へタクシー利用券を交付し、交通費の一部を助成します。

(2) 高齢者路線バス利用助成事業

■事業の概要

高齢者が路線バスを利用する場合に、料金の一部を助成し、安価でのバスの利用を可能とすることで、高齢者の外出意欲を高め、生きがいづくり、健康づくり及び社会参加の促進に努めるものです。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
申請者数(人)	239	230	64 (6月まで)
乗車券販売冊数(冊)			3,381 (7月～)

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
申請者数(人)	2,200	2,270	2,350
乗車券販売冊数(冊)	4,966	5,000	5,166

■課題・実施の方針

平成28年7月1日から、満75歳以上の方にバスの利用者証を送付。路線も拡大して実施しています(西条市内での利用に限る)。乗車券を事前に購入することにより、乗車料金の一部を助成します。

今後も継続し、高齢者の外出意欲を高め、生きがいづくり、健康づくり及び社会参加の促進に努めていきます。



(3) 公衆浴場無料開放事業

■事業の概要

65歳以上の高齢者及び障害者手帳等の所有者に対し、市内の浴場の協力を得て毎週水曜日を無料開放日とする利用券を交付することにより、高齢者の交流と生きがいつくりを図っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
交付者数(人)	2,706	1,716	1,529
延交付枚数(枚)	89,412	57,834	51,687
延利用枚数(枚)	31,459	18,983	19,206

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
交付者数(人)	1,700	1,750	1,750
延交付枚数(枚)	57,800	59,500	59,500
延利用枚数(枚)	21,000	21,600	21,600

■課題・実施の方針

利用できる公衆浴場が、平成26年度まで4か所ありましたが、平成27年度から3か所に減少したため実績が減少しました。利用可能な場所は減少しましたが、高齢者が心身の健康を保持し、かつ世代間の交流を図れるよう引き続き実施します。

(4) 敬老事業

■事業の概要

毎年9月、長寿のお祝いと敬老の意を表して、市と連合婦人会、社会福祉協議会、自治会の共催による敬老会事業と長寿者への祝金品の支給事業（長寿者褒章事業、長寿祝金支給事業）を行ってきました。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
長寿者褒章事業 敬老会案内者数（人）	17,752	17,949	18,280
長寿者褒章事業 100歳（人）	54	44	67
長寿者褒章事業 101歳以上（人）	91	96	97
長寿者褒章事業 金婚夫婦（組）	128	95	94
長寿者祝金支給事業対象者（人）	17,207	17,310	17,652

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
長寿者褒章事業 敬老会案内者数（人）	19,100	19,400	19,700
長寿者褒章事業 （人）	70	70	80
長寿者褒章事業 金婚夫婦（組）	130	130	130

■課題・実施の方針

平成29年度から、101歳以上の方への長寿者褒章事業と長寿者祝金支給事業は廃止となりましたが、その他は引き続き実施し、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、高齢者福祉に関する啓発を図っていきます。



4 老人クラブ活動の充実

(1) 老人クラブの育成支援

■事業の概要

健康・友愛・奉仕の取組を進める高齢者の自主的組織である老人クラブでは、地域においてその知識と経験をいかした様々な活動を行っています。本事業は、高齢者が身近な地域で社会奉仕や生きがい活動を行う場として、さらに、介護予防の担い手としての老人クラブや老人クラブ連合会の活動を支援するものです。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
クラブ数	193	189	188
会員数(人)	8,621	8,386	8,111



■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
クラブ数	181	181	181
会員数(人)	8,003	8,365	8,727

■課題・実施の方針

高齢者数の増加に反して、クラブ数、会員数は減少の一途を辿っています。引き続き、高齢者の関心や価値観の多様化に対応した魅力ある活動を支援し、多様な高齢者の集う場とするため、助言・指導を行います。

5 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

■概要

高齢者が健康で長生きするという「健康寿命」を延ばして、活動的な生活を目指すには、「自分の健康は自分で守る」という個人の意識の高揚と合わせ、地域や行政の支援体制の整備を進める必要があります。

できるだけ多くの高齢者が元気でいられるようにするためには、“元気な高齢者”の活動を推進するとともに、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識をいかし、地域社会へ積極的に参加する機会をつくることも必要です。

■課題・実施の方針

今後も各種健（検）診や保健指導等の実施により、効果的に個別の健康維持や健康づくりを支援するとともに、「西条市健康づくり計画（元気都市西条）」による施策と合わせ、市民が主体となった健康づくり活動が地域に広がり、発展するように支援していきます。



第5章 高齢者の自立支援

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、地域支援事業に移行となった従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスに加え、住民主体によるものも含めた多様なサービスを介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みとして行うものです。

①訪問型サービス

■事業の概要

現行の訪問型サービスに加えて、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）として、平成30年4月からサービスの提供が始まります。入浴介護等の身体介護は行わず、家事援助などの生活援助を実施するもので、生活援助のみを希望する方、状態が安定している方、介護の専門職以外でも対応可能な方などを利用者として想定しています。

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
訪問型サービス【現行相当】利用者数（人/月）	500	500	450
訪問型サービスA 利用者数（人/月）	20	40	100

■課題・実施の方針

訪問型サービスAにおける従事者は市が定める研修を受けることとなりますが、利用者の居室に入って提供するサービスであり、訪問時のきめ細かな配慮についての意識づけなど従事者に対する研修内容の充実が課題です。

②通所型サービス

■事業の概要

現行の通所型サービスに加えて通所型サービスC（短期集中予防サービス）として、市の直営による独自事業「スマイルサポート教室」を実施しています。短期集中的に専門職が運動・栄養・口腔面のケアを行うことで、生活機能及び身体機能の向上を図るものです。

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
通所介護サービス【現行相当】利用者数（人/月）	600	620	640
スマイルサポート教室 参加者数（実人数）	30	40	45

■課題・実施の方針

スマイルサポート教室については、3～6か月での卒業を目指し、地域で自立して介護予防に取り組むことができるように今後も支援していきます。

また、サービス終了後は、身近な介護予防の場（一般介護予防事業等）への参加を進めるために、住民主体の通いの場と連携し、引き続き介護予防に取り組める仕組みづくりを図ります。

③その他の生活支援サービス

■事業の概要

要支援認定者等に対し、栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食を実施するものです。

■課題・実施の方針

社会福祉協議会への委託により、今後も継続して実施します。



④介護予防ケアマネジメント

■事業の概要

要支援認定者等からの依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、一人ひとりの心身の状況や環境に応じた適切なサービスが包括的かつ適切に提供されるようケアマネジメントを行うものです。

■課題・実施の方針

地域包括支援センター及び委託先居宅介護支援事業所により、今後も継続して実施します。

ケアマネジャー等に対する研修会の開催や主任ケアマネジャーが主体となって開催するケアプラン点検等の研修において、自立支援・重度化防止に資するケアプランの作成指導等を行い効果的なケアマネジメントに向けた支援を行います。

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、効果的・効率的に介護予防を推進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みで実施される事業です。

①介護予防把握事業

■事業の概要

収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方の状況を把握し、介護予防活動へとつなげていくものです。

■課題・実施の方針

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへの委託により今後も継続して実施します。

②介護予防普及啓発事業

■事業の概要

介護予防教室、健康教育、健康相談、認知症サポーター養成講座の開催と併せて、パンフレットの配布等介護予防の普及・啓発を行うものです。

■課題・実施の方針

地域の高齢者やその家族及び関係機関に対して、各種事業の周知に努め、在宅福祉サービス、生きがい活動事業、介護予防事業の推進及び普及啓発を図ります。



③地域介護予防活動支援事業

■事業の概要

介護予防劇「包括一座」を、平成26年度まで公民館や集会所で実施してきました。

「いきいき百歳体操」は、各圏域で年間を通じてリーダー教室を開くとともに、地域の集会所や公民館でも実施し、教室終了後も自主グループとして活動しています。参加者の「身体が軽くなった」「しっかり歩けるようになった」等の声があり、体力測定の結果からも一定の効果が出ていると考えられます。また、教室が高齢者の交流の場となっており、閉じこもり予防にもつながっています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
いきいき百歳教室数（か所）	17	23	30
いきいき百歳教室 参加者（人）	1,073	2,153	1,857
包括一座による健康教育 回数（回）	30	-	-
包括一座による健康教育 参加者（人）	750	-	-

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
いきいき百歳教室数（か所）	35	40	45
いきいき百歳教室 参加者（人）	2,150	2,250	2,350

■課題・実施の方針

活動意欲の向上や継続性のある活動となるよう在宅介護支援センターやリハビリテーション専門職等を活用し、立ち上げ支援及び活動継続支援に引き続き取り組んでいきます。

また、教室が高齢者の交流の場となっており、より多くの参加を促すため、歩いて通える場を確保していく必要があります。

④介護予防教室開催事業

■事業の概要

介護予防の普及啓発に資する運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室等を開催します。地域の依頼に応じた講座（出前講座）を実施し、介護予防に取り組むきっかけづくりを進めていきます。

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
出前講座 回数（回）	15	20	25
出前講座 参加者数（人）	350	400	450

■課題・実施の方針

各介護予防教室は、地域の高齢者にとっては身近な場所で気軽に参加できる教室であることから、地域で活躍する専門職である医師や歯科医師、栄養士、理学療法士等と連携し、介護予防に取り組みます。



⑤地域住民グループ支援事業

■事業の概要

家に閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消や介護予防に役立てる活動を行おうとする、地域住民による自主グループ活動を育成し支援を行っていきます。

また、グループ数を増やすことにより、高齢者が交流できる場を確保し、閉じこもり予防、認知症予防等の介護予防へ結びつけます。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
グループ数（グループ）	56	56	60
延活動回数（回）	476	496	519
延参加者数（人）	10,931	10,189	11,016



■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
グループ数（グループ）	65	66	67
延活動回数（回）	580	592	604
延参加者数（人）	11,900	12,100	12,300

■課題・実施の方針

今後も継続し、より多くのグループが活動を行えるよう支援します。

⑥一般介護予防事業評価事業

■事業の概要

介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、介護予防事業の評価・検証を行うものです。

■課題・実施の方針

今後も、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

⑦地域リハビリテーション活動支援事業

■事業の概要

通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などにリハビリテーション専門職などが関わり、地域の介護予防の取組を支援するものです。

■課題・実施の方針

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、地域における介護予防の取り組みを機能強化するためにリハビリテーション専門職の関与の促進に努めます。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談事業

■事業の概要

支援が必要な高齢者とその家族の様々な相談に対し、関係機関と連絡を取りながら必要に応じたサービスや情報の提供を行うものです。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
相談件数(件)	788	1,240	953

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
相談件数(件)	1,350	1,400	1,450

■課題・実施の方針

高齢化が進行する中、複雑、多様化する相談の増加に対応できる体制の確保が課題です。地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を必要数確保し、保健・医療・福祉サービス等関係機関と連携して、地域におけるネットワークを拡充することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

(2) 権利擁護事業

■事業の概要

虐待を受けたり、悪質商法の被害に遭うなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、関係機関とも連携して権利擁護のための支援を行っていくものです。高齢者虐待や困難事例への対応は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の連携によりチームで対応します。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
相談・通告受理件数(件)	35	33	30
虐待を受けたと判断した事例(件)	19	10	12

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
相談・通告受理件数(件)	35	35	35
虐待を受けたと判断した事例(件)	17	17	17

■課題・実施の方針

高齢者虐待の実態把握の強化、関係者等への研修等による対応力の強化、高齢者権利擁護等推進事業の活用ができるよう取り組みます。市ホームページの高齢者虐待等に関する内容を充実させるなど、地域において高齢者が安心して生活ができるよう関係機関と連携して権利擁護のための支援を行います。



(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員への支援や、医療・福祉・保健などの関係機関とのネットワークづくりを行うものです。個々における関係機関との連絡調整に加え、ネットワークの仕組みを充実させていく必要があります。

①地域包括支援センター運営協議会

■事業の概要

地域包括支援センターの適性な運営及び公平性、中立性を確保するために協議会を設置しています。

■課題・実施の方針

現在、年2回程度の協議会を開催しています。今後も継続して開催します。

②介護支援専門員連絡会

■事業の概要

介護支援専門員連絡会と連携し、介護支援専門員の資質向上のための研修や連携・情報交換を行うものです。

■課題・実施の方針

介護支援専門員連絡会と連携し、今後も年4回程度継続して開催します。

(4) 地域ケア会議の充実

■概要

地域ケア会議は、民生委員などの地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、地域の介護支援専門員に対するケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていないおそれのある高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画、高齢者福祉計画等への反映など政策形成につなげることを目指すものです。

■課題・実施の方針

在宅介護支援センターが行う小地域ケア会議は随時開催し、西条・東予周桑地域圏域ケア会議を年2回程度開催していきます。介護支援専門員の資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることを目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進につなげます。

平成29年介護保険法の改正を踏まえた検討の中でも、介護保険法の理念である高齢者の自立支援と介護予防の堅持が必要とされ、地域ケア個別会議の多職種連携による取り組みの推進が求められていることから、要支援者等の自立を促すための地域ケア個別会議の手法を検討し、実践していく必要があります。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

■概要

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための支援を行うことが必要とされ、平成30年4月には、各市町村で主体的に取り組むことが求められています。

■課題・実施の方針

在宅医療と介護については、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題があります。在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、関係者の連携に必要な下記の各事業を実施します。

在宅医療・介護連携 推進事業の事業項目

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

「わたしたちのまちの在宅医療安心リスト」を更新し情報を提供します。
また、地域の医療・介護関係者向け、地域住民向け等にタイムリーに情報を提供するためのシステム化に取り組みます。

(イ) 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

「在宅医療・介護連携に関する意見交換会」を継続します。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

(ア) で得られた情報を活用し、(イ) で設置した会議を活用して、検討していきます。

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

地域生活連携シート（西条版）の活用を推進します。

(オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

愛媛県による在宅緩和ケア推進モデル事業に、西条市医師会とともに取り組み、症例検討を重ねながら緩和ケアの支援体制を推進します。

(カ) 医療・介護関係者の研修

多職種でグループワーク等による症例検討会を行います。
2018（平成30）年度から西条市歯科医師会と連携して、
介護職のための口腔ケア研修会を開催していきます。

(キ) 地域住民への普及啓発

講演会の開催、住民向けのパンフレット等を作成し配布するとともに
市のホームページ等で公表します。

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

保健所が主催する二次圏域の会議に参画し、広域的な連携が必要な事項に
ついて協議します。

(6) 認知症総合支援事業

今後、医療機関のチェックにより早期発見が進むことなども含めて、認知症高齢者の増加が見込まれます。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境づくりが必要です。

本事業は、専門職からなる早期診断・対応のための支援チームや、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）の確立、認知症の方を地域や職場で支えるサポーターの養成など、認知症の高齢者を早くから支援することに加え、認知症に対する正しい理解、早期発見・早期対応につながるような取組を進めるものです。

①認知症初期集中支援チーム

■事業の概要

平成29年度から開始となりました。

認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、認知症サポート医と専門知識を持つ保健師、社会福祉士、介護福祉士等で構成された支援チームが、認知症の方（疑いのある方）やそのご家族を訪問し相談に応じるものです。病院受診やサービス利用、家族への支援などの初期支援を包括的・集中的に行います。

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
認知症初期集中支援チーム実施件数(件)	12	20	24

■課題・実施の方針

40歳以上で、自宅で生活しており、認知症の症状などでお困りの方が対象となります。地域包括支援センターあるいは地区の在宅介護支援センターにご相談いただくことがまず最初の流れであり、相談先についての周知や、困ったときには早めに相談するよう呼びかけるなど、この取組を市民に広く知らせていくことが必要です。

平成30年度から地域包括支援センターサブセンター西部の開設に伴い、支援チーム数を増やして取り組みます。

②認知症地域支援推進員活動

■事業の概要

認知症の方とその家族を支援する相談などを行う地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図ります。認知症ケアパスの作成・普及、物忘れ相談窓口の設置、認知症カフェ等を実施しています。

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
認知症地域支援推進員数(人)	6	8	10

■課題・実施の方針

認知症ケアパス「西条市認知症安心ガイドブック」は、認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に「いつ」「どこで」「どのような」支援を受ければよいか理解できるよう、認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示すものです。

早期からの適切な診断や対応、認知症の人やその家族への支援を、包括的・継続的に実施できる体制の構築を進めており、今後も市民や医療・介護関係者等への普及を図ります。

認知症カフェの活動を行う団体に対して、補助制度を設けており、認知症カフェの設置運営の支援を行っていきます。



③認知症サポーター養成講座

■事業の概要

認知症になっても、できるだけ長く住み慣れた地域で過ごせるよう、地域の人にも認知症についての正しい知識を普及啓発する必要があります。本事業は、地域や職場において、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成するものです。

また、認知症サポーターが様々な場面で活躍するための上級講座（ステップアップ講座）も開催しています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
認知症サポーター養成講座 回数（回）	16	19	15
認知症サポーター養成講座 参加者（人）	1,070	783	1,545

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
認知症サポーター養成講座 回数（回）	25	30	35
認知症サポーター養成講座 参加者（人）	1,800	1,900	2,000

■課題・実施の方針

講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトへの支援を続けるとともに、講座への参加者を増やすよう、引き続き周知を図っていきます。

④徘徊高齢者見守りネットワーク事業「認知症みまもりねっと」

■事業の概要

徘徊の心配のある方の情報を事前に登録していただき、行方不明になった場合に「西条市安全・安心情報お届けメール配信システム」により、家族や警察だけでなく地域の皆さんで協力して行方不明者の早期発見・保護につなげるものです。

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
認知症みまもりねっと 新規登録数（件）	50	60	70

■課題・実施の方針

認知症の方の家族の安心につながるよう、「認知症みまもりねっと」の登録件数を増やす取組を進めます。また、より多くの市民や関係機関に安全・安心情報お届けメールへの登録を促すことで、情報共有の推進を図り、地域の見守りネットワークを構築していきます。

さらに、平成30年度には、「スマートシティ構築トライアル事業」として、ICT（情報通信技術）を活用して、「スマートフォンを活用したゆるやかな高齢者への見守り支援事業」を実施します。モデル事業を実施する中で、警察、消防だけでなく、自治体や老人クラブをはじめとする地域住民が協力して行方不明者の早期発見・保護につなげる人的ネットワーク構築に対する検証を行い、市全域への事業展開を目指します。

(7) 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービスの体制整備を図るための事業です。

地域において多様な主体の活動を支援することが求められており、生活支援サービスの充実に向けて、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や、地域の状況を把握し課題解決を図るため、幅広い領域の参加者からなる協議体を設置しています。

①生活支援コーディネーターの設置

■事業の概要

ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置するものです。平成28年度に第1層生活支援コーディネーターが配置され、平成29年度には「高齢者生活支援サポーター養成講座」を開催しています。

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
生活支援コーディネーター 配置数（人）	4	6	6
高齢者生活支援サポーター養成講座（回）	4	4	4

■課題・実施の方針

平成30年度から、第2層コーディネーターを日常生活圏域において順次配置していきます。西条市においては、地域自治と協働のまちづくりを推進しており、他課とも連携しながら高齢者の生活支援体制整備を進めていきます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から、話し相手（傾聴ボランティア含む）やゴミ出しなど軽微なサービスへのニーズが高いことが分かりました。引き続き地域住民の生活支援ニーズを把握し、地域資源の開発につなげていきます。

②生活支援体制整備協議体の設置

■事業の概要

生活支援体制整備協議体は、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの多様な主体が参画し、情報共有及び連携・協働を図るためのネットワークとして定期的な協議を行うものです。

市全体レベルの課題を扱う第1層協議体と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体があります。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
第1層 協議会開催数(回)	-	-	2
第2層 協議会設置数	-	-	0

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
第1層 協議会開催数(回)	2	2	2
第2層 協議会設置数	3	7	12

■課題・実施の方針

西条市では、「地域包括支援センター運営協議会」を市全体レベルの課題を扱う第1層協議体と位置づけて開催しています。また、生活支援体制整備連絡会議及び地域ケア会議（西条・東予周桑圏域）からなる第1層協議体作業部会も設定しています。

平成30年度から市内3か所でモデル的に第2層協議体を実施しながら、庁内関係課、関係機関が連携し地域づくりに資する事業と人材を効果的に連動させ支え合いの地域づくりを推進します。

3 任意事業

(1) 介護給付適正化事業

愛媛県が策定する介護給付適正化計画「愛媛県介護給付適正化プログラム」に基づき、介護（予防）給付について、不要な介護サービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や必要な情報の提供、適切なサービスを提供できる環境の整備を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図っていくものです。県では平成27年度から3年間の第3期期間においては「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」に重点的に取り組むこととしています。

① ケアプランチェック

■ 事業の概要

主任ケアマネジャーの協力のもと、点検、ヒアリングの実施によりケアプランチェックを行い、適正なサービス提供が行われているか検証しています。

■ 実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
ケアプランチェック件数（件）	305	448	400

■ 目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
ケアプランチェック件数（件）	300	300	300

■ 課題・実施の方針

今後も居宅介護支援事業所及びサービス事業所の実地指導に同行し、ケアプラン・個別計画書を点検、主任ケアマネジャーの協力のもと、提出されたプランの点検及びグループヒアリングの2本立ての実施を継続します。ただし、数をこなすのではなく、利用者にとって意味のある生活向上のプラン作成のために、現在、同職種間で行っている点検、ヒアリングからサービス事業所等を交えた事例検討会やケアプランの研修の実施を取り入れていく予定です。

②その他の介護給付適正化に関する取組

■事業の概要

介護給付適正化の基本は、介護サービスを必要とする人を適正に認定した上で、適切なケアマネジメントにより受給者が真に必要なサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう促すことです。

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
要介護認定の適正化	全件実施	全件実施	全件実施
縦覧点検・医療情報との突合（回）	12	12	12
介護給付費通知（件／回）	6,334	6,658	7,001

■課題・実施の方針

西条市では、前記「①ケアプランチェック」のほか、縦覧点検データの参照を行っています。また、国民健康保険団体連合会への委託により、医療情報との突合を行い、はがきによる受給者への介護給付費通知も行っています。今後も、市の実情に合わせて介護給付の適正化について取り組み、介護保険制度の持続可能性を高めるよう努めます。



(2) 家族介護支援事業

①介護家族教室開催事業

■事業の概要

家族を介護している介護者に、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての正しい知識と技術を身につけてもらい、介護の負担軽減を図るために、在宅介護支援センターが開催しています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
教室開催回数(回)	9	9	9
参加者数(人)	152	138	165



■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
教室開催回数(回)	18	18	18
参加者数(人)	340	350	360

■課題・実施の方針

在宅で生活する慢性疾患を有する要介護高齢者や認知症高齢者の増加により、その対応が重要となってきたため、回数を増やし、内容の充実を図っていきます。

(3) 徘徊高齢者位置検索サービス

■事業の概要

位置検索システムを利用することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全確保に役立て、認知症高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
利用者数(人)	15	15	15

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数(人)	17	20	20

■課題・実施の方針

利用件数は多くありませんが、認知症高齢者の増加傾向から、今後の利用者増加を見込んでいます。引き続き事業の周知を図っていきます。



(4) 介護用品支給事業

■事業の概要

介護保険制度で要介護1～5と認定された在宅の65歳以上の方で常時おむつ等を必要とする方に対して、紙おむつ等の介護用品を支給することにより衛生的で快適な生活環境を提供し、介護者の負担の軽減を図っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
利用者延件数（件）	17,554	17,232	17,631



■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
利用者延件数（件）	17,800	17,900	18,000

■課題・実施の方針

件数は微増傾向にあります。今後、高齢化の進行により需要の増加が見込まれ、介護者の負担軽減の観点から引き続き事業を継続します。

(5) 食の自立支援事業（配食サービス事業）

■事業の概要

買物や調理が困難な65歳以上の一人暮らし等で、見守りが必要な方に対して、栄養のバランスに配慮した弁当を定期的に配達し、併せて安否確認を行っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
利用者数（人）	1,558	1,476	1,502
配食数（食）	34,627	34,509	36,707

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数（人）	1,200	1,400	1,600
配食数（食）	27,000	29,000	31,000

■課題・実施の方針

平成29年度より要支援と総合事業の認定を受けた方は、介護予防・日常生活支援総合事業の配食サービスに順次移行したため、食の自立支援サービスの利用は減少しています。一人暮らし高齢者の増加などによる今後の需要増加を見込み、引き続き安否の確認を兼ねた配食サービスを実施します。



(6) 介護相談員派遣事業

■事業の概要

介護相談員を居宅介護事業所及び介護保険施設等に派遣し、介護サービスの質の向上や利用者の不安・不満又は疑問の解消を図っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
事務所数（か所）	69	63	60
介護相談員数（人）	41	39	39



■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
事務所数（か所）	60	60	60
介護相談員数（人）	36	36	36

■課題・実施の方針

介護保険サービスの質の向上を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止することを目的として、今後も実施します。介護相談員の担い手の確保が課題となっています。

(7) 成年後見制度利用支援事業（市長申立て）

■事業の概要

認知症等で判断能力が不十分な高齢者が不利益を被ったり、消費者被害に遭わないよう、権利と財産を守るものです。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
後見（件）	11	7	3
保佐（件）	7	2	2
補助（件）	6	1	0
計（件）	24	10	5

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
合計件数（件）	17	17	17

■課題・実施の方針

今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。これまでの、財産保全の観点のみが重視されるものではなく、本人に寄り添った意思決定支援、制度運用も求められています。今後も、支援が必要な状態にありながら支援を受けられていない人の発見・支援に努めるとともに、本人の身上監護の充実を図る取組を推進していきます。



第6章 高齢者福祉の推進

1 高齢者福祉サービス事業

(1) 在宅寝たきり高齢者介護手当支給事業

■事業の概要

介護保険制度で要介護4又は5と認定された方を在宅で常時介護している家族の方に対して、介護手当を支給することにより、介護者の負担の軽減を図るものです。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
利用者数(人)	1,075	1,051	981

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数(人)	380	400	420

■課題・実施の方針

介護者・被介護者ともに市民税非課税世帯の介護者の方へ、介護手当を支給します。市民税課税世帯の方への支給は、平成29年度で終了しました。

(2) 高齢者日常生活用具給付事業

■事業の概要

おおむね65歳以上の一人暮らしの方などで、心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な方に対して自動消火器の給付を行っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
利用者数(人)	0	2	2

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数(人)	3	0	0

■課題・実施の方針

利用者が少ないため、事業の廃止を検討しています。

(3) 寝たきり老人等介護家族激励事業

■事業の概要

寝たきり高齢者等を日常的に介護している家族に対し、介護人の派遣を受けられる券を交付することにより、介護者の負担の軽減を図っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
利用者数(人)	5	4	3

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数(人)	7	7	7

■課題・実施の方針

利用者は多くない状況です。ショートステイの利用増加や小規模多機能型居宅介護施設整備によると考えられます。継続することとしますが、今後実施方針を検討していきます。



(4) 外出支援事業

■事業の概要

65歳以上の車いす利用者又は寝たきりで一般の交通機関の利用が困難な方に対して、移送用車両（福祉タクシー）の利用券を交付することにより、高齢者の通院支援と家族の負担の軽減を図っています。

また、足腰の衰え等がある方に、歩行の補助として使うシルバーカー（歩行補助車）を購入する費用の一部を助成しています。

■実施状況

外出支援事業	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
交付者数（人）	490	464	435
利用延回数（回）	4,072	3,872	3,808

シルバーカー購入費助成事業	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
交付者数（人）	315	266	191

■目標・計画値

外出支援事業	2018年度	2019年度	2020年度
交付者数（人）	480	500	520
利用延回数（回）	4,000	4,200	4,400

シルバーカー購入費助成事業	2018年度	2019年度	2020年度
交付者数（人）	270	270	270

■課題・実施の方針

利用が微減の傾向にはありますが、高齢者の外出を支援する取組として今後も継続します。

(5) 軽度生活支援事業

■事業の概要

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活を可能にし、要介護状態への進行を予防しています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
交付者数(人)	509	509	493
利用延時間(時間)	12,257	11,903	11,463

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
交付者数(人)	580	580	580
利用延時間(時間)	12,000	12,000	12,000

■課題・実施の方針

今後も継続し、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続と、要介護状態への進行予防を図っていきます。



(6) 訪問理美容サービス事業

■事業の概要

在宅で心身の障害等により、自ら理美容院を利用することが困難な高齢者に対し、理容師又は美容師が高齢者宅を訪問し、理美容のサービスの提供を行うことにより衛生的な在宅生活の支援をしています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
交付者数（人）	156	123	111
利用延回数（回）	197	159	171



■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
交付者数（人）	130	140	150
利用延回数（回）	180	190	200

■課題・実施の方針

今後も継続し、理美容のサービスの提供で衛生的な在宅生活の支援をしていきます。

(7) 高齢者ネットワーク事業（見守り推進員）

■事業の概要

一人暮らし高齢者や健康に何らかの不安がある虚弱高齢者等の安否確認を行うため、地域ごとに見守り推進員を設置し、民生委員等との連携により地域支援体制の確立を図っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
見守り推進員数(人)	223	225	226
対象高齢者数(人)	1,397	1,449	1,399
延訪問日数(日)	67,056	69,552	67,152

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
見守り推進員数(人)	224	225	236
対象高齢者数(人)	1,410	1,425	1,430
延訪問日数(日)	67,680	68,400	68,640

■課題・実施の方針

今後も継続し、一人暮らし高齢者の安否確認を行いながら、民生委員等との連携による地域支援体制づくりを推進します。

さらに、平成30年度には、「スマートシティ構築トライアル事業」として、高齢者と市外・県外在住の家族とのつながりを支援するため、ICT（情報通信技術）を活用して、「コミュニケーションロボットを活用したゆるやかな高齢者への見守り支援事業」を実施します。

これは、見守りロボットを使って、家族間で音声や画像等を送受信することにより、お互いの様子が分かり、一人暮らしの不安を解消するとともに、寂しさを和らげ、住みやすさを実感し、安心と安全を確保するものです。



(8) 緊急通報装置設事業

■事業の概要

心臓病等により健康上不安がある一人暮らし高齢者に対し、緊急通報システム機器を貸与し、在宅生活が安心して送れるように支援しています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
緊急通報装置 設置台数(台)	172	167	162

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
緊急通報装置 設置台数(台)	160	160	160

■課題・実施の方針

利用状況は伸びを示していませんが、今後も継続し、緊急通報の受信体制の見直しや機器管理を徹底し需要に応じた体制を整備していきます。

(9) ひまわり郵便事業

■事業の概要

80歳以上の見守りが必要な一人暮らし高齢者を対象に、市の福祉サービス等の高齢者に役立つ情報を郵送し、高齢者の在宅生活に役立つように支援します。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
対象者数(人)	10,929	11,580	11,491

■目標・計画値

	2018年度	2019年度	2020年度
対象者数(人)	12,000	12,000	12,000

■課題・実施の方針

今後も継続します。



第7章 高齢者の住まいと安心・安全の確保

1 多様な施設サービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険やその他の福祉サービスの充実とともに、安心して安全に生活できる生活環境づくりが大切です。独立して生活するには不安がある高齢者が入居できる施設整備等について検討し、多様な施設サービスの提供に努めるとともに、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者の住まいの確保について、県と連携して取り組みます。

(1) 養護老人ホーム

身体や精神、環境上の理由や経済的理由等、多様な事情により自宅で生活することが困難な方が入所できる施設です。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
明水荘 入所定員 (人)	50	50	50
明水荘 延入所者数 (人)	603	615	612
石燧園 入所定員 (人)	70	70	70
石燧園 延入所者数 (人)	849	845	846

■課題・実施の方針

当面は、現状の整備数を維持し必要に応じて、入所措置を行います。

(2) ケアハウス

一人暮らしが困難で生活支援を要する高齢者等が居住できる施設です。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
南山荘 入所定員 (人)	30	30	30
南山荘 延入所者数 (人)	312	324	312
水の里 入所定員 (人)	29	29	29
水の里 延入所者数 (人)	345	327	346
福寿 入所定員 (人)	30	30	30
福寿 延入所者数 (人)	351	350	335
鶴翠苑 入所定員 (人)	30	30	30
鶴翠苑 延入所者数 (人)	370	367	380
ひだまり 入所定員 (人)	20	20	20
ひだまり 延入所者数 (人)	234	239	237
整備状況 (か所)	5	5	5
入所者数合計 (人)	135	133	132

■課題・実施の方針

当面は、現状の整備数を維持します。



(3) 支援ハウス（丹原高齢者生活福祉センター）

一人暮らし又は夫婦のみの世帯の方及び家族による援助を受けることが困難な方で、高齢等のため独立して生活することに不安のある方が居住できる施設です。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
丹原高齢者生活福祉センター 入所定員 (人)	12	12	12
丹原高齢者生活福祉センター 延入所者数 (人)	130	126	119
整備状況 (か所)	1	1	1
入所者数 (人)	10	10	11

■課題・実施の方針

当面は、現状で継続し、自宅で生活することに不安のある一人暮らしや夫婦のみの世帯の方に、住居を提供し、安心して生活を送れるよう支援します。

(4) 老人憩いの家

60歳以上の高齢者の教養の向上、レクリエーションの場として、健康で明るい生活を送っていただくための施設です。平成18年4月から社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
整備状況 (か所)	1	1	1
延利用者数 (人)	9,378	8,793	8,700

■課題・実施の方針

利用は定着していますが、築40年以上経過し、施設全体の老朽化が著しくなっています。

(5) 創作の家

高齢者の持つ豊富な知識と経験をいかし、民芸品等の発掘と伝承活動を行うとともに、市民の創造意欲を高め、その生活を豊かなものとすることを目的とした施設です。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
整備状況（か所）	1	1	1
延利用者数（人）	5,454	5,114	4,772

■課題・実施の方針

利用は定着していますが、築36年経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。

(6) 地域交流センター

健康の保持及び増進、教養講座、レクリエーションなど、市民の様々な交流を通じて、豊かな地域づくりを推進することを目的とした施設です。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
整備状況（か所）	4	4	4
西条東部 延利用者数（人）	13,403	13,717	14,288
西条西部 延利用者数（人）	24,254	25,773	22,018
東予南 延利用者数（人）	42,453	43,791	46,658
東予北 延利用者数（人）	45,122	45,520	45,989

■課題・実施の方針

利用は定着していますが、施設の老朽化に伴う修繕等の維持管理費の増加が課題です。



(7) 小松生きがいデイサービスセンター

高齢者の生きがい増進を目的に平成12年に設置され、高齢者の生きがいデイサービス事業を実施しています。平成18年4月から社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
整備状況（か所）	1	1	1
延利用者数（人）	2,543	2,276	2,249

■課題・実施の方針

高齢者の生きがい増進のため、今後も継続します。

(8) 屋内ゲートボール場すぱーく東予

ゲートボールやクロッケー、グラウンドゴルフ、テニスをはじめ様々なイベントが可能なコミュニティ施設です。

■実施状況

	2014年度 (平成26)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)
整備状況（か所）	1	1	1
延利用者数（人）	1,897	2,059	2,738

■課題・実施の方針

利用が増加傾向にあります。施設老朽化に伴う修繕等の維持管理費の増加が課題です。

2 住宅施策との連携

現在は健康でも、将来の生活に不安がある一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯には、「サービス付き高齢者向け住宅」への入居という選択肢があります。高齢者居住安定法に基づく、バリアフリー仕様や緊急時の対応体制を備え、都道府県に登録された高齢者向けの賃貸住宅です。

指定を受けた住宅は特定施設として特定施設入居者生活介護の給付を受けることができます。住所地特例の対象であり、市外の住宅であってもその設置状況などについては、愛媛県住宅部局及び保健福祉部局との適切な連携を図ることにより制度の適切な運用を行います。

3 緊急・災害時の安全確保体制の整備

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、また、隣近所との付き合いや地域への関心が低下している中で、地震や台風などの災害時における高齢者等の安全を確保するためには、日ごろから近隣住民の目配りなど、地域住民による見守り活動が重要な役割を果たすこととなり、地域住民による自主的な災害対応体制の整備が求められています。

そのため、防災意識の啓発や自主防災組織の育成・強化など、地域における防災力を高めるため、迅速な情報伝達や円滑な避難活動ができるように、防災関係機関や地域との連携を図りながら、緊急時の支援体制を整備します。



第8章 介護保険事業の推進

高齢者やその家族が、介護保険制度の趣旨、要介護等認定の仕組み、サービスの種類と内容、利用者負担、保険料等介護保険制度に対する理解を深めることは、介護保険の安定的な運営やサービスの円滑な利用の基本となります。

介護保険サービスの利用の前提となる要介護等認定申請からサービス利用の方法、また、利用者負担や保険料に係る各種軽減制度の手続きなどについて、広報紙、ホームページ、パンフレット、出前講座や各種研修会への講師派遣などにより市民啓発を積極的に行い円滑な運営に努めます。

また、安定的かつ良質なサービスの提供のためには、訪問介護員、看護師、介護支援専門員など、サービスを支える人材の確保、資質の向上が極めて重要となります。

人材の確保については、県と連携を図りながら、愛媛県福祉人材センターの周知に努めるとともに、サービス事業者への介護保険関係情報の提供を行い、サービス事業者の計画的な人材の確保を促進します。

なお、職員の資質向上については、県との役割分担により、各種団体・事業者等と連携を図りながら、各種研修を実施します。

1 居宅サービス

要介護の方が在宅のまま利用できる居宅サービスの利用量は、国が住み慣れた地域で日常生活を営めることを進める中、認定者数の増加に伴い、年々増加すると見込まれます。また、本計画期間において民間活力により供給量の増加が見込まれます。

(1) 訪問介護

■サービス内容

利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けた支援を行います。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をを行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で35事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には月892人の利用を見込んでいます。2018年度から、予防給付は介護予防・日常生活支援総合事業に移行されました。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	回/月	—	—	—				
	人/月	487	490	420				
介護給付	回/月	14,465	14,825	15,440	16,890	17,133	18,258	20,964
	人/月	792	796	818	840	844	892	1,035
合 計	回/月	14,465	14,825	15,440	16,890	17,133	18,258	20,964
	人/月	1,279	1,286	1,238	840	844	892	1,035

※介護予防については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

(2) 訪問入浴介護

■サービス内容

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で2事業所が実施しており、訪問入浴車台数は合計4台となっています。利用者数は年々増加しており、2020年度には月67人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	回/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	275	284	249	264	289	309	324
	人/月	56	60	52	58	63	67	71
合 計	回/月	275	284	249	264	289	309	324
	人/月	56	60	52	58	63	67	71

(3) 訪問看護

■サービス内容

療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で9事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月238人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	回／月	223	224	206	240	259	287	337
	人／月	23	27	24	28	30	33	39
介護給付	回／月	1,358	1,485	1,647	1,596	1,707	1,835	1,976
	人／月	143	164	186	179	191	205	220
合 計	回／月	1,581	1,709	1,853	1,836	1,966	2,122	2,313
	人／月	166	191	210	207	221	238	259



(4) 訪問リハビリテーション

■サービス内容

心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要な機能回復訓練を行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で5事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月104人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	回／月	124	120	179	131	139	146	167
	人／月	10	11	20	15	16	17	19
介護給付	回／月	895	902	782	846	890	968	1,023
	人／月	70	77	71	76	80	87	93
合 計	回／月	1,019	1,022	961	977	1,029	1,114	1,190
	人／月	80	88	91	91	96	104	112

(5) 居宅療養管理指導

■サービス内容

通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で5事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月183人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	人/月	15	14	19	18	20	21	22
介護給付	人/月	144	119	149	140	152	162	178
合 計	人/月	159	133	168	158	172	183	200



(6) 通所介護（デイサービス）

■サービス内容

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。平成28年度から、定員18名以下の小規模事業所による通所介護は地域密着型通所介護に移行しています。2018年度から、予防給付は介護予防・日常生活支援総合事業に移行されました。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で25事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には月1,257人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	回/月	—	—	—				
	人/月	493	508	465				
介護給付	回/月	13,952	11,198	11,513	12,250	12,428	13,159	14,617
	人/月	1,402	1,148	1,143	1,174	1,189	1,257	1,395
合 計	回/月	13,952	11,198	11,513	12,250	12,428	13,159	14,617
	人/月	1,895	1,656	1,608	1,174	1,189	1,257	1,395

※介護予防については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

■サービス内容

心身機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活上での自立を図ります。利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し（又は送迎を行い）、心身の機能の維持回復を図って、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等の機能回復訓練を受けます。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で10事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月846人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	回／月	—	—	—	—	—	—	—
	人／月	108	126	139	132	142	152	168
介護給付	回／月	4,119	4,214	4,246	4,414	4,939	5,496	6,294
	人／月	451	494	525	556	623	694	795
合 計	回／月	4,119	4,214	4,246	4,414	4,939	5,496	6,294
	人／月	559	620	664	688	765	846	963

※介護予防については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。



(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

■サービス内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホーム等へ短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを受けます。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で13事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月441人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	日／月	61	59	68	92	114	129	139
	人／月	13	10	10	11	13	15	16
介護給付	日／月	2,797	3,518	4,057	4,338	4,508	4,679	5,329
	人／月	313	358	397	398	412	426	482
合 計	日／月	2,858	3,577	4,125	4,430	4,622	4,808	5,468
	人／月	326	368	407	409	425	441	498

(9) 短期入所療養介護（老健・病院等）

■サービス内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所して、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話等のサービスを受けます。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で8事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月119人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	日/月	8	8	8	8	8	8	8
	人/月	2	2	1	2	2	2	2
介護給付	日/月	857	772	842	925	1,017	1,076	1,155
	人/月	109	91	97	102	110	117	126
合 計	日/月	865	780	850	933	1,025	1,084	1,163
	人/月	111	93	98	104	112	119	128



(10) 福祉用具貸与

■サービス内容

家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。対象となるのは、車いすやベッド等です。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で4事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月2,643人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	人/月	467	507	566	579	627	660	730
介護給付	人/月	1,541	1,639	1,743	1,740	1,866	1,983	2,182
合 計	人/月	2,008	2,146	2,309	2,319	2,493	2,643	2,912

(11) 特定福祉用具購入費

■サービス内容

家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に対して、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用（同一年度で10万円以内）の9割（一定以上の所得の方は8割）を支給します。対象となるのは、貸与にそぐわないポータブルトイレや浴槽いす等です。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で4事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月54人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	人/月	15	13	26	20	19	20	19
介護給付	人/月	33	29	27	32	33	34	36
合 計	人/月	48	42	53	52	52	54	55

(12) 住宅改修

■サービス内容

心身の機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用（同一住宅、同一利用者の合計が20万円以内）の9割（一定以上の所得の方は8割）を支給します。

■実績と計画

利用者数は横ばいで推移しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月54人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	人／月	15	16	21	22	23	25	27
介護給付	人／月	32	26	22	26	28	29	30
合 計	人／月	47	42	43	48	51	54	57

(13) 特定施設入居者生活介護

■サービス内容

介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で2事業所が実施しています。本計画期間において2事業所の増加が見込まれ、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月213人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	人/月	9	11	9	25	27	28	32
介護給付	人/月	97	99	107	186	187	185	200
合 計	人/月	106	110	116	211	214	213	232



(14) 居宅介護支援・介護予防支援

■サービス内容

在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。



■実績と計画

平成29年12月時点において市内で34事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月3,829人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	人／月	1,141	1,188	1,183	932	966	1,000	1,123
介護給付	人／月	2,418	2,504	2,549	2,685	2,753	2,829	2,963
合 計	人／月	3,559	3,692	3,732	3,617	3,719	3,829	4,086

2 地域密着型サービス

市の指定を受け、市民にサービスを提供する地域密着型サービスの利用量は、国が住み慣れた地域で日常生活を営めることを進める中、認定者数の増加に伴い、年々増加すると見込まれます。また、本計画期間において民間活力により供給量の増加が見込まれます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■サービス内容

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

■実績と計画

現在のところ非常に少ない状況です。本計画期間において整備予定はありませんが、他自治体における同サービスの運用状況を踏まえ、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備を検討します。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護給付	人/月	0	1	1	1	1	1	1

(2) 夜間対応型訪問介護

■サービス内容

自立した日常生活を24時間安心して送ることができるよう、夜間の定期的な巡回訪問、又は通報により、利用者の自宅に訪問して入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うものです。

■実績と計画

現在、市内に実施事業者がありません。本計画期間において整備予定はありませんが、在宅介護の増加を鑑み、他自治体における同サービスの運用状況を踏まえ、需要を見極めながら、サービス供給体制の整備を検討します。



(3) 認知症対応型通所介護

■サービス内容

介護が必要な認知症高齢者が認知症対応型の通所介護事業所へ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。認知症の方が対象となります。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で4事業所が実施しています。認知症高齢者の増加に伴い、利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月58人の利用を見込んでいます。今後も、既存施設と連携を図りながら、サービス供給体制の維持、質の向上に努めます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	回/月	8	10	8	8	8	8	8
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
介護給付	回/月	446	452	498	556	596	640	689
	人/月	35	38	43	50	53	57	62
合 計	回/月	454	462	506	564	604	648	697
	人/月	36	39	44	51	54	58	63

(4) 小規模多機能型居宅介護

■サービス内容

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で12事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月273人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	人／月	14	16	21	25	26	27	30
介護給付	人／月	164	191	198	216	231	246	267
合 計	人／月	178	207	219	241	257	273	297



(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

■サービス内容

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護職員が入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で17事業所が実施しています。施設や居住系サービスのニーズが高いため、本計画期間において2施設（1施設の定員18人）の新規整備を計画しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月383人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
予防給付	人／月	0	1	1	2	2	2	2
介護給付	人／月	308	309	323	349	351	381	382
合 計	人／月	308	310	324	351	353	383	384

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

■サービス内容

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを行うものです。

■実績と計画

前計画では、市内に施設がなく利用の実績がありませんでした。本計画期間も施設の整備を行う予定はありません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(小規模特別養護老人ホーム)

■サービス内容

定員29人以下の介護老人福祉施設で、居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で3事業所が実施しています。サービスに対するニーズが高く、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月88人の利用を見込んでいます。本計画期間において整備予定はありません。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護給付	人/月	88	87	88	88	88	88	91



(8) 看護小規模多機能型居宅介護

■サービス内容

「通い」「泊まり」「訪問看護・リハビリテーション」「訪問介護」「ケアプラン」のサービスを一体化して、一人ひとりに合わせた柔軟な支援ができる、看護師を中心としたトータルケアのサービスです。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で1事業所が実施しています。本計画期間において1事業所の増加が見込まれ、2020年度には月52人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護給付	人/月	20	25	26	47	48	52	53

(9) 地域密着型通所介護

■サービス内容

平成28年4月から、通所介護のうち利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が提供するサービスについて、日常生活圏域に密着したサービスとして市町村が指定・監督する地域密着型サービスに移行したものです。

■実績と計画

平成28年度に新設されたサービスのため、前計画では、平成27年度の利用はありませんでした。平成28年以降の利用実績は増加傾向となっています。

平成29年12月時点において市内で21事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月434人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護給付	回／月		3,554	3,880	3,934	4,197	4,450	5,083
	人／月		359	392	385	410	434	495

3 施設サービス

施設サービスは、ニーズが高く、第5期計画期間においては、平成26年度に特別養護老人ホーム1施設100床の整備を行いました。

本計画期間においては、施設サービスの整備は行わず、住み慣れた地域で日常生活を営めること、また、認知症高齢者の増加を踏まえ、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護（グループホーム）2施設（1施設の定員18人）の新規整備を計画します。

（1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

■サービス内容

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で9事業所が実施しています。前計画期間中の平成27年度から、介護老人福祉施設の入所条件が要介護3以上と厳格化されましたが、サービスに対するニーズが高く、2020年度には予防給付と介護給付を合わせて月524人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護給付	人／月	502	510	517	524	524	524	524

(2) 介護老人保健施設

■サービス内容

入院治療の必要のない利用者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。

■実績と計画

平成29年12月時点において市内で7事業所が実施しています。利用者数は年々増加しており、2020年度には月437人の利用を見込んでいます。

■サービス利用実績及び見込み量

		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護給付	人／月	418	424	427	437	437	437	437



(3) 介護療養型医療施設

■サービス内容

療養型病床群等を持つ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

2018年3月までに、医療療養病床及び介護療養型医療施設については老人保健施設や特別養護老人ホーム、2018年度から新たに新設される介護医療院など介護施設等に転換し、制度は廃止されることとなっていました。廃止の期限は6年間延長されました。

■実績と計画

前計画期間中の利用者数はほぼ横ばいで推移しています。

介護医療院については、2025年度までに現在の介護療養型医療施設が転換を行うことを想定して見込み量を設定しています。

■サービス利用実績及び見込み量

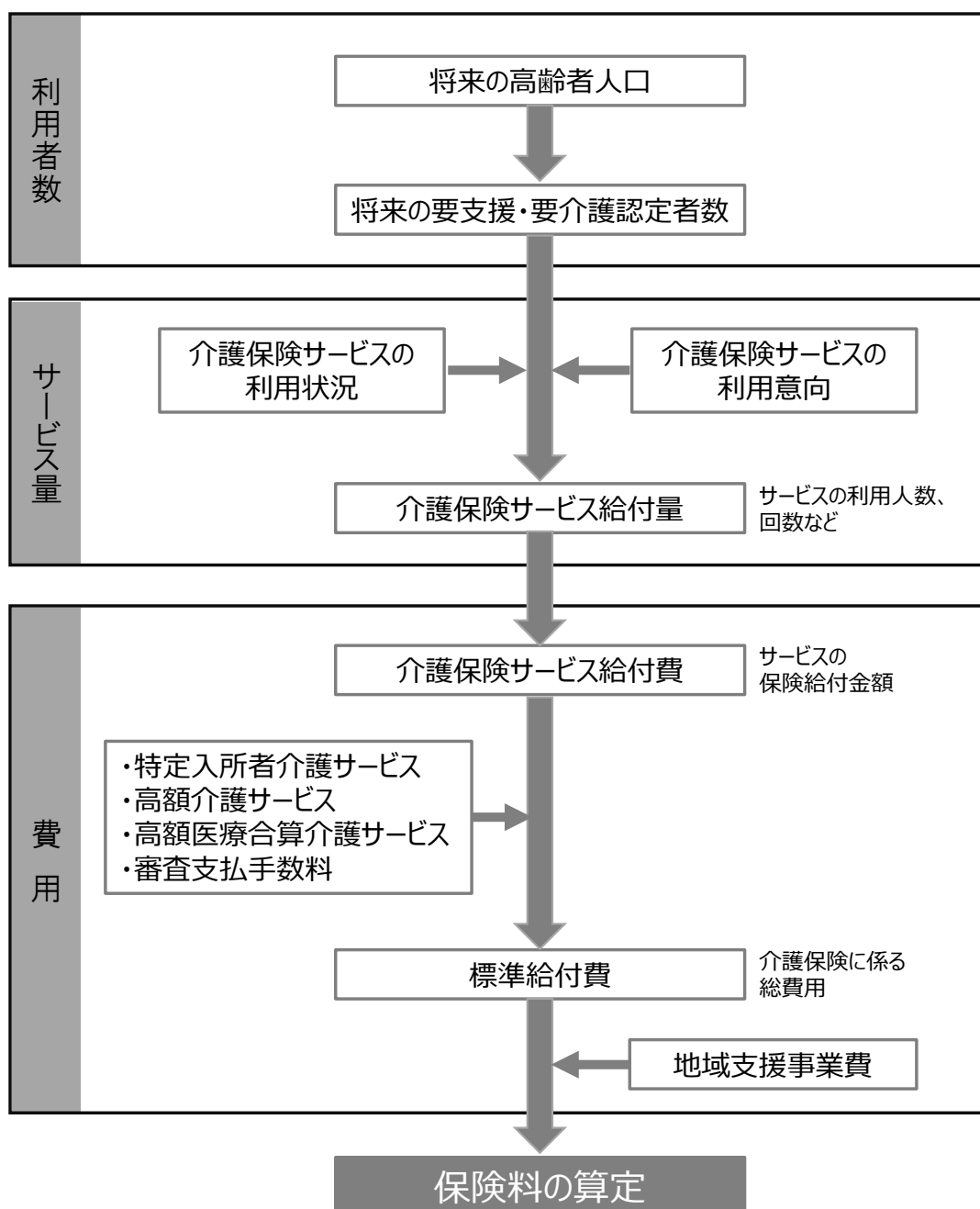
		前計画実績			本計画見込			長期
		2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29) (見込み)	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護給付	人/月	71	45	47	47	47	47	
介護医療院	人/月				0	0	0	47

4 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険料の算定

介護保険料は、要介護認定者数等の推計をもとに、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量（利用見込み量）を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。

▼保険料算定の流れ





(2) 介護保険サービス利用見込み量

ここまでに推計した各サービスの利用見込み量は以下のとおりとなります。

①介護サービスの推計見込み量

(月あたり)

項 目	単位	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回	16,890	17,133	18,258	20,964
	人	840	844	892	1,035
訪問入浴介護	回	264	289	309	324
	人	58	63	67	71
訪問看護	回	1,596	1,707	1,835	1,976
	人	179	191	205	220
訪問リハビリテーション	回	846	890	968	1,023
	人	76	80	87	93
居宅療養管理指導	人	140	152	162	178
通所介護	回	12,250	12,428	13,159	14,617
	人	1,174	1,189	1,257	1,395
通所リハビリテーション	回	4,414	4,939	5,496	6,294
	人	556	623	694	795
短期入所生活介護	日	4,338	4,508	4,679	5,329
	人	398	412	426	482
短期入所療養介護 (老健・病院等)	日	925	1,017	1,076	1,155
	人	102	110	117	126
福祉用具貸与	人	1,740	1,866	1,983	2,182
特定福祉用具購入費	人	32	33	34	36
住宅改修	人	26	28	29	30
特定施設入居者生活介護	人	186	187	185	200
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人	1	1	1	1
認知症対応型通所介護	回	556	596	640	689
	人	50	53	57	62
小規模多機能型居宅介護	人	216	231	246	267
認知症対応型共同生活介護	人	349	351	381	382
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人	88	88	88	91
看護小規模多機能型居宅介護	人	47	48	52	53
地域密着型通所介護	回	3,934	4,197	4,450	5,083
	人	385	410	434	495
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人	524	524	524	524
介護老人保健施設	人	437	437	437	437
介護療養型医療施設	人	47	47	47	47
(介護医療院)	人	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	人	2,685	2,753	2,829	2,963

②介護予防サービスの推計見込み量

(月あたり)

項 目	単位	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回	240	259	287	337
	人	28	30	33	39
介護予防 訪問リハビリテーション	回	131	139	146	167
	人	15	16	17	19
介護予防居宅療養管理指導	人	18	20	21	22
介護予防 通所リハビリテーション	人	132	142	152	168
介護予防短期入所生活介護	日	92	114	129	139
	人	11	13	15	16
介護予防短期入所療養介護 (老健・病院等)	日	8	8	8	8
	人	2	2	2	2
介護予防福祉用具貸与	人	579	627	660	730
特定介護予防福祉用具購入費	人	20	19	20	19
介護予防住宅改修	人	22	23	25	27
介護予防 特定施設入居者生活介護	人	25	27	28	32
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護	回	8	8	8	8
	人	1	1	1	1
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人	25	26	27	30
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人	2	2	2	2
(3) 介護予防支援	人	932	966	1,000	1,123



(3) 介護給付費等の推計

2018年度から2020年度までの、3年間の介護給付費及び介護予防給付費をまとめると、約308億7千万円となります。

①介護サービス給付費

(単位：千円)

項 目	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 居宅サービス	3,667,078	3,825,402	4,057,101	4,524,216
訪問介護	547,412	555,356	591,749	677,695
訪問入浴介護	36,432	39,903	42,636	44,716
訪問看護	94,470	101,142	108,739	116,912
訪問リハビリテーション	28,221	29,742	32,351	34,272
居宅療養管理指導	19,343	21,019	22,407	24,616
通所介護	1,197,870	1,220,360	1,296,686	1,435,794
通所リハビリテーション	484,963	545,112	609,200	702,270
短期入所生活介護	429,444	447,598	465,560	532,430
短期入所療養介護 (老健・病院等)	114,379	126,176	133,663	142,831
福祉用具貸与	265,086	286,274	306,024	332,436
特定福祉用具購入費	8,681	8,946	9,342	9,740
住宅改修	25,393	27,570	29,132	29,942
特定施設入居者生活介護	415,384	416,204	409,612	440,562
(2) 地域密着型サービス	2,376,701	2,457,057	2,626,850	2,750,124
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4,060	4,062	4,062	4,062
認知症対応型通所介護	70,388	75,220	80,848	86,889
小規模多機能型居宅介護	500,239	537,029	575,528	618,863
認知症対応型 共同生活介護	1,007,062	1,014,634	1,102,883	1,107,339
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	288,178	288,307	288,307	291,391
看護小規模多機能型居宅介護	133,220	137,309	149,104	152,117
地域密着型通所介護	373,554	400,496	426,118	489,463
(3) 施設サービス	3,208,322	3,209,758	3,209,758	3,209,758
介護老人福祉施設	1,629,876	1,630,606	1,630,606	1,630,606
介護老人保健施設	1,383,707	1,384,326	1,384,326	1,384,326
介護療養型医療施設 (介護医療院)	194,739	194,826	194,826	194,826
(4) 居宅介護支援	469,248	480,461	492,925	515,155
介護給付費計	9,721,349	9,972,678	10,386,634	10,999,253

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

②介護予防サービス給付費

(単位：千円)

項 目	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 介護予防サービス	174,099	187,379	200,434	221,575
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	11,565	12,467	13,811	16,255
介護予防 訪問リハビリテーション	4,235	4,489	4,741	5,397
介護予防 居宅療養管理指導	2,240	2,492	2,615	2,738
介護予防 通所リハビリテーション	49,472	53,382	57,487	63,665
介護予防 短期入所生活介護	6,408	7,996	9,004	9,796
介護予防短期入所療養介護 (老健・病院等)	691	691	691	691
介護予防福祉用具貸与	46,821	50,660	53,317	58,949
特定介護予防 福祉用具購入費	5,528	5,270	5,574	5,270
介護予防住宅改修	24,015	25,075	27,248	29,421
介護予防 特定施設入居者生活介護	23,124	24,857	25,946	29,393
(2) 地域密着型介護予防サービス	24,498	25,385	26,262	28,553
介護予防 認知症対応型通所介護	976	976	976	976
介護予防 小規模多機能型居宅介護	18,171	19,056	19,933	22,224
介護予防認知症対応型 共同生活介護	5,351	5,353	5,353	5,353
(3) 介護予防支援	49,711	51,548	53,362	59,926
予防給付費計	248,308	264,312	280,058	310,054

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

③総給付費

(単位：千円)

項 目	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
総給付費 (介護給付費＋予防給付費)	9,969,657	10,236,990	10,666,692	11,309,307
第7期	30,873,339			



(4) 地域支援事業費の推計

地域支援事業は「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されます。高齢者が要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能の構築を目的とするもので、保険者である西条市が、地域の自主性や主体性に基づき、市の実情に応じて実施していくものです。

本計画における地域支援事業費は、前計画期間中に開始された「介護予防・日常生活支援総合事業」の今後の伸びを想定して推計しています。

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	第7期合計
地域支援事業費	687,458	710,834	734,703	2,132,995
介護予防・日常生活支援総合事業費	438,608	454,221	470,162	1,362,991
包括的支援事業・任意事業費	248,850	256,613	264,541	770,004
(参考)	2025年度			
地域支援事業費	792,473			
介護予防・日常生活支援総合事業費	528,462			
包括的支援事業・任意事業費	264,011			

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(5) 標準給付費の推計

標準給付費は、介護給付費及び介護予防給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費額、算定対象審査支払手数料を加えて算出します。

(単位：千円)

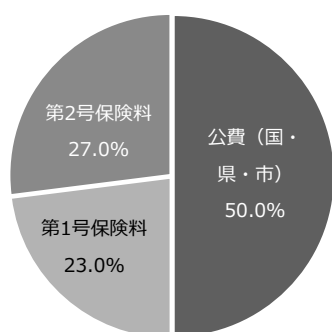
	2018年度	2019年度	2020年度	第7期合計
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	9,966,065	10,356,708	10,923,707	31,246,480
特定入所者介護サービス費	403,746	403,746	403,746	1,211,239
高額介護サービス費	245,848	263,549	282,524	791,921
高額医療合算介護サービス費	36,968	39,740	42,721	119,429
算定対象審査支払手数料	12,466	12,952	13,458	38,876
標準給付費見込額計	10,665,093	11,076,695	11,666,156	33,407,945
(参考)	2025年度			
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	11,585,058			
特定入所者介護サービス費	403,746			
高額介護サービス費	399,972			
高額医療合算介護サービス費	61,332			
算定対象審査支払手数料	16,295			
標準給付費見込額計	12,466,402			

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(6) 介護給付等に係る事業費と、地域支援事業費の財源構成

介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国（25%、調整交付金5%含む）・県（12.5%）・市（12.5%）の負担金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第6期の22%に対し第7期では23%となります。

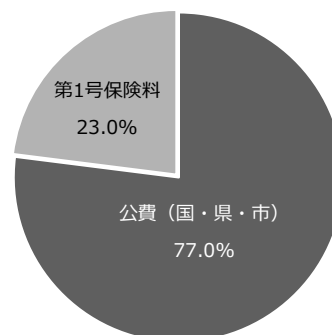
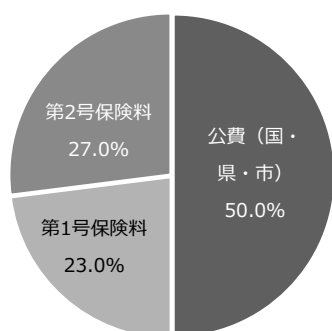
▼介護給付等に係る事業費



地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

▼地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業） ▼ 地域支援事業（総合事業以外）





(7) 保険料収納必要額の推計

介護保険事業に必要な事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、第7期の保険料収納必要額を算出した結果は以下のとおりです。

(単位：千円)

項 目			第7期 2018～2020年	(参考) 2025年
事業費	標準給付見込額	①	33,407,945	12,466,402
	地域支援事業費	②	2,132,995	792,473
	↳うち介護予防・日常生活支援総合事業費	②'	1,362,991	528,462
	事業費合計 ①+②	③	35,540,940	13,258,875
保険料 収納 必要 額	第1号被保険者負担割合	④	23%	25%
	第1号被保険者負担相当額 ③×④	⑤	8,174,416	3,314,719
	調整交付金相当額	⑥	1,738,547	649,743
	調整交付金見込交付割合(3か年の平均)	⑦	7.47%	7.67%
	調整交付金見込額 (①+②')×⑦	⑧	2,597,131	996,706
	財政安定化基金拠出見込額	⑨	0	0
	準備基金の取崩額	⑩	217,857	0
	財政安定化基金取崩による交付額	⑪	0	0
保険料収納必要額 ⑤+⑥-⑧+⑨-⑩-⑪		⑫	7,097,975	2,967,756

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

※2025年は第1号被保険者負担割合など未確定の項目が含まれています。

(8) 所得段階別被保険者数(第1号被保険者)

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。2017年度における段階別被保険者数の割合に推計人口を乗じて見込んでいます。

(単位：人)

所得段階	保険料率	2018年度	2019年度	2020年度
第1段階	0.50	6,841	6,910	6,979
第2段階	0.75	4,202	4,244	4,287
第3段階	0.75	3,364	3,398	3,432
第4段階	0.90	3,546	3,582	3,618
第5段階	1.00	4,512	4,558	4,603
第6段階	1.20	5,149	5,200	5,252
第7段階	1.30	3,704	3,741	3,779
第8段階	1.50	1,539	1,555	1,570
第9段階	1.70	1,288	1,301	1,314
合 計		34,145	34,489	34,834

※各段階の所得等の条件は次頁以降に記載しています。

なお、所得等の条件については、国による第7期の基準所得金額が第6期と変更になったことから、「第7段階と第8段階を区分する基準所得金額190万円→200万円」「第8段階と第9段階を区分する基準所得金額290万円→300万円」に変更となっています。

▼所得段階と保険料率

基準額				基準額× 1.00	境界所得 120万円 基準額× 1.20	境界所得 200万円 基準額× 1.30	境界所得 300万円 基準額× 1.50	基準額× 1.70
基準額× 0.50	基準額× 0.75	基準額× 0.75	基準額× 0.90					
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階

(9) 保険料基準額の算定

保険料基準額は、過去の実績における保険料収納率を勘案した保険料賦課総額を被保険者見込み数で除して算出します。

(単位：千円)

保険料収納必要額 ⑫	7,097,975
予定保険料収納率 ⑬	98.6 %
保険料賦課総額 ⑭＝⑫÷⑬	7,198,758
所得段階別加入割合補正後被保険者数 ⑭	97,849 人

保険料基準額（月額）＝保険料賦課総額（⑬）
÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数（⑭）÷ 12＝6,131 円

保険料基準額

保険料基準額（月額）	6,131 円
保険料基準額（年額）	73,600 円



(10) 第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

本計画期間中の所得段階別介護保険料は、保険料基準額をもとに、所得状況による以下の9段階により設定します。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者の方又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.50	36,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越え120万円以下の方	基準額 ×0.75	55,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75	55,200円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	66,200円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越える方	基準額	73,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	88,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上 200万円未満の方	基準額 ×1.30	95,700円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	110,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額 ×1.70	125,100円

※保険料は端数の調整を行い設定しています。

※第1段階の方は公費による負担軽減が図られ、保険料率が0.45%となる予定です。



第9章 計画の推進と評価

1 市民・地域・行政等の連携

高齢者福祉の取組を推進する上で、住民・関係団体等の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報を市民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、市民の参加と協力が得られる体制の整備と、活動者・団体との連携を図ります。

2 市民意識の啓発と地域福祉の推進

高齢者が社会の進展に寄与してきたことを次代に受け継いでいくという、人間社会の世代の流れを認識した上で、誰でもいずれは直面する共通の問題となるよう意識の啓発を図ります。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で社会福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

3 推進体制の整備

高齢者福祉に関する施策は、様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、評価・再調整などの継続的な取組を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

4 計画の点検・評価体制の整備

(1) 西条市介護保険運営協議会

西条市の介護保険事業の運営が円滑に推進されているかを評価する機関として設置します。被保険者やサービス提供者、公益などを代表する方々により構成され、以下の項目について評価などを行うものです。

- ◆介護保険の保険者としての制度運営についての評価
- ◆介護保険対象サービスの提供の状況についての質的・量的な評価
- ◆市とサービス提供事業者との連携や提供事業者間の連携についての評価
- ◆住民、利用者の満足度、意向から見た評価

(2) 地域包括支援センター運営協議会

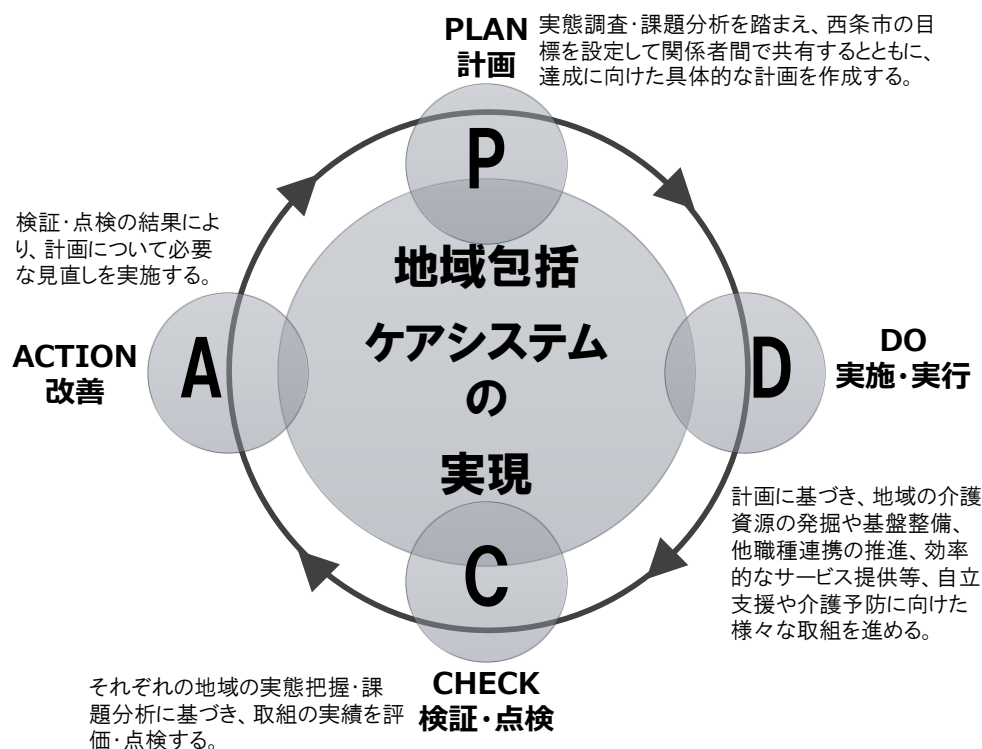
地域包括支援センターの包括的支援事業の円滑な実施・センターの中立性・公平性、人材確保が図られるようにするため、運営協議会を設置し体制を整備していきます。介護保険サービス事業者、関係団体、利用者、被保険者等の代表者で構成され、以下の機能を有します。

- ◆地域包括支援センターの設置に関すること
- ◆地域包括支援センターの運営に関すること
- ◆センター職員の確保に関すること
- ◆その他の地域包括ケアに関すること

(3) PDCAサイクルによる進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

▼PDCAサイクルのプロセスのイメージ





資 料 編

1 計画策定に至る経緯

▼西条市介護保険事業計画策定委員会の開催状況など

年 月 日	内 容
2017（平成29）年 6月22日～8月14日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」 「在宅介護実態調査」 の実施
2017（平成29）年 7月20日	第1回策定委員会 1 第7期介護保険事業計画の概要について 2 第7期介護保険事業計画の策定スケジュールについて
2017（平成29）年 11月16日	第2回策定委員会 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査 結果について 2 第7期介護保険事業計画の骨子案について 3 第7期介護保険事業計画期間（2018年度～2020年度）に おける介護サービス見込み量及び総費用について
2018年 1月9日～2月8日	パブリックコメント（意見公募）の実施
2018年 2月15日	第3回策定委員会 1 第7期介護保険事業計画（素案）について

2 西条市介護保険事業計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定するため、西条市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に対し提言を行う。

- (1) 介護保険事業計画策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画策定に関すること。
- (3) その他高齢者の保健、医療及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護サービス事業者を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険所管課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。



3 西条市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	機 関・役 員 名 等	氏 名
学識 経験	愛媛県立医療技術大学 客員教授	宮 内 清 子
市民公募	西条市在住	奥村 三重子
	西条市在住	近 藤 律 子
	西条市在住	長 井 泰 子
	西条市在住	吉 木 幸
被保険者代表	西条市老人クラブ連合会 会長	桐 野 章
	西条市シルバー人材センター 副理事長	永 易 俊 治
	西条地域労働者福祉協議会 副会長	越 智 俊 盛
	西条市障害者団体連合会 会長	越 智 義 則
介護事業者代表	西条市介護支援専門員連絡会 会長	野 村 佳 史
	特別養護老人ホーム なごみ（居宅サービス） 施設長	渡 部 妙 子
	老人保健施設 あすか（施設サービス） 事務長	玉 井 隆 行
	特別養護老人ホーム 道前荘（施設サービス） 施設長	山 中 貢
	グループホーム 緑の家 管理者	田 中 哲 也
公益代表	西条市連合自治会 会長	田 口 勝 三
	西条市連合婦人会 会長	徳 永 米 子
	西条市社会福祉協議会 会長	丹 勝 敬
	西条市民生児童委員協議会 会長	白 石 篤
	西条市健康づくり推進員連絡協議会 会長	佐々木 千栄
	西条市医師会 会長	松 浦 裕

西条市
西条市 高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画
2018年度～2020年度

2018年3月
発行 西条市高齢介護課
〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷1 6 4 番地
TEL：(0897) 56-5151 FAX：(0897) 52-1408
